

令和元年 第3回定例会

南種子町議会会議録

令和元年 9月 11日 開会

令和元年 9月 20日 閉会

南種子町議会

令和元年第3回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（9月11日）（水曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	7
町長説明	7
1. 日程第6 一般質問	10
1 番 濱田一徳君	11
1. 課題に対する取り組み姿勢について	
2. 防災計画について	
3. 農業用貯水設備について	
1. 休 憩	23
5 番 名越多喜子君	23
1. 全町民で医療費削減を	
2. 子供達に遊び場を設置すべき	
3. トンミー市場の売上金の使い方を	
4. ふるさと納税の活用について	
5. 子供達の遠征費について	
6. 島外からの土砂の持ち込みについて	
1. 休 憩	30
6 番 柳田 博君	30
1. 農業振興について	
2. 防災放送設備について	
3. 河内温泉の経営について	
4. 空き屋対策について	
5. 種子島火縄銃南種子保存会について	
1. 休 憩	43
2 番 福島照男君	43

1. 課題と目標値について	
2. 課題解決に取り組む事務局体制について	
3. 学校管理状況について	
4. 各学校の児童数予測と今後の学校整備について	
5. 小学校再編について	
6. 農業の活性化について	
7. 農業委員会の活動について	
8. ふるさと納税について	
9. 買い物対策について	
10. 宙太くんのキャラクター利用促進	
11. 観光対策	
1. 休憩	59
9 番 塩釜俊朗君	59
1. 選挙投票率の向上と選挙環境の整備について	
2. スポーツ対策及び合宿の誘致について	
3. 島間港の現状と活用について	
4. 住民要望	
1. 散会	77

第2号（9月12日）（木曜日）

1. 開議	81
1. 日程第1 議案第27号 南種子町行政財産の使用料徴収条例等の 一部を改正する条例制定について	81
総務課長説明	81
質疑	82
9 番 塩釜俊朗君	82
討論	83
採決	83
1. 日程第2 議案第28号 南種子町高齢者コミュニティセンターの 設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例制定について	84
教育委員会社会教育課長説明	84
質疑	84
討論	84

採決	84
1. 日程第3 議案第29号 南種子町営農研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	84
総合農政課長説明	85
質疑	85
討論	85
採決	85
1. 日程第4 議案第30号 南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について	85
総務課長説明	85
質疑	86
討論	86
採決	86
1. 日程第5 議案第31号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	86
総務課長説明	86
質疑	87
4番 河野浩二君	87
討論	88
採決	88
1. 日程第6 議案第32号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について	88
総務課長説明	88
質疑	89
討論	89
採決	89
1. 日程第7 議案第33号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について	89
総務課長説明	89
質疑	90
4番 河野浩二君	90
討論	90

採決	90
1. 日程第8 議案第34号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	
の一部を改正する条例制定について	90
総務課長説明	90
質疑	91
討論	91
採決	91
1. 日程第9 議案第35号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部	
を改正する条例制定について	91
総務課長説明	91
質疑	92
討論	92
採決	92
1. 日程第10 議案第36号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一	
部を改正する条例制定について	92
総務課長説明	92
質疑	92
4番 河野浩二君	93
討論	93
採決	93
1. 日程第11 議案第37号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、	
期末手当及び費用弁償に関する条例制定	
について	93
総務課長説明	93
質疑	94
9番 塩釜俊朗君	94
4番 河野浩二君	94
討論	95
採決	95
1. 日程第12 議案第38号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与	
に関する条例制定について	95
総務課長説明	95
質疑	96
4番 河野浩二君	96

討論	97
採決	97
1. 日程第13 議案第39号 南種子町印鑑登録及び証明に関する条例	
の一部を改正する条例制定について	97
総務課長説明	97
質疑	99
4 番 河野浩二君	99
討論	99
採決	99
1. 日程第14 議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部	
を改正する条例制定について	99
保健福祉課長説明	100
質疑	100
9 番 塩釜俊朗君	100
4 番 河野浩二君	101
討論	101
採決	101
1. 日程第15 議案第41号 南種子町国民健康保険基金条例の一部を	
改正する条例制定について	101
保健福祉課長説明	102
質疑	102
討論	102
採決	102
1. 日程第16 議案第42号 南種子町水道事業給水条例の一部を改正	
する条例制定について	102
水道課長説明	103
質疑	103
討論	103
採決	103
1. 休 憩	103
1. 日程第17 議案第43号 令和元年度南種子町一般会計補正予算	
(第2号)	104
総務課長説明	104
質疑	106

8 番 小園實重君	106
4 番 河野浩二君	107
6 番 柳田 博君	109
4 番 河野浩二君	109
6 番 柳田 博君	110
4 番 河野浩二君	110
6 番 柳田 博君	112
8 番 小園實重君	112
6 番 柳田 博君	114
討論	114
採決	114
1. 日程第18 議案第44号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算（第2号）	114
保健福祉課長説明	115
質疑	115
討論	115
採決	115
1. 日程第19 議案第45号 令和元年度南種子町介護保険特別会計補 正予算（第2号）	116
保健福祉課長説明	116
質疑	117
討論	117
採決	117
1. 日程第20 議案第46号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算（第2号）	117
保健福祉課長説明	117
質疑	118
討論	118
採決	118
1. 日程第21 議案第47号 令和元年度南種子町水道事業会計補正予 算（第2号）	118
水道課長説明	119
質疑	120
討論	120

採決	120
1. 日程第22 同意第4号 教育委員会委員の任命について	120
町長説明	120
質疑	121
討論	121
採決	122
1. 散 会	122

第3号（9月20日）（金曜日）

1. 開 議	125
1. 日程第1 提案理由の説明	125
副町長説明	125
1. 日程第2 議案第48号 令和元年度南種子町一般会計補正予算（第3号）	125
総務課長説明	125
質疑	126
4番 河野浩二君	126
8番 小園實重君	126
討論	127
採決	127
1. 日程第3 認定第1号 平成30年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について	127
1. 日程第4 認定第2号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	127
1. 日程第5 認定第3号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	127
1. 日程第6 認定第4号 平成30年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	127
1. 日程第7 認定第5号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	127
総務課長説明	128
保健福祉課長説明	131
水道課長説明	131
保健福祉課長説明	133

保健福祉課長説明	133
質疑	134
8 番 小園實重君	134
1. 休 憩	136
1. 日程第8 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書	136
2 番 福島照男君説明	136
質疑	137
討論	137
採決	137
1. 日程第9 閉会中の継続調査の申し出	137
1. 日程第10 議員派遣の件	137
1. 閉 会	138

令和元年第3回南種子町議会定例会会期日程

9月11日開会～9月20日閉会 会期10日間

月	日	曜	日 程	備 考
9	11	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（5名）
	12	木	本 会 議	1. 議案審議 (1) 条例 16件（議案第27号～第42号） (2) 予算 5件（議案第43号～第47号） (3) 人事 1件（同意第4号）
	13	金	休 会	
	14	⊕	休 会	
	15	⊕	休 会	
	16	⊕	休 会	
	17	火	休 会	
	18	水	休 会	
	19	木	休 会	

	20	金	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 予算 1 件 (議案第 4 8 号) (2) 決算 5 件 (認定第 1 号～第 5 号) 3. 発議 (意見書) 4. 閉会中所管事務調査 5. 議員派遣
--	----	---	----------------	---

令和元年第 3 回南種子町議会定例会

第 1 日

令和元年 9 月 11 日

令和元年第3回南種子町議会定例会会議録
令和元年9月11日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	4番	河野浩二君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	小園實重君
9番	塩釜俊朗君	10番	広浜喜一郎君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小園裕康君	副 町 長	小脇隆則君
教 育 長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高田真盛君
会計管理者 兼会計課長	小川ひとみさん	企画課長	稲子秀典君

保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	向 江 武 司 君
水 道 課 長	日 高 勉 君	保 育 園 長	園 田 一 浩 君
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	島 崎 憲一郎 君	教 育 委 員 会 社会教育課長	松 山 砂 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	古 市 義 朗 君		

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから、令和元年第 3 回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、8 番、小園實重君、9 番、塩釜俊朗君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○9 番（塩釜俊朗君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 9 月 11 日から 9 月 20 日までの 10 日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 9 月 11 日から
20 日までの 10 日間に決定しました。

日程第 3 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局
長。

○事務局長（濱田広文君） 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思います。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和元年 5 月分から 7 月
分までを配付しております。

それから、平成 30 年度決算審査意見書、財政健全化判断比率に係る審査意見書を
配付しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、6 月 18 日から 9 月 10 日までの分につ
いて列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。

議長会関係であります。8月7日、種子島屋久島議会議員大会臨時会が開催され、第8回種子島屋久島議会議員大会が10月3日、屋久島町で開催することが決定されました。

一部事務組合関係であります。7月4日、熊毛地区消防組合議会臨時会が開催され、条例2件、水槽付ポンプ自動車購入2件と一般会計補正予算第1号が提案され、原案可決されました。また、議選監査委員として、名越多喜子議員が選任されました。

同日、種子島産婦人科医院組合議会臨時会が開催され、議選監査委員として、塩釜俊朗議員が選任されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 行政報告の前に、本日予定をいたしておりましたロケット打ち上げについてでございますが、移動発射台付近での火災を確認したため、本日の打ち上げについては中止となったところでございます。現在、原因については調査中ということでありまして、新たな打ち上げ日時につきましては、決定次第お知らせをするということでございます。

それでは、行政報告3件について申し上げます。

まず、種子島空き家・空き地等の利活用に関する連携協定について報告いたします。

この協定は、西之表市、中種子町、南種子町と株式会社川商ハウスが、空き家・空き地等の利活用を図ることにより、島内への定住促進と良好な住環境の保全を図るために、協定を締結したものでございます。

調印式については、7月26日に中種子町においてとり行われました。

専門的な知識や資格を有する株式会社川商ハウスとの協定締結により、南種子町といたしましても、物件等の所有者や相手側としましても安心して話を進めることができるものと考えております。

また、本町の空き家改修・移住定住促進対策に係る補助金につきましても、要綱の制定を図りまして、補正予算を提案をするところでございます。

今回の協定書締結により、空き家対策、移住定住促進が進んでいくものと考えております。

次に、暮らしの便利帳の協定締結について報告いたします。

日々の暮らしに役立つ行政情報が盛り込まれた「暮らしの便利帳」を発行するため、株式会社サイネックスと官民共同発行に係る協定を8月22日に締結いたしました。

この行政情報誌は、民間のノウハウを生かし、行政の費用負担をせずに発行するものでございまして、令和2年1月に町民の皆様に配布をする予定となっております。

次に、令和元年産早期水稻について報告いたします。

令和元年産早期水稻につきましては、自家食用を含む栽培戸数は477戸、栽培面積は298ヘクタールとなっております。水田の約41%に作付され、植付けは平年並みの3月中旬から始まり、生育状況は4月上旬から5月上旬の低温の影響で、茎数が少なく、穂数もやや少なく推移をいたしました。

6月の出穂以降も低温や日照不足により、登熟がやや不良となり、熊毛・大島地区の作況指数は98のやや不良で、10アール当たり収量は411キログラムとなったところであります。

収穫開始は、平年より1日遅い7月16日から始まり、収量は平年の94%で、米の検査結果では、1等米比率が38.4%と、昨年より10%高くなりましたが、品質は低い結果となりました。

この要因といたしましては、登熟期の日照不足が影響し、不稔や米の透明感が少ないことによる充実度不足でありました。

水田農家にとって、米価の低迷と品質低下により、非常に厳しい状況が続いており、品質向上対策の支援を今後とも講じてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、町長提出の議案第27号から議案第47号、同意第4号及び認定第1号から認定第5号までの27件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、条例案件16件、予算案件5件、人事案件1件、決算案件5件の計27件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第27号は、南種子町行政財産の使用料徴収条例等の一部を改正する条例制定についてございまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備を行うもので、あわせて地籍調査による地番の変更について、所要の改正を行うものでございます。

議案第28号の南種子町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第29号の南種子町営農研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、地籍調査による地番の変更について、所要の改正を行うものでございます。

議案第30号から議案第38号までは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度の導入に関して関係条例の整備を行うものでございます。

議案第39号は、南種子町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第40号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第41号は、南種子町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定についてございまして、平成30年度の国保制度改正に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第42号は、南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてございまして、水道法等の一部改正に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第43号は、令和元年度南種子町一般会計補正予算（第2号）でございまして、8,491万円を追加し、総額57億2,919万4,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、個人町民税、普通交付税などが主なものでございます。

歳出につきましては、定住対策（住宅改修）補助、教員住宅補修工事、公共土木施設災害復旧事業などが主なものでございます。

議案第44号から議案第47号までは、各特別会計の補正予算でございます。

議案第44号は、令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございまして、直営診療施設勘定繰出金が主なもので、689万2,000円を追加し、8億4,328万円とするものでございます。

議案第45号は、令和元年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、前年度分職員給与費等精算返納金が主なものでございまして、61万4,000円を減額し、6億9,260万4,000円とするものでございます。

議案第46号は、令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、被保険者保険料納付金が主なもので、391万8,000円を追加し、8,721万2,000円とするものでございます。

議案第47号は、令和元年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、各施設のポンプの修繕及び農村地域防災減災事業に伴う水道管移設工事が主なもので、事業活動に伴う収益的収入で2,774万9,000円、支出で982万4,000円をそれぞれ増額し、また、資本的収入で544万1,000円、支出で2,766万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第4号は、教育委員会委員の任命についてでございまして、任期満了に伴い再任するものでございます。

次に、決算案件について御説明申し上げます。

認定第1号は、平成30年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定についてでございまして、歳入歳出決算書に監査委員の意見書及び当該決算における主要な施策の成果を説明する資料等をあわせて認定に付するものでございます。

また、地方公共団体の財政の健全化判断比率についても、監査委員の意見を付して報告をしてございます。

平成30年度の行政執行に当たりましては、長期振興計画を指針としながら、各種施策の事業を積極的に推進し、限られた財源の重点配分とその効率化に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額59億5,657万7,817円、歳出総額59億3,073万6,166円となり、形式収支で2,584万1,651円の黒字となりました。

このうち、令和元年度への繰り越すべき財源として繰り越した34万9,000円を差し引いた実質収支は、2,549万2,651円の黒字となったところでございます。

また、1,300万円を地方自治法及び地方財政法に基づく剰余金積立金として財政調整基金に積み立てましたので、令和元年度への繰越額は1,249万2,651円となっております。

認定第2号は、平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、被保険者の健康保持・増進と、疾病の早期発見を重点課題として取り組み、特定健診の受診率向上と医療費の抑制を図り、国民健康保険

事業の本旨を踏まえながら、適正かつ健全な運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額 8 億 8,959 万 8,806 円、歳出総額 8 億 8,210 万 6,389 円となり、形式収支で 749 万 2,417 円の黒字となりましたので、全額を地方自治法に基づく剰余金積立金として、国民健康保険基金に積み立てたところでございます。

認定第 3 号は、平成 30 年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、安全で安定した水道水を供給するため、町内施設の維持管理と適切な管理運営の強化に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額 4 億 1,991 万 5,444 円、歳出総額は 4 億 1,695 万 482 円となり、形式収支で 296 万 4,962 円の黒字となりましたので、全額を水道事業（企業会計）への繰越額としたところでございます。

認定第 4 号は、平成 30 年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、第 7 期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図り、健全運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額 6 億 5,720 万 6,911 円、歳出総額は 6 億 5,630 万 8,701 円となり、形式収支で 89 万 8,210 円の黒字となりましたので、全額を令和元年度への繰越額としたところでございます。

認定第 5 号は、平成 30 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、後期高齢者の保険料の適正な賦課徴収、疾病の早期発見と早期治療の啓発を行い、医療費の抑制を図ってきたところでございます。

その結果、歳入総額 8,974 万 7,306 円、歳出総額 8,764 万 7,876 円となり、形式収支で 209 万 9,430 円の黒字となりましたので、全額を令和元年度への繰越額としたところでございます。

今期定例会に提出しております案件は、以上 27 件でございますが、このほか追加議案といたしまして、予算案件 1 件を予定しております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第 6 一般質問

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 6、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○1 番（濱田一徳君） 皆さん、おはようございます。

私は、高校卒業してから42年間、転勤族でありまして、鹿児島県下のあちこちを回ってきました。まず、赴任地に行きますと、必ず自己紹介があります。そこで私は決まって言っていたことが、「私の出身地は、常に日本の歴史の先端を走っているところです。皆さんわかりますか。昔は鉄砲で日本の歴史を変え、今はロケットを打ち上げて日本の未来を切り開いている島、種子島の南種子町です」これを42年間、何十回となく言ってきました。皆さんにも町外に出られるときは、この南種子町のPRをよろしくお願いします。

きょうは、H－ⅡB 8号機が上がるということで楽しみにしとったんですけども、残念ながら延期ということで、次回、万全の態勢で打ち上げ成功することを祈りながら、私の質問に入りたいと思います。

1点目の課題に対する取り組み姿勢ということで、これまでの議会の議事録を見ても、「検討します」あるいは「検討させてください」などという答弁が多々あります。しかし、その後の記録を見ても、検討結果の回答が見当たりません。議員が再質問したとき以外には、どこにもこの検討結果というのが出てこないんです。

もしかしませんでしたら、議員本人にその検討結果というのが伝わっているのかもしれませんが、そうしたところ、住民にはその検討結果が伝わらないということになります。

きょう、この場で、また「検討します」という回答があると思いますけども、この場合に、きょう傍聴に来ている方々は、恐らく、あの「検討します」の結果はどうなったのだらうと思うのが普通だらうと思います。

議会の場で、質問に対して「検討します」という回答をしたのであれば、真剣に検討を加え、次の議会の場合か、あるいは広報紙などによって検討した結果、どうこうだったという回答があってもいいんじゃないかというふうに思っているんですけども、当局のほうはどのように考えておりますか、回答を伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

議会での質問等に対する検討・結果等につきましては、全国的に、他の自治体においても、次の議会や広報紙などにおいて、全てを結果報告をするということは、余り行われていないようでございますけれども、これについては、すぐ対応できるものもございますし、時間を要するものや、できないものもございます。

また、検討の結果、実施する場合においては、予算の絡むもの等については、予算措置がされる時点において、議会に提案・説明をすることになりますので、こちら辺については御理解をいただきたいと思います。

なお、すぐ実行できるものについては、速やかに対応をしてきております。一定の期間を要するものなど、実行できない案件については、期間を要するものもございいますから、何が原因なのか、しっかり検証するように職員にも指示をしてございまして、今のところ、毎議会において報告をするというわけには、なかなか即まいりませんけれども、ここについては、今後どういう形が一番いいのか、そういうことも含めて、調査研究はしてまいりたいということで、御理解をいただきたいと思います。

6月の定例会でもいろいろございまして、検討しているものもあります。速やかに実施をされたものも数件ございますので、そこについては、今後ちょっと調査もさせていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） この前、議員の広報紙作成、議会だより、これの研修に行ってきましたところ、やはり他の市町村からも、「検討します」の検討結果が住民に伝わってこないという、そういうのが出ておりました。できるだけ我々も、この検討結果を町に問い合わせ、それを議会だより、あるいは町民に何らかの方法で知らせる、そういうのを進めていきたいと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。

課題に対するプロジェクトチームの編成ということであります。町長の選挙公約にありました未来会議、これについて、私は選挙期間中から、具体的な中身は別として、大筋で私と同じ考えを持っているのかなというのは思っておりました。

6月議会で私は、「町長以下3役と10人の議員が意見を出しても、13個の意見しか集まらないと。しかし、役場職員が真剣に考えて意見を出せば、100個以上の意見は集まるんじゃないんですか」という話をしましたが、この趣旨というのは、町民と行政が一体となって意見を出し合い、総合力を発揮して南種子町の将来を真剣に考える時期が来ているんじゃないかという考えで、まずは、役場職員にそこら辺を真剣に考えてもらいたいという意味から、職員の士気の高揚ということを取り上げたところなんです。

今後の南種子町の発展のために、町長の言われる未来会議などで幅広い分野の意見を集約して、それを行政に反映させることが重要ではないかと考えます。

そこで、南種子町の課題への取り組み姿勢についてですが、通常、問題が発生し

た場合、大概の場合は主管する担当部署、ここで課長なり係長が中心となって善後策を検討するのが普通です。行政の事務分掌表からも明確に業務範囲が示されており、それはそれで業務をスムーズに遂行する上からも必要であり、また責任の明確化ということからも重要なことです。

しかし、場合によっては、なかなか担当課だけでは事が進まない場合もあります。例をとりますと、これは私がぱっと考えたことなんですが、キャトルセンターや堆肥センターを黒字にするためにはどうしたらいいのか、町の人口の減少を食い止めるにはどうしたらいいのか、企業を誘致するにはどうしたらいいのか、ふるさと納税をもっとふやすにはどうしたらいいのか、商店街の活性化を取り戻すにはどうしたらいいのか、農業者所得の向上を図るにはどうしたらいいのか、いろんな課題があると思います。

まだ上げていけば、いろいろとあると思うんですけども、これらの課題について、幾度となく議会でも取り上げられていますし、また歴代の町長も取り組んできたはずですが、いまだに目立った成果というのが得られていないというのが実情じゃないかと思います。

これらの問題は、担当部署で真剣に検討はされていると思うんですけども、どのような方法で検討しているのかも、はっきり言って見えてきません。そろそろこの前例踏襲的な考え方を捨てて、何らかの手だてが必要ではないかと考えたわけです。

そこで、私、提案したいんですけども、まず、課題に対して役場の幹部会議等で議論して、幹部全員が認識を一つに情報を共有しまして、優先順位をつける。課題にもよりますが、各課、係を度外視して人員を集め、1つのプロジェクトチームを編成します。言えば、総合農政課から1名、あるいは建設課からも1名、税務課からも出せ、会計からも出せ、水道課からも出せと、そういうふうに、あちこちの分野から人を集めるわけです。緊急を要するものであれば、責任者を決めて、そして通常業務はもう他の人に任せる、その議案だけに専念させる。長期的なものであれば、週に2時間でも3時間でもいいですから、例えば、「木曜日の3時にはみんな集まってください」ということで、そのメンバーに入れた人たちを集めて、そして真剣に議論させる。

そして結果を第1案、第2案というふうに町長に提言書として上げて、それで町長はそれを各幹部会議でじっくりと練って、「じゃ、今回はこの案で行ってみましようか」と。これがだめなら、「じゃ、次は2案で行ってみましようか」と。やっぱりこれもだめやったなど、そんならもう1回、メンバーを組み直すかと。そういうふうに、何らかの方法で事に当たるといふ、そういう姿勢も大事じゃないかなと思うところなんです。これについて、町長はどのように考えていらっしゃるか見解

を伺いたいんですけども。

なお、余談になりますけども、前回、6月議会で同僚議員が、「もうかる農業会議の設置」ということを提言いたしました。考え方は全く私も一緒なんですけども、正直、私は「しまった、先を越されたなあ」という思いで、あえて同じような提言をしたような次第です。これについては、二番煎じになったんですけども、どうしても町長がどのように考えているか考えを伺いたくて再質問した次第です。よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまで行政の中でも一部そういうあり方については出てきた時代もあります。全国的にそのような係制度をちょっと度外視した動きというのは、なかなか進んできておりませんけれども、興味深い提案でもあるなあというふうには思っています。

この全庁的な課題への取り組みについては、現状においては所管する事務分掌に基づいて、課長、係長を中心に検討をし、取り組んでいくというのが、これまで、そしてまた今行われている基本であります。そして、その大きな課題等については、現状では副町長をキャップに検討するなどして取り組んでできているところでございます。

今後においては、現在、今回、いろいろ条例のことも出ておりますけれども、働き方改革とかそういったものもいろいろ案件に出てきてございますので、そういうことも考慮しながら、効果的・効率的な事務分掌のあり方については考えていかなければならないとそうように考えております。

6月議会での同僚議員の提案の中においても、私も答弁をいたしました。その中で、未来会議の中において農業分野も含め、あらゆる分野から加わっていただいた方々に、そういった御意見を賜りたいということも申し上げました。そしてまた、議員が言われましたこれまでの継続した課題等についてもたくさんございますけれども、当然、こういった長期でやられていることについても、極力成果が出てまいりますように、また、部内だけの意見ではなくて、当然この会議等において協議・検討していただき、御意見を賜ることができればなあというふうに思っているところでございますので、ここら辺については、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今の提言は、私が過去42年間に経験したこと、これで話をさせてもらいました。

私が以前いた職場は、大きな何かがあると特捜本部を組みます。それは係を問わ

ず、あらゆる分野から引っ張ってきます。極端な言い方ですけども、皆さん方がひょっと考えて、「会計課の職員が何でああいう事件に関係あるの」というような場合でも、やっぱり入れてチームを組みます。いろんな分野でです。

ですから、一つの分野というのは、これは、例えば総合農政課でありますと、農政のほうについては非常にたけているかもしれませんが、ほかの分野になるとちょっとどうかなという、それを補うという意味から、いろんなところから人を集めると。これは非常に、やってみれば、なかなか成果が上がるものでありまして、私も現職中、何度となくそういうチームを組んでやりましたけども、ぜひ、今後、真剣にちょっと考えてみてもらって、南種子町の将来ということで。

もうあと二十数年後には、2,962名だったですね、人口が、あと26年度は。こうなった場合のことを考えて、もうそろそろいろんな取り組みをしていくべきじゃないかなと。特に、町長は若いです。町長もそういう志を持って、町長選に立候補して、住民の支持を得たわけですから、ぜひ、そこら辺、思い切った改革をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

防災計画ということで、避難誘導はどのように考えているかということではちょっと質問します。

災害が発生する恐れのある場合の避難誘導ということで、避難指示が出されても、家が一番、今まで危ないと思ったことは一度もないんだと、なかなかこれで頑固に避難してくれない人がいるんです。あるいは避難したくても移動手段がないという方もいらっしゃる。家におれば大丈夫かなあというような、そういうあれで、計画書などには事細かく作成はしていると思うんですけども、よく言われるんですけども、早目の避難勧告を出す、避難指示を出すというその的確な判断と、それから住民への広報、こういうのは重要じゃないかなとそう思うんですけども、避難経路、手段方法、あるいはこの民生委員と集落民相互の連携による避難誘導など、こういうのを計画書にどのように反映しているのかどうか、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

なお、この質問の趣旨というのは、私は前、台風の真ただ中で、雨、風が一番強くなったときに、そのときに部下を現場にやるかどうか、非常に自分で葛藤したことがあります。やらなければ批判を受ける、やれば部下の命が危険にさらされると。これは経験した者でないと、ちょっとそのときの感情と心情というのは理解できないと思うんですけども、それが今度は町長の肩にかかってきます。消防団員を現場にやるかどうか、あるいは消防長が判断したとしても、最終的には町長の責任になってきます。そこら辺も踏まえて、町長がしっかりと計画書に目を通していた

だきたいということでこの質問を出しました。よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

避難誘導につきましては、町内の避難所への避難経路として、地域防災計画の資料編の中に、国道・県道・町道について示しておるところであります。

また、手段方法、民生委員と地域住民の連携等につきましては、地域防災計画では、共有するように努めるという形で反映をされておりますが、詳細な取り組み方法についてまでは、計画書等においては作成がされておられません。

今後も、これまで同様、地区単位での防災訓練を実施をしてまいります。その中で、それぞれの地域に合った計画・取り組みについては行っていかなければならないと考えているところであります。

なお、本年度作成予定の防災マップに緊急避難場所、そしてまた避難経路等も記載をすることとしておりますので、そこについては、住民へしっかり周知をしていきたいというふうに考えております。

今、議員からもありましたようなそういう詳細の手段、そしてまた、なかなか移動についてもそういう懸念をされるところもありますので、そういったところについてもいろいろ御意見を賜りながら、そういった対応がしっかりできるようなことが今後、内部においても協議をして詰めていかなければならんことだというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） なかなかこの民生委員と地域住民の連携と、一言で私も言いましたけども、個人情報の関係かれこれで、ここは非常に難しいんですよ。どこまで民生委員が本人の個人情報を集落民に語っていいものかどうか、こういうのもあります。

これは、やはりその現場において具体的に判断がなされなければ、対応を誤ってしまうということで、普段のこの心構え、あるいは訓練、こういうのが大事になってきます。

9月の1日は全国防災訓練の日ですかね、これに指定されていますけども、町としましても何らかの形で防災訓練行おうと思うんですけども、そういう場合に、やはり幹部は下の者に対して具体的に指示を出さないと、昔みたいに、「お、気をつけよ」と、その一言じゃだめなんですよ。もう本当、「こういう場合はこうしなさい、こういう場合はこうしなさい、わからんときにはすぐ連絡せえよ」と、そこまで具体的に指示をしないと、今のこの情勢というのは、幹部がどこまで指示をしたかと最後はそこに集中しますので、皆さん方も大変だろうと思うんですけども、そこら

辺は本当真剣に考えてやってもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

私は帰ってきました3年目になりますけども、最初に思ったことが、暗いんですよ、町が。町というのか、村が暗いんですよ。上中に来ても、私はコインランドリーによく洗濯物を乾かしに行ったりするんですけども、ちょっと30分、40分の間にそこら辺を歩いて運動しようかなと思って歩くんですけども、もうちょっと行くと真っ暗で、怖くなって帰ってくると。私の集落なんか外灯が少ないもんですから、夜歩くとなるとマムシが多いんですよ。夜はマムシが出てきて、私の家の庭にもこの前1匹見つけたんですけども、そんな状態です。

それで、非常に暗いと。集落民にも「何でこんな外灯が少ないのよ」と聞いたところ、以前は町が電気代を負担していたと。その後、自分たちで外灯の電気代を負担せんないかんということで、みんなとてもじゃないが払いきらんということで外したんだと。今また町が負担してくれるということになったと。今、要望すればつけてくれますよということだったんですけども。私の集落民、あるいは地域の人から「暗いよな、もうちょっと外灯ふやしてもらえんのかな」という意見はよく届くんですけども、それは町のほうに届いていないのも実情じゃないかなと思います。

それで、ただ外灯が幾らあっても、今の外灯というのは全部電気ですよ。台風のとくにほとんど停電します。この種子島は昔から台風の通り道みたいになっていて、台風が来るたびに停電するんですけども、そうしますと幾ら外灯があっても、真っ暗すみで何も見えないというのが実情じゃないかと思うんです。

私は、自分の家の道路から玄関まで行く間に、鹿児島的大型のお店、ディスカウントショップですか、ここに行ってソーラーの感知式のライト、これを買ってきて幾つか置いているんですけども、これはセンサーで感知して光らせるというやつで、値段的にも私が使っているのが、確か1,000円以内、700円ぐらいだったですか、物にもよるんですけども、そんなに高い物ではないです。このソーラー式の外灯、これを各集落の数箇所、電信柱でも何でも、人の家の壁にでも、人がよく通るところ、こういうところに設置してもらえば、これ台風で電気がなくても、私の経験から大雨が降って1日日が照らなくても、夜はしっかりそのライトは照らしてくれます。

こういうのを、そんなに高いものじゃないです。集落にそういうのを何個か、主要拠点につけてもらえれば、ずっとついている必要はないんです。そこを通ったときにその場を明るく照らしてくれればいいわけですから、そういうのをつけるというか、そういう要望はできないのかなと。町のほうが予算的なこともあると思うんですけども、どのように考えているか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

この防犯灯につきましては、ただいま議員のほうからもありましたように、以前、町が防犯灯設置をして、そしてまた、このことについても管理もし、そういうふうに進めておったこともあります。一時予算の関係で地元の負担というふうなことで、何回かそういうことがあったようでございます。

現在においては、また本町において設置もしておりますけれども、現在の設置の防犯灯につきましては、ＬＥＤ化をする方向で進めてきております。そして、８月末現在で、町内７００基中、２４６基の３５．１％がＬＥＤの防犯灯になっているということでございます。新規の依頼等についても、ＬＥＤの設置を行ってきているところであります。

議員から御指摘のソーラー式の防犯灯につきましては、電柱等に取りつけられる防犯灯もあるということでございますので、今後実際に災害時、そしてまた光の範囲とかそういったものについても、災害時に対応可能なかどうか、そういったものについてもちょっと調査をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○１番（濱田一徳君） 今、避難誘導から、夜道のことまで来ました。次は、避難場所のことについてちょっと質問したいと思います。

私の子供は、鹿児島で介護職をしているんですけども、去年の台風の時、私に「お父さん、何で、みんな避難してください、避難してくださいと言うのに、避難所に行かないか知ってる」と、こういうこと言われるんですよ。特にお年寄りの方なんかは避難しないと。中には積極的に行く方もいるんですけども、私も経験がありますけども、幾ら説得しても「家が一番よかとや」と言うて避難しない人もおったんですけども、そういうことで、子供に私は「そなた、家が一番いいと思うちょっとからよ」という話をしたんですけども、私の子供が言うには「そうじゃないんだ」と。お年寄りはトイレも近いんだと。夜はおむつをする人もいるんだと。中にはもう夜になると足腰が弱って、ふらふらしながらトイレにも行けない人もいるんだと。だからこの避難所には介護をできる職員、これを１人、２人配置したら、またお年寄りの方なんかにも安心感を与えて、そして避難してもらえるんだよと。そのためには、地元の介護施設、こういうところなんかとの連携も要りますし、また非常に難しい問題も抱えていると思うんですけども、積極的にこういう介護職員なんかの避難所への配置、こういうのも考えなければならぬんじゃないかなと、私思った次第です。

そこで、町のほうに、私のこの意見に対してどのように思うか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、お答えいたします。

本町において、台風等の災害に備え、避難所を開設する場合においては、現在は各避難所に職員を2名体制で配置をして対応してきております。

介護職員の配置につきましては、地域防災計画の中において、避難生活が長期化することが予想される場合においては、そのように配慮することにしておりますので、いつでも対応できる体制づくりというのを今後ますます強化していかなければならないというふうに思います。

ただ、通常の避難体制において、今おっしゃられるようなことは十分考えられますし、認識もしておりますが、そこについては、今すぐ対応というわけにはなかなかまいりませんので、この防災計画、そしてまたこの避難のあり方等については、十分、今後そこら辺も含めて協議をし、詰めてみたいとそのように思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） ぜひ、積極的にそういう、これは危ないなと、この台風はみんなを避難させないと危険だな、あるいは大雨でこれはちょっと危険だなというそういう状況がある場合は、やはり介護職員の配置というの、ひとつ検討方をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

3番目の農業用貯水設備、貯水設備というのか、言葉はちょっとわかりませんが、要は農業用のため池みたいなものと想像してもらえば結構だと思います。

農家にとって水というのは、非常に大事なものでありまして、今では各家庭に簡易水道が敷かれまして、使用料に応じてお金を払いますが、農家の人は生活用水のほかに、作物への消毒であったりとか、あるいは除草剤だとか、あるいは農機具を使った後の洗浄の水とか、こういうのが必要になってきます。

自分が西之ですから西之のことしか余りよく見ていなかったんですけども、西之地区を見たところ、こういう農業用の水の設備といいますか、これが田代と平野ですか、あとどっか野尻か木原に1カ所あるような話も聞いたんですけども、そういうふうに、ほんの二、三カ所しかないということで、地元の人に聞きますと、やはり、人のところに行って水をもらうというのは非常に気兼ねをするという話が出るんですね。そして一集落に1カ所でなくてもいいと。例えば隣集落と2集落ぐらいで管理をしながら使えるような、そういう設備はないんだろうか、できないんだろうかというそういう話をよく聞きました。

それで、私もいろいろ考えたんですけども、昔はそれぞれの集落で湧き水なんかを利用して飲み水に生活用水に使っていたんですけども、そのとき使っていた水道

の設備というのが、あちこち見てみますと、まだタンクもそのままの状態に残っている、この簡易水道に変わる前に使っておった水道設備、これがそのままの形で残っているところも大分あるんじゃないかと。この水道設備、これにちょっと手を加えて農業用の貯水槽、貯水タンク、これをつくれば、非常に農家の人が助かるんじゃないかというふうに考えた次第です。

全部が全部、それを農家の人たちみんなが望むわけじゃないと思うんですけども、もしこういうのが、いろんな補助事業とかあるいは今後の計画の中で、それも一つの案だなと。これやろうと思えばできるかなというそういうところをちょっと聞きたくて、これが実際やるとした場合にできるのかどうか、そこら辺を含めてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田議員、一問ずつ質問をするようにしましょうか。

まず、この1番目の件について、町内に農業用貯水施設が幾らあるかを答弁お願いします。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

農業用貯水設備につきましては、県営中山間地域総合整備事業で2基、そして県営畑地帯総合整備事業で7基整備がされておるということでございます。

そのほか、集落等で従来利用されている施設もあるかと思えますけれども、それらについては把握ができていないところでございます。

詳細については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、農業用貯水施設の営農雑用水施設ということで、現在取り組んでいる事業関係について説明をさせていただきたいと思えます。

県営中山間地域総合整備事業南種子地区で、平成22年から令和元年までの実施期間であります、これで2カ所、田代と平野各1基であります。県営畑地帯総合整備事業の島間北地区、平成7年から平成13年まで行った事業で、給水スタンド4基、木原地区で平成16年から21年に実施しまして、給水スタンド3基を整備し、整備した施設の維持管理については、それぞれ受益者で行っているような状況であります。

また、平成28年度に各地区、各集落公民館長に対し、令和3年度新規採択予定の次期中山間事業の要望を取りまとめたところでありまして、その中で要望が上がってきた地区については、野尻地区と田尾地区の2カ所について、次期中山間事業の整備計画に盛り込んで、今現在、県に対して要望しているような状況であります。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 失礼しました。ちょっと上がってしまってですね、質問の1つ目を飛ばしてしまいました。

先ほど説明したのが、説明というか質問したのが2つ目の質問でした。この農業用の貯水槽、これ水道設備を利用してどうにかできないかということで、今言ったんですけども、これが非常にやっぱり問題もあるんですよ。これをつくった場合に、今度はそれを管理はどこがするのか、町がするのか、地元の住民がするのかというそういう問題も出てきますし、故障した場合はどうすんのかとか、いろいろな問題も出てくると思うんですけども、この場合に、私が質問したかったのは、とにかくこういう設備、これを住民から要望がなされたときに、「つくれますよ」と。あるいは「これはちょっと無理ですよ」という、そういう前向きな検討ができるのかなという、そういう意味の質問でした。

回答は、今いただいたあれで十分だと思うんですけども、よろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたしたいと思います。

各集落で整備をされた施設につきましては、以前、集落で使用しておりました水道施設を活用して、各集落や受益者の方が整備をして、それぞれ貯水施設として利用しているようでございますので、当該施設利用の同意などが得られれば、貯水設備として利用することは可能であるというふうなことでございます。

この詳細部分については、必要があれば担当課長のほうからまた答弁をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 以前使われた水道の整備関係であります、これまでの参考ということで、維持管理等含めまして、幾らぐらいの経費がかかっているかということの部分をちょっと説明させてもらいたいと思います。

先ほど述べました中山間地域総合整備事業で整備した営農雑用水施設につきましては、導水路の距離にもよりますが、貯水槽を新設した場合の平野地区で1,221万円、既存の貯水槽を利用した田代地区については147万円の事業費となっております。

また、給水施設設置のみの簡易的なものであれば、町の農業農村環境整備事業というのがありまして、その中で予算の範囲内、町から原材料支給等の応急的な対応になるかと思いますが、受益者の皆さんで整備をするということも可能ということになりますので、今後、地域の再要望等も受けながら対応していきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） ぜひ、住民からの要望がなされた場合に、前向きに検討をお願いしたいと思います。

また、この議会で、こういうことを言って、それで議会報告、これで出したとし

ても、なかなか住民全てに行き渡らないと思うんです。広報紙を見る人もいれば、あるいはもうばあっと見て余り気にとめない人もおりますので、また、機会がありましたら、ぜひ役場のほうからも地区の公民館長なんかに対しても、「こういう事業もできるんですよ」というのを言ってもらいたいという希望を持っております。

最後の質問に入りたいと思います。

今までの質問に関連してなんですけども、この西之の本村から、私らが住んでいる集落から下中の真所までにかけては、広大な水田地帯が広がっております。ここは、田植えの時期になりますと、もう農機具が何十台と入って、田を耕していくわけなんですけども、皆さん方はこれを使った後、結局洗うところがないもんだから、そのままトラックに積んで家に持ち帰って洗っているのか、どっか洗うところを見つけて洗っているのかわかりませんが、非常に不便じゃないかと。ちょうど本村に鹿鳴川が流れているんですよ。ここの川を利用して、ちょっとこのロータリーのところだけでも洗えたら大分助かるんだがなという、そういう話をいろいろあちこちで行ったときに聞いたんです。川をもうちょっと有効に活用できないのかなと。

川を手を加えとなれば、いろんな問題も出てくると思うんですけども、何かいい方法があって、この川にちょっと引き込み線でも入れて、そして機械をちょこちょこ洗えるような、そういうあれができないんだろうかという要望がありましたので、これができるのかできないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

一部、そういうところもございますが、まず、県管理の宮瀬川等に設置されております河川内の昇降路につきましては、基本的には河川改修計画や設計において、改修後の寄り洲除去など、河川内作業を想定をした昇降路確保という観点から設置をされているということのようでございます。

また、設置に当たっては、計画河川断面や管理用道路の幅員等の確保がされなければならないという条件があるということでございます。

今回、御質問の、単に農機具洗車場を目的とした河川内への昇降路の建設ということになりますと、河川管理者側での設置は大変難しいというのが現状ではないかというふうに伺っておりますが、ここの詳細部分については、建設課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 説明申し上げます。

地元または利用組合等が設置要望する場合、河川管理者との協議、設置箇所や既存の河川内断面、管理用道路の幅員等の確保または設置後の管理者選定などの諸条

件がございます。町が設置する場合においても、先ほど述べた諸条件があります。

なお、総合農政課及び建設課に要件を満たす有効な補助事業も今のところございません。単独事業となりますので、財源確保など慎重に可能性を調査してまいります。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 農民の方の切なる要望もあるようですので、ひとつ、いろんな問題をクリアしていけば、何らかの方法でできるんじゃないかなというふうに考えます。ですので、どうか、ただ、この議会で質問があったから答えたというあれじゃなくて、真剣に検討してもらったらありがたいかなと思って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時10分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、名越多喜子さん。

[名越多喜子君登壇]

○5番（名越多喜子さん） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

1番目として、全町民で医療費削減をということで質問をいたします。

行政当局も一生懸命に検診の呼びかけを行っているところですが、がん検診の検診率が、胃がん、大腸がん、肺がんについては10%台、乳がん、子宮がんは20%台と6月議会で答弁がありました。

これを踏まえて、検診を受けた人、受けない人の医療費の差額はおよそ幾らになりますか、町長に伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 名越議員の御質問にお答えいたします。

医療費の適正化のためには、議員御指摘のとおり検診率の向上と検診後の保健指導が重要でございます。本町の特定検診の受診率は、平成30年度50.1%となっており、特定保健指導率は72%となっております。今後とも一層の医療費適正化に努めてまいらなきゃならない、というふうに思っているところでございます。

御質問の具体的な数字については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えをいたします。

議員御質問のがんでの検診受診者、未受診者のデータがございませんので、データがある生活習慣病治療費のデータについてお答えしたいと思います。

生活習慣病治療費については、健診受診者は年間10万497円でございます。健診未受診者は30万1,678円ございまして、約3倍の差になっているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 本当に健診を受ける方は、それなりに一生懸命努力して行っていますけども、受けない人に聞いてみたら、そんなに何ていうのかな、金銭的なところを考えていないというのが、普通にあれと思うようなことが多いものですから、これを金銭的にもちゃんと提示すべきことだろうなと思って質問してみました。

次に、30年度の医療費について質問いたします。

国も一番力を入れているのが国民のがんや特定検診、糖尿病等の検診率向上であると発信されております。そのためには、本町でも町民一人一人が自覚してできることを実行するという観点から考える必要があると思います。

そこで、1人当たり30年度医療費総額と一般会計からの繰入額は幾らになりますか。町長に伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

医療費の繰り入れ等々についてでございますので、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

1人当たりの医療費総額と一般会計から国保への繰入金額についてでございますが、平成30年度の医療費総額は6億7,479万7,000円ございまして、1人当たり40万1,146円ということになっております。また、一般会計からの繰入額の総額は1億4,891万3,382円でございます。1人当たり8万9,170円ございまして、このうち法定外繰入額は1,989万7,000円ございまして、1人当たり1万1,917円となっております。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ありがとうございます。私も実は糖尿病で、両親が糖尿病なものですから、多分遺伝だろうと思っていましたけども、段々これが重症化して

いくんだらうかなと思っていましたら、やっぱり自分で一生懸命食べる物も、ちょっと太りぎみになったもんですから、そういう注意しましたら、2カ月に一遍の診察が3カ月に一遍になって、血糖値自体も6.8から6.3になったということで、やっぱりこういうことも医療費、本人の負担も2回分は減ることですね、診察料も、そういう意味も込めて、こういうことは糖尿病その他の持病を持っている方にもやっぱり努力が必要だよということを、ぜひ一緒にやっていきたいなと思っての質問でした。

次に、県下において、トップの検診率を上げるのがさつま町とのことですが、行政と町民が一丸となって頑張った結果だろうと思いますが、どのようなやり方で成果を上げているか調査していれば、今後南種子町も参考になると思いますので、調査結果を町長に伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

さつま町が県下でトップの検診率というのは私も伺っておりますが、健康ランド種子島ということで、鹿大の大石教授のほうともこの前懇談をさせていただいて、そういう取り組みの中で、そういうこともお聞きをいたしました。さつま町においては検診率が70%を超えた地区に一律5万円の報奨金を支給していると、一部はそういうこともあるようでございます。

その他詳細な取り組みについては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えをいたします。

議員の御指摘のように、3年連続さつま町が1位ということになっておりまして、平成29年度の検診率は71.6%でございます。さつま町は、20の地区公民館、130の集落公民館があり、受診勧奨等は主に地区及び集落公民館で行っているということでもございました。受診勧奨の方法は、各集落には健康づくり推進委員が配置をされておりまして、集落内有線放送、集会所の啓発、チラシの配布、個別訪問等を行っているということでもございます。

また、町長が答弁されたように、検診率が70%を超えた地区に対しては一律5万円の報奨金を支給していると聞いております。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ありがとうございます。いろいろと医療費削減の質問に対して答弁をいただきましたが、今後は町民に対して数字的なものや他の市町村のやり方等もよいところは取り入れて、少しでも医療費削減になるように、行政と町民とまた議会も一緒になって啓発活動を行っていききたいと思います。

次に、6月議会で児童公園設置の質問をいたしました。児童公園設置場所が防災避難施設ということで難しいとのことでした。では、児童公園ということではなく、応急的にただの遊び場所として同じ場所にブランコやベンチ、それから砂場等の設置はできるのではないかと思います。子供のことを考えて町長にお伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えいたします。

あおぞら広場への遊具施設等の設置についてでございますけれども、あおぞら広場については、前回も6月議会において申し上げましたけれども、防災拠点施設として整備をした施設であります。設置の場所、設置する遊具など、安全性も含めて、現在調査をして検討をしているところでございます。応急的に砂場、ブランコ、ベンチということも御提案がありましたけれども、そこについても遊具もどういったものがあるのか、場所、ちょっと今、そういう状況でございますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ありがとうございます。今のことでですけど、本当に難しいことじゃないと思うんです。向こうでローラースケートとかで遊んでいる子供たちもいるんです、広いところですので。子供たちも遊べる場所ですので、そういう規定ということじゃなくて、ただ遊びに来たよ、場所があったからそこで遊べるんだよというぐらいの気持ちで、そこには応急的に、ぜひ設置していただきたいということを踏まえて、実はその次に児童公園設置について質問いたしますということで、本格的にやっぱり南種子町も児童公園として一つぐらいはあったほうがいいんだろうなと思いますので、皆さんの目の届く場所、届くところが一番であり、場所としては市街地の近くであることなどを考慮して、今の消防署の上の駐車場が最適な場所じゃないかと思います。トイレもあり、図書館や駐車場もあり、設置場所、設置費用の面から見ても、適していると思います。これについて、いろいろほかのとも見てみたんですけども、トイレも3カ所ありますので、駐車場もあり、皆さんの目の届くところということで検討した結果として、ここが一番だろうなと思って提案しているところなんですけども、ぜひ早急に検討していただきたいと思いますので、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

議員御提案の児童公園の設置につきましては、児童の健康増進や情緒を豊かにするためにも必要であるというふうに考えているところでございます。現在、次期長

期振興計画の策定に向けて取り組んでおります。その中でこういうものについては、現在それぞれのスタッフが入っての協議を進めておりますから、その中で協議をさせていただくことになろうかというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ありがとうございます。ぜひ、前向きという言葉じゃないですけども、検討も早目にして、できるだけ子供たちがいい思い出をつくって、やっぱり日常生活ができるようにということを考えていただきたいと思います。

次に、3番目として、トンミー市場の売上金積み立てについて質問いたします。トンミー市場、いまや観光客や地元買い物客、そして町内外の生産者や土産品店も多く品物を出しております。売上金も1億2,000万円を越しているようです。売上金よりトンミー市場の修理や改修等のための積立基金はできないかということですが、バックヤードでは品物の搬入時において、大変混雑しています。また、加工品や野菜類、土もの、花卉類が同じ場所で、ラベルやその他の作業を行っております。衛生上の観点からも、これは考えないとならない問題じゃないかなと思います。また、従業員の休憩場所也没有。その上、台風などの災害のことも考えると、少しでも積立金をしていく必要があるのではないかと思います。町長はどのように考えますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

南種子町観光物産館トンミー市場につきましては、平成26年11月3日にオープンして以来、平成28年度から平成30年度まで黒字となって健全運営を続けてきているところであります。しかしながら、単年度収支におきましては、建設に要した起債償還分は経費として含んでいないというのが実情であります。平成30年度から元利償還が始まり、令和8年度まで毎年800万円程度の償還があります。そういったことも考慮いたしますと、まだ完全なそういう黒字の運営とまではいつていないというのが実情ではないかというふうに思います。

今後の施設の修理や改修等につきましては、必要に応じて町有施設整備基金がございますので、施設整備の基金でございますから、その基金で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ありがとうございます。一般の人は、もう売り上げも黒字になったからというぐらいの考えしか持たないんですけども、やっぱり内容的にそういう返済分とかそういうところもちゃんと広報紙なんか載せて、ちゃんとわかって理解してもらった上で、また今後こういうふうに積み立てのことも検討してい

ただき、またこのバックヤードのこのこれは本当に今一番急いでいることなんですよ。もう土物と加工品が一緒のところでやるということ、どうしても衛生上これはおかしいなと思いながらしていますので、ここは早急に検討していただきたいということでお願いいたします。

次に、ふるさと納税を子供たちのために活用できないかということで質問いたします。

ふるさと納税者の皆さんも郷土の子供たちのためにということであれば、また郷土を愛する、郷土に対する思いも違ってくるのではないかと思います、町長はどのように考えますか伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

現在、ふるさと納税の活用につきましては、4項目に区分をしております、その中で配分をされた予算項目において、教育・文化に関する事業として、子供たちに関する経費にも充当し、活用をしているところでございます。今後もふるさと納税の額にもよりますけれども、各種の事業展開により、配分、充当し、活用をしてまいりたいとそうに思っています。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今、町長からも子供たちのためにも使っていますよということでしたので、それを踏まえて、子供たちの文化関係、スポーツ関係の小中高校生の遠征時の交通費、高速船代の補助についてですが、年間を通して鹿児島市内及び周辺市町の大会に参加されているようですが、教育委員会の補助対象とならない大会に参加されている団体と回数及び人数はどの程度あるか、社会教育課が把握していればお伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税との絡みにつきましては、いろいろこういう関係の交通費補助そしてまたこれへの充当について、先ほど申し上げたとおりでございまして、教育、文化に関する事業の中で、最終的に事業計画、配当を決定して充当しておりますので、そこについては、そのように御理解いただきたいと思います。

現行の子供たちへの遠征時の交通費の補助についてでございますが、教育委員会でのこの助成制度については、6月に制度を改正をいたしまして、これまでの補助内容については、さらに充実をさせたところでございます。ただ補助の対象外の遠征については、いろいろあるようでございますから担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） それでは、お答えをいたします。

本町では、スポーツ少年団、島外大会出場にかかわる補助がございます。この制度については、原則スポーツ少年団競技別大会を対象としたものでございます。議員御指摘の補助対象外の大会、遠征については、参加人数また個人的に参加するものについては、把握はしておりませんが、スポーツ少年団競技等の主なものについて、年間の島外遠征回数を申し上げたいと思います。

陸上については3回程度、ソフトボール1回、柔道3回、バレーボール3回、剣道3回、サッカー2回、文化関係では、中平小の金管バンドが1回、中学校の吹奏楽部が1回とお聞きしているところでございます。なお、競技によっては、その年、年によって変わると伺っておりますので、申し添えておきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） やっぱり子供たちの遠征費というのは、すごく親も一緒について行かないと、これがなかなか面倒が関係者だけで見れないということで、親はもちろん自己負担なんですけども、子供たちもやっぱり対外行ってやるというのが、物すごく勉強にもなりますし、必要なものだろうと思いますので、ぜひこの今のデータの中でも何回か皆さんそれぞれ大会に行っているようですので、来年度から補助対象として、少しでも考えてもらえないかなというこの質問でしたので、ぜひそういう面も踏まえて、考えていただきたいと思います。

それから、次に6番目として、島外からの土砂の持ち込みについて、町民からも、その後土砂持ち込みの件はどうなっているのかと、よく尋ねられるんですけども、その後、1市3町の行政に対して、土砂持ち込みについての要請等はきていませんか。町長に伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほどの御質問について答弁をさせていただきたいと思います。

大会出場の補助対象外についての御質問であり、社会教育課長のほうからも答弁がありましたけれども、本町においては、先ほどの答弁のとおり、またスポーツ少年団活動については、島外大会出場に係る費用の一部を助成する制度があります。それは、先ほど説明があったとおり、その対象になるものについてでございます。

それを先ほど申し上げましたとおり、6月にこれまで1チーム当たりの助成制度であったものを、個人1人当たり幾らということで、そこはもうそういうふうな改正をして、大分いい補助制度に変更をしているところでございます。

また、中学生に対しては、体育文化活動における島外大会とかコンクールへの出場費用の一部を助成する制度があります。

先ほどから申し上げているとおり、基本的には、これは予選大会などを勝ち抜き

て県大会などに出場する場合に助成をするものであります。個人的に参加される合宿などの場合は、対象になっておりませんので、議員からいろいろそういうものも含めての御質問だと思いますが、御指摘の現行の補助の対象とならないというそういう合宿、遠征、そういったものについてもということでございますけども、これは非常に難しい問題でございまして、そういう個別の事案が公式な取り組みなのか、また個人的な取り組みなのか、公的な予算を支出するのに適したものかという、ちょっと判断が難しい部分もございまして、現段階においては、6月改正後の現行の助成制度の中で助成を継続していくということになっておりますので、そこについては御理解いただきたいというふうに思います。

土砂の持ち込みについてでございますけれども、6月の議会の中においても、私南種子町として、そういう話を伺ったことはございません。その後もそういう持ち込みについての要請等、何ら話は伺ったことはないところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ありがとうございます。町民も物すごくこれに敏感に反応してしまっていて、やっぱりいろいろ心配しているようでありますので、ぜひそういうことがあった場合は、町民とか議会のほうにもお話をいただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、名越多喜子さんの質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。再開を午後1時ゼロ分とします。

休憩 午前11時34分

再開 午後0時58分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、柳田 博君。

[柳田 博君登壇]

○6番（柳田 博君） 議長の許可をいただきましたので、通告にしたがい一般質問をいたします。

先月開催されました第41回ロケット祭は、前之峯陸上競技場をメイン会場として、入場者数町内外から参集をいただき、過去最高の1万3,000人強の人が一夜のイベントに酔いしれました。押すに押されぬ本町の最大のイベントとなり、大成功のうちに終えることができました。これも一重に職員はもとより、各関係団体や関係機関の連携と協力のたまものと深く敬意を表するところであります。本当にお疲れさまでした。本町のさらなる底力をアピールできたものと確信いたしました。町民と

ともに喜びたいと思います。

さて、質問に入ります。まずは農業振興についてであります。

今現在の基幹作物を大まかに分類すると、きび、甘しょ、水稻、園芸、花卉、畜産であると思います。最近、私の周りだけではないと思いますが、集落や地域での会合や集会などでよく話題となることがあります。特に若い人たちですが、行政や農政でさまざまな手立てをしていただき、頑張ってみても、自然災害、台風などの襲来に遭うと絶対に勝ち目がない、何かこういった自然災害の影響を受けない、また金になる作物はないものかと人が集まると話題になります。今、順調に伸びを見せているシキミ、ヒサカキですが、花卉生産組合でシキミは、平成15年から、ヒサカキについては平成27年から、国、県、町の補助事業で植栽をし、生産をしております。

ヒサカキは東京の八文島で、関東、中部地区の消費量の約70%を生産していましたが、いずこも同様な問題、生産者の高齢化が進み、後継者不足から、生産能力の低下が進み、緯度の余り変わらない種子島に植栽してみたらということで始めました。

ヒサカキは、病害虫も少なく台風にも強く、北西の風に乗ってくる塩害にも影響を受けないということですが、出荷先が東京、名古屋方面が多く、この種子島から灘を超えての長流通時間のため、落葉したり、色落ち等品質の低下で値下がりしたり、市場から大きなクレームとなっているのも事実でございます。基幹作物はもとより、こういった花卉や園芸の農家の皆さんとよく話し合う機会が必要であり、今まで以上に伸びることを期待するところです。

西之表市や中種子町ではブッコリーの生産拡大に取り組んでおり、また中種子町ではニガダケの栽培にも注目をしているとのことでした。

本町もほかに負けない、1市2町とはまた違う、もうかる、また三日坊主にならない新規作物はないものかJAとも協議を早急に進めるべきと考えるが、町長の考えをお伺いします。

参考までですが、ことし5月10日、農業新聞の記事で目にしたところでありますが、福島県の田村市では、食べれば10年長生きをするというエゴマを栽培し、エゴマ油を生産し、ふるさと納税の返礼品として、今すごく注目をされています。また、NHKの特番でも放送があったようでございます。栄養価と機能性の高さから栽培が全国に広がりつつあるということですが、こういった作物など、アンテナを張りめぐらせていただいていこうではありませんか。町長の考えをお伺いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、柳田議員の御質問にお答えをいたします。

本町の状況について説明をさせていただきます。農地面積については、田が720ヘクタール、畑が1,460ヘクタールの合計2,180ヘクタールでございます。その畑地に占める基幹作物のさとうきび、でん粉用甘しょ、畜産の牧草で64%を占めておるところであります。基幹作物に変わる新規作物についてであります、基幹作物のさとうきび500ヘクタール、でん粉用甘しょ400ヘクタールを生産目標面積に掲げ、振興対策を講じてきているところでございます。

新規作物については、町技連会を中心に取り組んでおるところでございます。本町の基幹産業は農業であり、農業振興を図る上で、新規作物の振興も非常に重要であるというふうに考えてございます。

現在、新規品目として、平成26年度より葉物枝物のヒサカキに取り組んでおります。それとあわせて先ほどお話がございましたけれども、ブロッコリーのお話も私も農家の皆さんからもお聞きをしております。そのほかに、特に高齢者でも取り組める軽量で軽作業、そして機械投資が少ない新規品目についての振興を、各関係機関連携をして、今後考えていく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

詳細については担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 新規作物について、これまで多種多様な品目について取り組み、品目が導入されてきたところであります。本町の気象条件や農業経営で適した品目として、今現在、施設栽培でレザリーフファン、安納芋、スナップエンドウ、オクラ、シキミなどが取り組まれた状況であります。今後の新規作物導入につきましては、既存品目の振興を図りつつ、継続して取り組んでいきたいと思っております。

特に、町長も述べましたが、現在農業従事者70歳以上の割合につきまして35%を占めております。その中での高齢者でも取り組めるような軽量で軽作業、機械投資が少ないいろんな品目について、また新規就農者など担い手農家の対策も継続して新規品目対策に取り組んでいくということで進めていきたいと思っております。

その中で、作物の振興を図る上で、指導体制の整備強化、農業技術の向上、経営者の意識高揚を図るための体制整備が重要であるということで考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 今、課長がおっしゃいましたように、35%の高齢化率ということで、35%の方々も労働とか、機械を余り導入しなくてもできる新規作物をまたお金になる作物を見出していくべきじゃないかなというふうに思います。

町長も前向きで考えておるようでございますので、私ども議会も一緒になって、

前向きにこういった新規作物については協議をしていくべきではないかなというふうに思っていますので、ひとつよろしく願いをいたします。

次に、農政の集落座談会の中で、JAに対する意見や要望がたくさん出ておりました。集約した質問の中では、苦肉の答弁もあったようでございますが、その中でもさとうきび栽培についての質問が特に多く出されていたようでございます。

さとうきび生産農家は、日々労を惜しまず、丹精込め、管理作業をするわけですから、収穫のことが一番大きな問題であろうと思います。私もそうと思いますが、高齢化や労働不足また収穫時期はふくそうした農作業があり、さとうきびの収穫はどうしてもハーベスターに委託をせざるを得ないところであります。

以前、2回ほど私も一般質問でした経緯もありますが、行政サイドとして受託する事業者への指導、依頼をいま一度するべきと思いますが、機械ハーベスター作業も事業者ごとに技術面で大分違いがあると聞きます。丁寧な作業は、その後の株出しや芽出し管理作業にも大きく影響します。丁寧な作業は、きび生産農家離れを防ぐ、一つの手段だとも思います。

しかし、その一方、受託事業者の言い分も聞いてみますと大いにあると思います。協議会や研修会の折、お互いの話を聞き、調整をしていくことが重要じゃないかなというふうに思っております。町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

これまでの農政座談会そして各地域の人・農地プラン作成会議、各機能集団の会議等において、農林業振興の意見、要望がなされ、生産振興施策に反映させ取り組んできておるところでございます。

議員御質問のさとうきびハーベスター収穫機械の作業操作向上対応についてでございますが、さとうきび収穫作業は、町内にハーベスターが21台導入をされておりまして、ハーベスター収穫率は94%で、ほとんどがハーベスター収穫でございます。丹精込めて農家が育てたさとうきびであり、丁寧に収穫し、さとうきび生産振興につなげていくことは重要なことであります。本町には、町ハーベスター利用組合の組織があり、私も町糖業振興会会長でもありますので、さとうきび生産振興に引き続き取り組んでまいります。

また、町ハーベスター利用組合でも、これまで現地研修会等実施して、作業機械操作技術向上に取り組んではきておるといふふうに伺っております。私のほうもさとうきび関連の会議に出席をする機会がございますので、その折にも適正な収穫作業やその他の受託作業の向上に取り組むよう、要請をしてまいりたいと考えます。

また、農作業受託組織の充実強化は、さとうきび生産振興を図る上で非常に重要

でございます。総合農政課長を中心に、さとうきび担当職員についても、受託作業の向上を図るよう、そしてまた座談会等の意見、要望をしっかりと伝え、現地研修会等の実施を行うよう、指示をしてまいります。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） そのとおりだというふうに私も思います。一方的に押しつけると、諸問題も出てこようかと思えます。そういうことじゃなくて、やっぱり作付の要領とか、そういったものも十分聞き合わせをしながら、技連会の要望も聞いて、生産農家にも指導し、それからハーベスター利用組合のほうにも要請をしていくという、お互いの話し合いで、やっぱり解決していくべきじゃないかなと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたしたいと思います。

また、ことしについては、どこの圃場を見ても台風が襲来していないということで、かなり増収がみこまれるではないかなというふうに思っているわけですが、今のまま成長して、台風の影響がないようお祈りしたいというふうに思っているところでございますので、よろしくをお願いいたしたいと思います。

次に、平成30年度南種子町特産品協会の御案内をいただき、せんだって出席をいたしました。事業報告の中で、東京ビッグサイトにおいて、開発商品の展示、商談会の出品、それから新米まつりへの出展、商工会かご市、関西ファンデー、中央駅アミュプラザ広場などで本町の特産品の出展、広くPRをしたり、熊毛地区特産品コンクールでは、本町の商品開発事業者が最優秀賞をいただいたり、優秀賞もかなりいただいております。商品の完成度の高さを示したと報告があったところでございます。

町より60万5,000円程度補助金として支出をしていますが、物産展の出場や広告宣伝費に、主に支出をされているようでございます。会員事業所は16事業所、開発商品は30品目以上販売している現状であると報告もありました。

その後の意見交換の中で、町の開発センターの場所の移設とか、施設機械の改修、新規機器の購入などの要望がありました。ふるさと納税の返礼品の増産等や農作物の6次産業化拡充のためには、施設や機械の改良、改修が不可欠と思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

農産物の6次産業化につきましては、地場産品の研究開発や加工技術の習得を図ることを目的に、現在、町特産品開発センターを拠点に、各団体が利用できる体制を構築してきてございます。また、それらの加工品の販売拠点として町観光物産館トンミー市場の施設の充実を図り、町民の皆さんに御利用いただいているところで

ございます。

ただいま御指摘のございました、施設の拡充等についてでございますけれども、利用団体の御意見もしっかりと賜りながら、今後長期振興計画を現在策定中でございますので、そういった中において、しっかりとよりよい環境の充実に努めるよう協議してまいりたい、そのように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。長計にのせて、今後検討していくということでございます。先ほども検討項目が多いということで御指摘もあったようでございますが、検討したらその旨を随時私ども、または町民にも報告もしていただければありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、営農研修施設の立地整備についてであります。

先月8月4日の南日本新聞の記事に、徳之島町が新規就農者技術支援のための研修施設が完成し、祝賀会があったとありました。徳之島町長は、外国産に勝てるようなチャレンジできる作物づくりに期待したいと挨拶をされたと載っておりますが、奄美には奄美の中で開発基金があり、財政が豊富で、いいなと指をくわえていないで、基幹作物や新規作物などを新規就農者が研修できる施設を誘致できないものか。熊毛にもさまざまな農産物があるわけですから、一堂に会して学べる研修施設をこの南種子町に整備する考えはないか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

本町の新規就農者育成研修体制といたしましては、国の農業次世代人材投資事業（準備型）において、県立農業大学校や農業経営者育成機関、先進農家、先進農業法人で就農に向けた技術習得研修体制等、農の雇用事業に取り組んできているところでございます。

新規就農者育成確保、そしてまた将来を担う農家育成については、非常に大切でございます。郡内の状況も調査を行い、今後南種子町の新規就農者をどのように育てていくか、またそして御指摘の施設整備については、その整備ができるかどうか、そういったものも含めて、調査、研究をしてまいりたいと思います。

これまでの本町の経過等については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、営農研修施設の整備についてですが、これまで研修施設計画については、幾度となく計画が上がってきたところでありますが、指導の受け入れ体制、それに対する指導者の確保、施設整備、事業主体実施などの

課題等があり、今実施されていないような状況でございます。国の事業を活用した形で、町長述べたとおりの対策で、今体制に取り組んでおります。

また、平成27年に種子島農業公社が主体となり、中種子町が新規就農者育成研修事業を実施するという計画がともに協議されたところでありますが、本町では、国の農業次世代人材投資事業の準備型ということで、これを活用した形の取り組みとして、専門的知識、それと高収益品目の施設園芸、栽培技術習得など、農業の基礎から学べ、将来の担い手農家の育成が図られるとして、県立農業大学校や専門的、先進的農家、農業法人経営体での研修制度を推進し、新規就農者の育成に取り組んでおりまして、実績等も今出てきているところであります。

郡内の西之表市については、平成22年度から種子島営農大学校を設立し、中種子町では新規就農制度を平成22年度から取り組みをして、今実績で2名、西之表市では現在2名の研修生と、本町では1名、もう就農されましたが、園芸関係のスナップエンドウをつくって、専門知識を養いながら、新規就農の育成が図られたところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 営農研修施設といいますか、そういった就農についての技術研修については、もろもろあるということは私もわかっておるんですけども、そういったものが、今から基幹作物それから新規作物について、技術を習得しようというような方が、そこら辺を知っておられるのかなというのが実際、私感触であるものですから、どうしてもこういったちゃんとした施設を、南種子町独自のものをつくったほうがいいんじゃないかということで提案をしているわけですけども、前向きにひとつ考えていただきたいなというふうに思っております。

次に移りたいと思います。本町の防災放送設備についてであります。

放送設備、受信機はデジタル化が進んでいると思いますが、私の知人、上中地区の家では、まだアナログの受信機が使用されています。よく聞き取りにくく、あてにはしないからいいと本人は言っていますが、防災無線がこのような扱いでいいのだろうかと不信に思うところでした。

課長にお聞きしたいと思いますが、この防災無線の不感地区や受信機等のふぐあい等が以前あったように聞いておりますが、以前あった不感地帯のは、解消されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 質問にお答えします。

以前、西之地区の一部におきまして、電波障害が発生し、防災無線がつかないことがありましたが、その折に電波伝搬調査及び保守業者によりまして、故障の

原因がわかりましたので、その故障の原因でありました部品の交換等を行いまして、西之地区の一部の不感地区については解消されたところであります。

また、受信機のみぐあい等につきましては、随時問い合わせをいただいている状況でありますので、その都度修理、修繕をして対応をしてきているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） もう1点課長に聞きたいと思いますが、上中地区がまだデジタル化していないというふうに伺っているところなんですけれども、非常に聞き取りにくいということだそうですが、このしていない理由というか、状況があったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 本町の個別受信機につきましては、アナログ方式とデジタル方式が現在、混在している状態であります。随時、アナログ方式からデジタル方式へ移行してきているところであります。現在、計画の中で、上中以外の7地区につきましては、全てデジタル化移行を終わっておりますが、まだ上中地区のほうが終わっておりません。今後、町内全域を完全デジタル化する方向性を持っていますので、次年度以降でデジタル化へ移行する計画を予定をしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。できるだけ早い時期に改良をしていただきたいというように思いますが。

町長に伺います。現在、中種子町ではまだのようです。しかし町民のニーズがあればわからないということですが、というのが、中種子町の受信機は、屋外からのアンテナ線を外して携帯ができる、緊急の放送の録音とか再生する機能もあり、外してライトもつけて歩けるという受信機であるようであります。

それで、西之表市では、発信する電波が強く到達性にすぐれているので、広範囲に防災情報を伝達でき、文字表示、聴覚障害ですね、そういった人にもわかるようなものになっておるようですねけれども、端末により聴覚障害にも情報を知らせることや、AM、FMラジオの災害情報を聞けるような特徴があるようでございます。

このような地域放送が可能で持ち運びも容易にできる防災ラジオ型の個別受信機に改良変更することが、今後必要と考えるが、勝ち負けでないが、西之表市、中種子町より一歩秀でたこともあっていいと思います。これから防災対策では、一番先に必要なことではないかと考えます。こういうことからお伺いをしたいと思います。町長にお伺いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 西之表市、中種子町の状況については、私も詳しくまだお伺いをしておりません。今後しっかりその部分については、課長がずっと資料もお持ちのようですから、調査をしてまいりたいと思いますけれども、詳しいことについては課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） お答えします。

今質問の中で、中種子町の状況、西之表市の状況ということで、柳田議員のほうからあったとおりの状況にはなりません。西之表市のほうが、今般そういう防災ラジオということで導入したみたいです。内容的には障害者用が100台、それからあと残り全世帯に防災ラジオということで、これについては、本町の場合は完全な壁かけ方式ですが、持ち運びができるということで、この設置を終わったということです。

いろいろ利点その他あるんですが、以前よりも不感地帯が大分減って、防災情報がほとんどの所で聞こえるようになったという面もあるんですが、やはり一部の地域においては、その防災ラジオでも電波が届きにくい地域が残っているというような状況もあるみたいです。あとまた運用のコストが高いとか、要するに電池だけで持ち歩く場合はもう二、三日しかもたないとか、いろいろとそういう弊害もあるようですが、当然一番よりよく町民の民さんのほうに電波が届かないと防災無線としての意味がありませんので、そこら辺はまた調査、研究をしていきたいと思います。

とりあえず、とにかく上中地区がまだ終わっていませんので、これをちょっと早急に整備をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 西之表市の防災ラジオについて、一長一短もあるようでございます。私も市役所に行って、データをもらったり、話も聞いてきたところでございます。そこまではならないにしても、中種子町の受信機ぐらの機能性があればなというふうに思うわけですので、上中をデジタル化するのであれば、なおさらそういったものも検討していただいて、防災についての力を十分入れていただきたいなというふうに思うところでございますので、よろしくお願いします。

次に、温泉と温泉プール使用料の見直しについてであります。

河内温泉施設の経営について、温泉や温泉プール施設の現状の経営状況について、課長にお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 御質問にお答えいたします。

河内温泉の経営状況についてでございますが、まず利用状況でございます。当初

は10万人を超えておりましたが、平成10年に大和温泉がオープンし、約2万人減少しております。平成28年3月に西之表市に温泉がオープンし、約6,000人が減少しているところでございます。

また、種子島ロケットマラソン等の行事による影響もあり、平成30年度7万3,387人の利用者というふうになっております。町内の利用者は増加の傾向にありますが、町外、県外が減少している状況にございます。

収支の状況でございますが、オープンした平成7年を除いて、赤字となっております。温水プール、家族湯の営業開始で、赤字額が前年度の3.4倍となっている状況でございます。平成30年度は収入額1,637万6,000円、支出額3,798万1,000円で、2,160万5,000円の赤字となっております。そのうち430万円程度が高齢者等の福祉対策でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ありがとうございます。入泉料とか使用料の見直しについて、なぜこのような質問をするかといいますと、私は経営、赤字であるとかいうことをどうのこうの言うつもりじゃありません。こんな質問をすると票がなくなるよというふうなことも言われて、笑いをとったところだったんですけども。私幾度となく町民はもとより町外の方々より、運営をするために多額の維持管理費がかかっているはずだと、料金を少し上げたほうがいいのではという建設的な意見を多くいただきますのは、私だけではなく同僚議員も、町民の方より意見をいただいたことはあると思います。

西之表市の赤尾木の湯が営業を始めてから、一時期先客は流れたものの、入泉料の高さから、最近では西之表市のほうからも入泉客が戻ってきているというふうに聞いております。本町にある大和温泉さんも改修工事のため、長期休業すると聞きました。町内外問わず、同じ入泉料ではどうなるかなという思うところもありますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

河内温泉センターは先ほどからありましたように、平成7年12月にオープンをしたしまして、24年目を迎えております。平成19年に温泉プール、そして家族湯を増設、そして灯油ボイラーに加え、チップボイラーを設置をしてきてございます。これまで町民の憩いの場として、また福祉施設、健康増進の施設として、多くの方に利用していただき、ことしの3月4日で延べ190万人を達成したところでございます。

島内の温泉に使用料は、西之表市の赤尾木の湯については、大人800円、子供400

円、中種子町の温泉保養センター、大人300円、子供100円、70歳以上高齢者が200円、本町の大和温泉、大人350円、子どもが200円、はまだの湯が大人300円、子供150円、そして河内温泉センターは大人300円、子供100円、65歳以上高齢者が200円、80歳以上は月5回までは無料となっておるところであります。

温泉使用料の引き上げについてでございますが、大和温泉が開業した際に引き上げの検討がなされたところでございますけれども、福祉対策施設等として据え置きになった経緯がございます。

将来においては、使用料の見直しも含め、またいろんな財政改革などでもございますけれども民営化のほうでもいろいろございますので、それらも踏まえ、御意見を賜り協議する必要があると思っておりますけれども、当面においては、中種子町の温泉保養センターの使用料も踏まえ、現状のままとして現在進んでおります。

そして、経営につきましては、一層の経費縮減と利用拡大を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、いましばらく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 今、町長の答弁は十分理解しております。しかしながら、利用している方々が、やっぱり町内の人も町外の人も一緒なのかというやっぱりそういった懸念もある、かなり経費もかかっているんだという御意見もあるものですから、私今回こういった質問をさせていただきましたけれども、長計とか、今後民営化していく方向とかそういうのも、本当協議しなければいけない時期に来ているんじゃないかなと思っていますので、それはそれで理解したいと思います。

次に、空き家対策についてであります。

3回目になりますが、平成30年12月の第4回の定例会の一般質問において、空き家の状況、対策についてお尋ねをしたところでございました。平成28年度集落町政連絡員にお願いした調査報告の中では、空き家件数204件、その後調査はしていないので、現在も同数字で空き家バンクに登録件数が28件と答弁をいただき、町独自でリフォームをして賃貸をした件数はゼロ件と、非常に難しい条件であることは認識しているところであります。

現在、空き家バンクに登録件数は6件ということですが、そこで7月27日土曜日の南日本新聞の記事に、空き家利活用で不動産取引会社、鹿児島市にあります川商ハウスさんと種子島空き屋等の利活用に関する連携協定を1市2町の首長が結んだとありました。私も含め、議会の中でも空き家対策については非常に大きな問題と認識し、質問をしてきたところであります。また町民からも対策についてはさまざまな御意見をいただいております、町単独ではどうにもならない実態があることも

認識しております。

空き家を1軒でも減らしていく兆しが見えてきたと思うところでございますが、この件について、町長より何かしら話があったのか、議長にお伺いしたところ、何も聞いていないとのことでしたので、やはり前向きでいい対策であっても、議会軽視とまでは私言いませんが、議長や議会は前段で話を聞きたく残念でした。町長の考えを詳しく聞きたいと思いますが、この質問は、町広報紙や本日の町長の行政報告でも詳しく説明を受けましたが、以前に通告したことで、前後したことをお許しいただきたいと思います。町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。

行政の各施策を推進する上において、議会と行政が車の両輪となって進めていくということは、大変重要なことだということは、私も認識してございます。今回は、協定とあわせて定住促進、いわゆる空き家対策の補助制度をしっかりと方針決定をいたしましてから、あわせて全協で説明をさせていただきたいと思ったところでございます。

もちろん、議会を軽視するつもりもございませんし、どの施策に対し、どのタイミングで議会にも御説明するかということもございますけれども、事前の説明につきましては、今度極力早い段階での御説明に努めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回につきましては、7月の26日に協定をいたしました。これについては、川商ハウスさんと1市2町での協定だけということで、その時点においても各まちの補助のあり方、そういったものについては、全然白紙の状態でございますから、そこについては本日の全協でも御説明させていただきますけれども、これとあわせてどのように定住対策を進めていくかということを、しっかりと説明をさせていただこうというふうな思いで、こういうことになりましたことをお許しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 十分理解をしました。議会もやっぱりこの空き家対策については、一生懸命皆さん、各議員が取り組んでいる課題でございます。町長のバックアップをしながら、一生懸命頑張っていきたいと思いますので、予算についても理解していくと思いますけれども、そこら辺はひとつこれからもよろしくお願いします。

次に、種子島火縄銃南種子保存会南部鉄砲隊についてであります。

このことについては、8月の11日、ロケット祭の道中踊とか本町交差点付近で見学中に、私ほか数名の同僚議員も一緒に御意見をお伺いしたところでございます。

火縄銃保存会は、この南種子町が発起でありながら、今現在4名の会員しかいないと、こういったイベントに参加要請があっても非常に厳しい、会員をふやす手立てをしてほしいという切なる要望でございました。現在の会員の構成は民間から1名、役場職員が3名という寂しい限りであるということです。西之表市の種子島火縄銃保存会は、22名の会員を置くということでございます。また、市長みずから会員であるというふうに伺っております。本町の保存会に育成補助として13万5,000円程度支出をしておりますが、本町の保存会では全然足りず、自前でイベントに参加することも多いと会長は言います。ロケット太鼓の保存会も含めて、本町のイベントを最大限盛り上げていただく保存会の育成、存続に力を入れていただきたいと思います。町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

種子島火縄銃南種子保存会南部鉄砲隊につきましては、昭和63年4月に発足をし、会員数、現在12名ということでございます。実際に活動に参加できる人数はただいまありましたように三、四名となっておるというふうなことを伺っております。ロケット祭など、各種イベントや修学旅行などの歴史研究や研修の場所などにおいても、火縄銃の流儀保存に努めてきておることについては、本当に感謝申し上げたいと思います。

近年、会員の減少や後継者不足の諸課題を抱えているということでございますけれども、私が企画で担当課長しているときもそうでしたけれども、そのときは半ばロケット太鼓と、そしてこの鉄砲隊のほうに少し個別にあたり、皆さん強引に入っていた経緯がございます。また非常に現在こういう後継者不足の厳しい状況になっているというふうなことについては聞いてございます。文化遺産でもあります鉄砲伝来の地門倉岬を有してもおきまして、非常に重要なこういう活動をなされている鉄砲隊、そしてまたここにはございませんけれども、あわせてロケット太鼓のほうもそうであろうというに思います。

町といたしましても、今後、役場の職員の皆様方だけでなく、幅広く会員募集も行って、サポート育成にどのように一番取り組んで努めていったらいいのか、そこについて十分部内においても検討し、そしてまたそういう方々にも入っていただけるような、一番いい手立てを考えていきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 前向きに検討していただくということでございますが、ロケット太鼓、鉄砲隊、こういった人たちもやっぱり育成も近々の課題だと思いますので、そこら辺は十分認識をした中で検討していただきたいというふうに思います。

今回の質問については、要望も幾分ありましたが、町民の切なる要望ですから、対応をよろしく願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） これで、柳田 博君の一般質問を終わります。

ここで、1時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時47分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。福島照男君。

〔福島照男君登壇〕

○2番（福島照男君） それでは、一般質問通告書に沿って質問を進めていきます。

まずは、課題の目標値について、町長が1期4年間で達成したい課題と目標ということで質問をさせていただいております。

ことは、本町の10カ年計画を策定する重要な年であります。本町の方向性を決めるわけですから、大変重要な年でありまして、そのためと思われますが、町長も本町の方向性を決めるために、未来会議の創設を行い、幅広い知見を結集してつくり上げていこうというふうに考えているんだろうなというふうに推察をいたしております。

10カ年計画の中身は、当然本町の行政全般にわたるわけですから、いろんな課題が含まれてくるかと思います。

そうすると、どうしても本町の進むべき方向性、大きな課題の明確さがぼけてくるのではないかなというふうに考えます。

そこで、今回の質問は、10カ年計画、未来会議創設の前に、やっぱり町長みずから町民に向けて、私は1期4年間でこの問題、課題について必ずやり遂げると、どの時点までやり遂げていくというその方向性、課題と、あと達成目標の数値というものをもまずここで明確に町民の前にお示しをしていただきたいなということで、まず質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

課題と目標値についてということでございますけれども、私のマニフェストは大きな3本の柱でお示しをいたしております。

その中に、達成をしたい多くの課題がございますが、具体的に個別にマニフェストの中で目標を並べているということはいたしてございません。

これまでもいろんな自治体、そしてまた全国的にもあろうかと思えますけれども、そういうマニフェストにいたしますと、そのことにだけ目が行き、その他の重要な案件等なかなか見落とされていくようなことが考えられるということでございます。

そしてまた、今長期振興計画との絡みもございましたが、私は私のマニフェストに沿ったような形だけの長期振興計画というのも、私個人だけでまたできるものでもございませんから、掲げてあるこの3本の柱にしっかりと結びついていくような、そういう政策に皆さんでいろんな御意見を賜り、なっていくんだろうというふうに考えてございます。

そしてまた、先ほど同僚議員の御質問の中でもございましたけれども、これまでの継続の重要な課題も多くございます。そしてまた、今後、未来会議の中においても新たな課題も出てまいります。全ての案件が、大体大きく示しております3本の柱にほぼつながっていく、そういう課題がほとんどでございます。そのことから、今この時点で長期振興計画は今策定中でございますけれども、ここにおいて私のほうから10カ年のこの数値の報告というのは非常に難しいところがございます。

今後、長期振興計画策定をし、そしてまた、現在募集もしておりますけれども、未来会議も近く設置の方向でございますから、4年間で課題をしっかり達成できるよう、今後努めてまいります。毎年しっかり検証をし、前に進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長の答弁は、半分は理解ができます。ただ、問題なのは、10カ年計画、マニフェストであっても、やっぱりトップに立つ町長のリーダーシップ、強い意思で、ここは必ずここまで持っていくというような強いやっぱり発信力ですね、熱い発信力で全町民に、全職員に持っていけないと、ただ絵に描いた餅で、4年間終わってもらっては困るわけで、町長に熱い期待を全町民が持っているわけですので、裏切らないためにも、やはりこれとこれは、マニフェストにあるのは、いつまでにこれぐらいやりますよと、多少の失敗はあってもいいじゃないですか。成功の裏には必ず失敗もあるわけですから、多少の失敗はあってもいいので、必ずこれをやりますよと、町民に向けて熱い強いメッセージを送って、1歩でも2歩でも結果的に前進できてよかったなというような、熱いその意思表示をぜひこの場で再度お願いしたいなという意味での趣旨の質問でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

今現在、職員の皆さんで部内の長期振興計画の策定委員会ずっと行われております。やりたいことはたくさんあります。そしてまた、町民の皆さんからも、議会の中においても、検討したいこと、そしてまたいろんな御意見を賜っておりますので、それは、この4年間だけで本当にできるかどうかともわかりません。その計画を長期振興計画の中にぜひとも反映をさせて、町民の皆様方の御要望に沿うような形の計画、そしてまた、それが実施できるような方向にしっかりとつなげていきたいという気持ちはしっかりと持っております。ただ、これをしっかりと一回まとめまして、そしてまた、私のほうにもそういう計画の概要、まとめができた段階で、また私ももった会議を持ちますので、その中で、今度は財源の各年度の調整もしてまいらないといけないわけですから、そこにおいて、何年に私がこれをこれをどうするということは、今ここでは申し上げるわけにはまいりませんので、そこについては御理解をいただきたいと思います。

ただ、今、私も就任してから議会の中で6月も、今議会もいろいろ御要望がございました。そして、ただ検討検討と言っても前に進みませんので、できるものは速やかに今やっていく方向で、それは課長の皆さんにも申し上げて、御協力をいただいております。ただ、大きな問題がかなり数多くありますので、そこについては今後の長期振興計画であったり、また新たに出てくるものもありますので、それはそれで、しっかりとその計画の中で協議をさせていただきたいということですから、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 私が何でこの数値目標を求めるかという、30年度の施政方針の成果報告というのが出てきましたけれども、あそこに言う成果報告は、結果報告だけがずらずらずらっと並んでいて、何々をやりました、何々をやりました、数字はこうでした、分厚いこれぐらいのページの中に結果報告だけ、成果報告というのは全くなくて、成果報告というのは、対比する数字があって、初めてそれに対して数字が出てきて、何%達成したというのが成果報告で、30年度の成果報告書は単なる結果報告書だけであって、何に対して成果なのか全くわからない。こういうことでは、全く発展性がないわけで、努力しているのかしてないのか全くわからないので、やっぱり町長は、そこはちゃんと踏まえて、押さえてもらって、全ての行政に対しては目標値を設定して、それに対して達成度合いをやっぱり評価すると。我々議員としてもそこは押さえていかないと、評価のしようがありませんので、そういう中身で数値目標というのを今回申し上げたんですが、そういう中身で、10カ年計画の中にもきっちりやっぱり入れていく必要があるなというふうに思いますの

で、そこは一つよろしく願いをしておきます。

その問題は、次の課題解決に取り組む事務局体制についてということになるんですが、具体的な未来会議も含めて、課題解決を含めたその対応策は、どこが中心になってやるんですか、お答えをお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 現在、未来会議の公募をし、そしてまた、その組織については、現在企画のほうで取りまとめを行ってございます。

1点だけちょっと、先ほどのことですが、主要な施策の成果については、これは毎年度決算の時点において、これを調製をして監査委員の皆様方にも資料を合わせてお願いをして、そして監査の結果を、これを添付をして認定に議会にするというふうなことでございまして、これはこれで決まった形でのやり取りをやっておるわけでございますので、そこについては御理解をいただきたいと思います。

一応、ただいまの質問については、企画のほうで担当してやっております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 課題解決は、未来会議も含めてですが、最初のスタートの発足は企画課でいけるかと思うんですが、それぞれの課題については、それぞれの多分部署に振られるんだろうというふうに思いますが、やっぱり期間の時間的制限の中で、どの部署に責任を持たせて、ここだけがやるというような仕組みにしていけないと、なかなか実行には移っても成果が出てこないというのは、これまで現実として幾らも例があるわけですので、やっぱりそれぞれの部署に振ったときは、いつまでにどの部署が責任を持ってやるというのは、明確にその未来会議事務局の中でつくる必要が必ずあるというふうに思っております。そこらについては、町長はどういうお考えでありますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 私も5月に就任をいたしました。そして、今の既存の部署の体系の中で仕事をまずは進めないとなりませんから、その中において、現在その私の未来会議でやっているそういうものについては、企画のほうに指示をしております。ただ、これも私も自分の知っている人であったり、そしてまた組織の長であったりとか、そういう方だけの組織にしたいというふうには思っておりませんので、公募という形をとらせていただきましたので、今回9月の町広報紙に載せていただいて、今資料を受け取りに来たり、そういう希望の方がお話が来ている段階ですから、それを取りまとめた後、そしてまた、ちょっと時間がかかっておるわけですが、それでスタートさせたいということでございますので、そこについては御理解いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 決して町長を責めているわけではありませんので、誤解のないように。強い期待を持っての要請でございますので、ぜひ前向きに町長の強いリーダーシップでこの南種子町を活性化するため、がんがんやってほしいなという思いでございます。

次に、学校問題に移ります。

このたび、西野小学校の大半が完成をいたしました。2学期より新しい校舎で、素晴らしい環境の場で伸び伸びと学校生活を送られているということで、楽しみにしております。

さて、ほかの学校においても、やはりかなり老朽化は進んでいるんだろうなというふうに察しております。

そこで、各地区小学校、中学校の老朽化状態と、急ぎ、どうしても整備をしなければいけないような中身があれば、御報告をお願いしたいなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

学校施設の大規模な整備につきましては、現在の長期振興計画に沿って整備を進めてきております。

西野小学校については、平成28年度に実施をした耐力度調査により、建てかえの必要性があったことから、昨年度から本年度2カ年で改築工事を実施してきているところでございます。さらに、本年度は小中学校の普通教室に空調設備を整備するための工事を進めてございます。小規模な営繕工事などについては、年次的に学校現場からの要望をもとに、必要な工事などを実施をしてきているところでございます。

また、台風での被災など、突発的なものについては、その都度必要な整備を行い、教育環境の整備に努めてきてございます。具体的な現状については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 福島議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の、学校施設の状況についてですが、各学校においても校舎や体育館施設など、施設ごとに建設年度が違い、相当に古い施設もあり、それぞれに構造や状況が異なり、説明しにくいところがありますが、普通教室や職員室など、主な校舎施設についての内容で説明をさせていただきます。

校舎施設で一番長く使用されている施設は、荃南小学校の昭和31年3月完成の平屋建て校舎231平米です。荃南小学校のほかの施設では、職員室や普通教室のある

2階建ての校舎500平米が昭和46年8月に完成しております。さらに、平屋建て校舎219平米が昭和50年3月に完成をしているという状況です。

次に、花峰小学校の昭和37年3月に完成した校舎が265平米です。同じく花峰小学校校舎で、昭和55年3月に完成した300平米の校舎のほうに職員室などがあるところです。

次に、大川小学校の昭和40年3月完成の校舎208平米です。

次に、平山小学校校舎、昭和43年3月完成の校舎で770平米です。

次に、島間小学校ですが、昭和48年6月に完成し、668平米の校舎です。それと合わせて、平成12年3月に完成した3階建ての校舎634平米がございます。

次に、長谷小学校で昭和55年3月完成の241平米の校舎です。ほかに、長谷小学校には昭和63年3月に完成した673平米の校舎があります。

あと中平小学校が平成23年11月、それから南種子中学校が平成6年3月完成、それから西野小学校が今年7月に完成をしているところです。

以上のような状況であります。これまでも必要な大規模改修や防水塗装工事などを適時実施してきているところであります。

今後、とり急ぎ必要な状況については、荃南小学校及び島間小学校校舎の雨漏り対策の改修工事です。両校とも壁などから雨水が浸み出す原因がほぼ特定できてきておりますので、工法の検討を行い、できるだけ早急に対応したいと考えております。

ただし、工事の内容などによっては児童の安全確保と学校運営の面から、夏休みなど、長期休暇期間を利用するなどの場合があるところです。

以上、各学校の現状と整備状況について報告をいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 学校の件は、私、荃永ですから、荃南小学校にお邪魔したときに校長先生から、ここ、ここ、あそこと傷んでいる箇所を指摘してもらって、なかなか大変なんですという話を聞いて、学校と教育委員会のほうで、定期的なそういうやりとりができていないのか、よくわかりませんし、時間的なずれがあつて、そういうふうになったのかもしれませんが、そこら辺は定期的なやりとりとかいうのはできているんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

学校のそういう要望等については、定期的に学校からの要望を受け取っております。それで職員が現地調査を行って、予算のほうに反映をさせてきておりますけれども、大規模なものについては当初予算での計上が基本になりますので、11月編成

前にそのような対応をとるところと、緊急に必要な部分については、児童の安全等を確保しなければいけませんので、その対応を図ってきているところです。

参考までに、荃南小学校の状況ですが、今年度小学校営繕工事で、No.2として工事発注をします部分には国旗掲揚台の改修、それから渡り廊下の補修、それからタイヤ遊具の撤去を入れているところでありまして、あわせてこの工事で中平小、平山小、島間小も工事を行う予定にしておりますので、適時子供の安全のために対応をしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 次行きます。

各学校の児童予測数並びに、今後の学校の老朽化に伴う建てかえ事業計画があれば御報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。

今年度西野小学校校舎の建てかえ工事を実施しておりますが、現時点で他の学校の老朽化に伴う具体的な建てかえ計画はありません。

今後については、第6次長期振興計画で必要に応じて計画をしていくことになろうかと思います。

各学校の児童予測数については、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

各学校の児童予測数については、出生状況をもとにした予測人数を報告いたします。宇宙留学生を除く人数になります。令和元年度の状況ですが、中平小161名、荃南小25名、西野小26名、大川小5名、島間小20名、平山小8名、花峰小9名、長谷小22名、合計で276名の状況です。

令和2年度からの予測数であります。令和2年度につきましては、合計で285名、令和3年度は合計で285名、令和4年度は合計で294名、令和5年度は合計で277名、令和6年度は合計で276名の状況です。令和7年度の予測状況ですが、中平小175名、荃南小20名、西野小14名、大川小4名、島間小27名、平山小15名、花峰小6名、長谷小15名、合計で276名の状況です。

状況としましては、令和4年度までは児童予測数は増加の傾向にあり、現在予測可能な令和7年度については、現時点で令和元年度と同数の276名の予測となっているところです。

以上、報告いたします。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君）　ありがとうございます。

では、小学校の再編について、私もよくわからないものでお聞きするんですが、各地区から小学校がなくなると、大変地元の火が消えて活力をなくすというのが想像されるんですが、この小学校再編については、何か基準というのがあるんですか。そこだけ教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　御質問にお答えをいたします。

基準ということですが、特に明確な基準はないようでございます。関係法令の内容については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君）　管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君）　福島議員の御質問にお答えいたします。

小学校の学級編成については、学校教育法施行規則第41条に規定がありまして、それによりますと、小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでないと規定されております。標準の学級数は示されておりますが、ただし書きにより地域の実態、特別の事情を考慮して学級編成をすることができることとなっており、特に再編に関する基準は示されていないところです。

○議長（広浜喜一郎君）　福島照男君。

○2番（福島照男君）　基準がないということは、できるだけ、金にかかるんですが、各地区に小学校を存続させなければいけないなという思いでおります。そのためにも、この学校の児童の問題はやっぱり学校、教育委員会だけの問題じゃなくて、総合的に各地区にやっぱり子供さんが生まれて育ってくるというような環境をつくるという面からも、考えていかなければいけない問題というふうに捉えております。

では次の問題に行きます。

農業の活性化についてでございますが、前回もうかる農業会議の設置をお願いしたいということで、町長からの答弁で前向きに検討しますと。先ほど同僚議員からも合わせて質問があつて、町長から答弁がありました。再度ここで押さえておきたいので、町長からの報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　議員の御質問にお答えをいたします。

もうかる農業会議の設置の提言につきましては、6月議会の中で答弁をいたしました。未来会議の中において農業分野も含め、あらゆる分野から加わっていただいた皆さんにいろいろ御意見を賜りたいと申し上げました。

そこでの御意見も踏まえ、将来の農業基幹産業をどのように振興発展させていく

か、実情を含め、既存体制も充実強化させながら進めてまいりたいと思います。

状況等について、必要があれば担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 私のほうで、農業振興に取り組んでいるこれまでの状況を報告させてもらいたいと思います。

農業の振興を図るべく、各機能集団、農業生産組織や各関係機関、連携を図りながら推進に取り組んでいるところであります。

現在、第6次長期振興計画を作成中であり、各種機能集団や農業生産組織代表と、長期振興計画の話し合いを現在行っているところであります。さらなる農業振興を図るため、新設組織等につきましては、各関係機関の協力と、人材指導体制整備など、既存の充実強化を図りながら進めていくべきであるということと考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） では、関連で次に行きます。

総合農政課の中に、農業再生対策係という係があるわけで、先輩たちが本町の農業振興に、農業対策に真剣に取り組んで、ネームも考えられたんだろうなというふうには大変深い感銘を受けているところですが、実際にこの農業再生対策係というところは、どういう実績を持って対策に当たってきたのか御報告お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 農業再生対策係の具体的なこれまでの取り組み実績については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 総合農政課の中に6つの係がありまして、その中の農業再生対策係の具体的な実績関係であります。農業再生対策係のほうの業務内容につきましては、農業政策、認定農業者、担い手農家、新規就農者等の人材関係の育成、それと集落営農、農業生産法人、農業後継者人材育成、それと農用地集積、農業制度資金、農業関係団体との調整、農産物加工関係に関する業務、全般的には農政企画というところの分野を担っております。

実績としましては、認定農業者担い手農家の農業経営改善計画支援ということで、昨年度5件、これが認定農業者が今91名いるわけですが、その中の更新関係になります。新規就農者の計画の作成支援ということで、国の農業次世代人材投資型給付事業の窓口ということで、合わせまして18件、人・農地プランの地区別検討会、人・農地プランというのは、未来の設計図ということで、各地域のあり方について農地、人の流れについての話し合い活動ですが、これについて、1月から2月実施

をして、ここについては認定農業者、担い手農家等含めまして、地域の貸し手農家との話し合い活動をしているところであります。

それと、農業を振興する上で、農業振興地域整備計画に基づく全体見直しを平成29年から30年にかけて実施をし、ここ10年間で農地をいかに守っていくかということで、農業委員会と連携した見直し作業等を行っているところであります。

ほか、特産品開発センター、農業者休養施設等の施設整備、それに伴う管理運営、農地管理事業に伴う農地の賃借関係ということで、農業委員会とはまた別に、農地中間管理事業を活用した貸し出し、借り受けを受けまして、112名の方が利用し、その中で33町5反歩の農地の集積等を図っているところであります。

そのほか、農地にかかわる農地の経営転換、耕作者集積協力金、制度資金関係の相談窓口ということで、37件の制度資金の活用をして、集落営農座談会等の支援等開催を実施をしているところであります。

以上、簡単であります、内容であります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 次にお聞きする農業振興係という部署の領域まで入ってきたので、ここは重複するので省きますが、いろんな分野について、農政、幅が広いので、一生懸命取り組んでおられるのはよくわかるんですが、現実として、やっぱりなかなか農家所得は上がってきませんし、台風による被害等もあって、なかなか後継者も育たないというのが現実でございます。一生懸命やっているのはわかりますが、実際には結果として伴ってこないのが農業を取り巻く厳しい現状ではありますけれども、やはり、それでも農業は我が本町の基幹産業でありますから、何としてもやっぱり取り組んで、もうかる農業に育てていかないとならないという使命が我々には課せられているわけで、そういう意味で、この振興係というのもやっぱり真剣に本町の農業の未来を担ぐ部署でありますので、そういう責任感を持って取り組んでほしいなというふうに思います。

そこで、これもまた重複しますが、次の項目で葉物、枝物、私は大変有望な作物というふうに考えておるんですが、積極的にこれを推進、ふやしてほしいなと思っていますが、町長のお考えを再度お聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

この葉物、枝物については、本町では以前からシキミ、そして近年はヒサカキの生産がふえてきている状況にあります。

これまでも、育苗ハウスの整備や生産基盤整備のための助成など、町としても支援を行ってきてございます。今後さらに生産者の増加も見込まれることから、町と

いたしましても苗木の確保、栽培技術の確立など、いろんな面で支援策を講じてまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 次に、農業委員会の活動について質問をさせていただきます。

本町の農政を支える総合農政課と農業委員会、本町の車の両輪でございますが、日ごろ取り組んでおる活動内容と、あと町政に対する農業委員会からの提言があれば、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 農業委員会事務局長、古市義朗君。

○農業委員会事務局長（古市義朗君） 福島照男議員の質問にお答えいたします。

本町の農業振興について、具体的な提言があるかとの質問であります。

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るために、農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須の事務に位置づけられたところであります。

本町におきましても、平成29年7月に新体制のもと、農業委員11名、農地利用最適化推進員8名で町内を地区割りをして、農用地の振興を図っているところであります。

農業委員会では、この農地利用の最適化を図るために、平成29年8月に南種子町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を定め、その中において、平成29年度から平成34年度まで、担い手への農地利用の農用地の集積、集約、遊休農地の解消、新規参入の促進等について目標値を定め、達成することといたしております。

年度ごとに進捗状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図ることとしております。なお、この指針につきましては、ホームページ等で掲載をいたしてもおります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 目標値は幾らですか。

○議長（広浜喜一郎君） 農業委員会事務局長、古市義朗君。

○農業委員会事務局長（古市義朗君） お答えをいたします。

目標値、手元に数字はないんです。資料を持っていますが、あと持ってお知らせをいたしておきますが、集約の目標値、それから遊休農地の解消の目標値、新規参入の目標値と掲げております。

具体的な活動方針ということで述べさせていただきますけれども、本町の現状については、平地と中山間が混在しておりまして、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっております。そこで、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それらに向けた対策の強化を図ることが求められております。遊休農地の発

生が懸念されていることから、その発生防止に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地の利用の集積、集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでまいります。

直近の課題といたしましては、農業者の高齢化、資材価格の高騰、価格の低迷、風水害、自然環境等々ありますが、農業委員会の使命は農地を農地として守る、このことが必須の業務であります。国の農地を守る施策としても、食料の自給率の向上、病虫害の発生防止、鳥獣害防止等々を図るため、農地の違反転用の防止、遊休農地については固定資産税の1.8%引き上げ等を実施をしている状況にあります。

農業委員会では、そのような状況の中におきまして、具体的な活動といたしましては、毎年8月から9月にかけて、農業委員、推進委員の皆さんで農地の利用状況調査を行っております。その結果をもとに、各所有者へ利用の意向調査ということで調査書を配布し、回収等を行っているところであります。

また、昨年度から農地を貸したい借りたい総点検活動ということで、全農家を回ってもらって回収して、貸したい農家を、農地を守る意味で担い手認定農家にうまく誘導していくと、こういう活動を展開しているところでございます。

なお、毎年農業委員と農業者等との語る会を開催しており、出された意見につきましては、必要に応じ行政各機関に意見書の提出をいたすことといたしているところであります。

今後とも、農業委員会は、農業委員会系統組織並びに総合農政課関係各機関とともに連携をとり、情報共有しながら、農地振興に邁進してまいりたいと考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 局長、その数値は後で出してもらえますか。

○農業委員会事務局長（古市義朗君） はい、後でお示しをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。

次、ふるさと納税についてお聞きをいたします。

6月議会において、私はふるさと納税対策として積極的に取り組むべきではないかということで提案をいたしましたが、町長答弁で、推進室みたいなものをつくって仕組みができないかなという答弁をいただきました。その後の進捗状況はどのようになっていますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

6月の定例会において、議員御質問に対しまして、ふるさと納税推進室のような仕組みに変えられないかな、そしてまた、以前から私もそういうことを思っており

まして、答弁をいたしました。

ふるさと納税推進室という、そういう専属の部署を設置をした場合についてでございますけれども、それに係る職員等の人件費が、6月1日から新制度が施行されましたので、そこにおいて若干取り扱いが変わってきてございます。こういう専属の部署を設置した場合については、職員等の人件費がこの施行後の新制度においては募集経費に該当することになるというふうなことがわかってまいりました。

そしてまた、その制度においては募集経費、すなわち返礼品の調達費用、そして返礼品の送料、業者委託料、広告料等が寄附総額の5割以内に抑えられるようになっており、これを超えてしまうと、令和2年10月以降の指定から除外をされるおそれがあるということのようでございます。そうなりますと、経費を5割以内に抑えるためには、これを設置した場合ですが、返礼品の寄附額を上げる必要があります。そして、返礼品の寄附額を上げることにより、寄附が他の市町に流れることも考えられてまいります。このような事態を避けなければならないということで、現在県のほうにも確認をしてございますけれども、ふるさと納税推進室というこういう専属部署ということではなく、県あたりでも今検討されておりますのは、ふるさと納税業務と他の業務を兼ね合わせたそういうものというふうなことで、地域が活性化するための部署、もしくは係を配属すればどうなのかというふうなことでございまして、現在県にも確認し、調査をしているところでございます。

また、これのその後の進捗ということでございますけれども、そういうことが1つあるということと、そしてまた、人事が絡むことでございますので、今すぐに実行というのは非常に難しいところがありますが、部署の再編、いわゆる課のあり方の検討の中で、適正な時期にできればというふうなことで考えているところでございます。

また、部署の再編等については、課の設置条例等をまた改正をしなければなりません。そして、これについては事務分掌や人員配置など、総合的に検討調整をしなければならないということ、非常に重要な案件でございますので、根本からこういうものを変えていくということになりますと、やはり事前に議会にも御説明をし、御理解をいただかなければならないという事項であります。

そういうことで、ここについては今後の部署の再編について、現状の人員等も踏まえ、定員の適正化管理計画、そういったものもしっかり見きわめながら、検討していかなければならないということでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 31年度のふるさと納税予算、たしか5,000万円組まれていたと

思うんですが、5,000万円をベースにすると、5,000万円の体制しか組めないわけで、これを町長の腹の中で、南種子町は10億円稼ぐんやという腹づもりを持って体制づくりをすれば、それなりの体制もできるし、それなりの金額も上がってくるし、やっぱり本町の抱える自主財源、御存じのとおり、わずかなものでございます。ふるさと納税の伸び率はかなりあるわけですから、やっぱり積極的に取り組む価値は絶対あると思いますので、ここはやっぱり町長、本腰を入れて迷うことなく、5,000万円、1億円と言わずに、丸をもう一つつけた金額で取り組む姿勢でいけば、本町の財政も潤うし、取り巻く返礼品で地元の町民所得も必ず上がってくるで、活性化を生むわけですから、やっぱりここは本腰を入れて取り組む1つの大きな課題ではないかなというふうには思います。そういうところで、次行きます。

買い物対策です。以前の買い物調査アンケートがあったと思うんですが、そこでの町内、町外での買い物比率及び町民からの要望等があると思うので、御報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 平成30年度の7月に買い物に関するアンケート調査を実施しておりますけれども、その中で、地元商店での買い物のアンケートにつきましては、食料品が75%、日用品が31%、電化製品が15%、衣料品が5%程度の町内での購入率となっているところでございます。1カ月当たりの町外での購入額につきましては、食料品が1万円から2万円、こちらが21.2%、日用品につきましては5,000円から1万円が26.6%、電化製品が1,000円から5,000円が17.9%、衣料品につきましては1,000円から5,000円が35.1%というところで一番多い金額となっております。

住民からの意見としましては、品ぞろえが豊富な新しい商業施設が欲しいという意見が62.8%と、住民の半数以上の方が商業施設を望んでいる状況でございますが、高齢者や交通弱者等の方々につきましては、地元の商店街を残してほしいという要望もありますので、このところにつきましては十分に精査し、商工会等とともに商店街の活性化を第一に考える必要があると考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 答弁のあったとおり、やっぱり素直な町民の意向と、あと地元の商店街も大事にしないといけませんので、相まった問題であります、やっぱりここは皆さんで知恵を出し合って、やっぱり住民の要望に応える、地元商店街の活性化も図るということが、時間をかけてでもやっぱり知恵を出し合って解決する間

題かなというふうに思っております。

次に行きます。

宙太くんのキャラクターの利用促進についてであります。

時間が迫ってきているので、簡単に行きますが、私は個人的には非常におもしろい特徴のあるキャラクターだなと思っております。もっと観光客イベントにも、それから各関東、関西、福岡あたりのイベント等に積極的に出て行って、活用するのは意味のあることではないかなと思うんですが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

このイベントにおける宙太くんの登用について、これまでもいろいろイベント、そしてまたいろんなところに出向いてそういうこともやってきてございます。

最近では、この宙太くんの扱いについて、いろいろ企画課のほうでこれまで取り組んでいるようでございますから、そこについては担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 本町の公式キャラクターであります宙太くんにつきましては、平成9年に制定をいたしまして、さまざまな行事やイベント、また発行物等に利用されてきているところでございます。

広報紙はもとより、観光パンフレットや本町の発行物には宙太くんを掲載しているところでございます。

また、申請をしていただきますと、自由に使えるようにしてございますので、個人や団体において、ポロシャツやバッグのプリントなどに利用されているところでございます。

着ぐるみにつきましては、イベント等で利用してございまして、昨年もふるさとCM大賞のほうでPRを行ってきているところでございます。また、ゆるキャラグランプリのほうにも参加をしております、PRを図っているところでございます。

今後につきましては、現在作成中であります新キャラクターとともに、各種イベント等においても積極的に利用促進を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。

じゃ、時間も迫ってきています。最後に行きます。

観光対策であります。

いよいよH3ロケットの打ち上げも2020年度、試験機1号機が上がるというような情報もいただいております。これを機に、やっぱり観光促進を進めるいいチャン

スかなと思ったりもしています。また逆に、コスト削減というところから、打ち上げスタッフが半減するというような情報も入っておりますが、これに対しての町長の所見をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えいたします。

H3ロケットにつきましては、柔軟性、高信頼性、低価格の3つの要素を実現することを目指し、2020年の打ち上げを予定している日本の新しい基幹ロケットということでございます。

JAXAを中心に、三菱重工業を初めとする国内の関連企業が開発段階から総力を結集して、これまで培った運用経験等を生かして、全体の関係企業の総力により、試験等が行われてきているところでございます。

さらに、現在打ち上げられておりますH-IIAロケットの打ち上げ費用のおよそ半額、50億円という低価格で年間打ち上げを6回以上に増加をさせ、産業力の維持を行うこととされております。2020年の打ち上げを予定しているH3ロケットの打ち上げにより、本町といたしましても地元への経済効果を高めるため、さまざまな取り組みを検討する必要することがあることは認識をいたしております。スタッフの人数も少なくなると、そういう情報についても一部聞いておりますけれども、何とかそこを盛り上げるためのイベント対策など、そういったものについてはしっかりと対応していかなければならないと思っておりますが、詳細について、企画課長のほうから答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 今町長からありましたとおりでありますけれども、2020年につきましては、2014年の12月3日にH-IIAロケット、26号機により打ち上げられましたはやぶさ2につきましても、2020年末ごろに地球に帰還する予定となっております。H3ロケットの打ち上げと、はやぶさ2の地球への帰還など予定されておりますので、この2つのミッションに対して、交流人口の増加を図るためのイベントの開催や、旅行エージェントのタイアップによりますツアーの造成など、ロケットの町にふさわしい取り組みを検討してまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 積極的な取り組みを期待するところであります。

いよいよ最後の質問であります。

ロケット基地のほうに今科学展示館というのがあるんですが、あれは見るだけの展示館で、私はやっぱりこれだけ日本一のすばらしい、世界一のすばらしいロケット射場と言われながらも、もう一つインパクトが足りないなと思っていまして、体

験型のそういう科学ロケット施設ができれば素晴らしいなと思っています。無重力状態を体感できるとか、宇宙船から地球を見られるような模擬体験ができるとか、打ち上げ時のあの瞬間の感覚を味わえると、そういう体験型の施設を、これ自前ではなかなか大変かと思うので、やっぱり J A X A に働きかけるということには大きな意義があるんじゃないかなと思っていますので、これに対して、町長、積極的にぜひ取り組んでほしいなと思っていますが、どうお考えですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この宇宙の町としてのまた観光資源、観光対策といたしましては、議員御指摘のとおり、非常にそういうインパクトの強いものがありますと、大変また違った意味で注目をされる状況に変わってくると思います。

ただいまありましたので、そういう御質問もあったということで、J A X A さんのほうとはまたこういった情報もお伝えをし、お話をさせていただきたいと思います。

また詳細部分、何かあれば課長のほうからも答弁させますが、一応私の考えとしては、そういうことで考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 1回や2回で要請してできるものじゃないと思いますので、やっぱり本町も最大に協力をしているというスタンスで、アピールをしながら、地元にもぜひ協力をしてほしいという町長の熱意と町民の熱い熱意を伝えていただき、ぜひ実現に向かって詰めてほしいなというふうに思っております。

時間が来ましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、福島照男君の質問を終わります。

ここで2時50分まで休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時52分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○9番（塩釜俊朗君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

9月はスポーツの秋と言われております。9月14日、15日には県民体育大会も開催され、本町から卓球男子、グラウンドゴルフ、軟式野球が熊毛地区代表として出場し、個人でも数名の方が出場をいたします。選手、スタッフの皆さんの活躍を期

待いたします。

それでは、質問をいたします。

選挙投票率の向上と選挙環境の整備についてお伺いをいたします。

本町の投票率は、地方選挙、国政選挙を含めまして低下傾向にあります。このことは、本町のみならず、全国的なものと言われております。

本年度から選挙権が18歳以上になったにもかかわらず、若者たちの投票率もそんなに高くないと言われております。若い有権者の投票率が低いのは、学校教育において選挙の意義や重要性を理解させるなり、社会や政治に対する判断力を身につけるのに十分なものになっていないことも一因ではないかと、このように思っております。今までのやり方では投票率の低下に歯どめがかからないのではないかと危惧するところであります。啓発のあり方、今後の方策についてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

選挙における啓発につきましては、防災無線による啓発、町連合青年団による広報車による広報及び町明るい選挙推進協議会委員による選挙ビラ等の配布、防災無線における啓発など、委員会のほうで取り組んでできているところでございます。

また、成人式での選挙啓発リーフレット等の配布や、選挙啓発ポスター募集事業、生徒会役員選挙での投票箱等の貸し出し、種子島中央高等学校への主権者教育として出前授業などを実施をしてくれているということでございます。

また、前回の参議院議員通常選挙の投票率は全国で48.8%、鹿児島県で45.75%、南種子町で56.5%と、全国的に低投票率の結果でございました。

本町の年代別による投票率におきましては、二十歳から24歳の投票率が28.92%と最も低く、次に18歳、19歳が34.48%、次に25歳から29歳が36.08%と、若者の投票率の低さが目立った投票結果でございました。

今後の方策といたしましては、これまでの啓発事業については継続をし、取り組みながら、新たに有権者となる高校生などからアイデアを取り入れるなど、効果的な啓発活動を取り入れ、教育委員会などと協力をし、主権者教育に取り組む環境づくりの整備など、投票率の向上になお一層取り組んでまいりたいということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 平成25年の公職選挙法の改正により、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとされていた規定が解除され、成年被後見人であっても選挙権の行使が認められたことは既に御承知のことと思います。また、このことに

合わせ、代理投票における補助者の要件の適正化や、高齢者、障害者等の投票環境の向上に取り組むことを求める総務省選挙部長からの文書が出されております。成年被後見人であるとか、障害者、高齢者等弱い立場の方が投票しやすい環境づくりが必要と考えます。

本町には、成年被後見人は数人とお聞きしますが、今後ふえるかもしれません。せっきくの法律改正も生かされないこととなりますので、その方法についてお伺いをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、高田真盛君。

○選挙管理委員会事務局長（高田真盛君） 御質問にお答えします。

今議員からありましたとおり、平成25年5月の法改正に伴いまして、それまでは成年被後見人については選挙権はありませんでしたが、選挙権が認められるという改正がなされたところであります。

25年5月以降の国政選挙全ての選挙において、選挙人名簿に登録をし、選挙の際には該当者には入場券の送付を行っているところであります。

現在、本町で該当者については1名いるということになります。

成年被後見人制度については、裁判所に申し立てて、その中で決定をされることとなります。その決定の段階で、選挙権の有無についてもしっかりと本人には伝えられているということです。これについては特に啓発を予定をしているということではありません。

今後におきましても、この成年被後見人制度という制度の周知はしていきますが、当然投票する、しないというのは本人の権利でありまして、こちらから強制的に投票を依頼するというわけにもいきませんので、この制度の中で投票権があるということはわかっているということになります。引き続き、こちらのほうとしましては入場券の送付を行うことによりまして、その者に対して投票権がありますよということの周知が可能だと思っておりますので、その旨やっていきたいというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 次の質問に行きますけれども、代理投票については、補助すべき者が本人の意思に基づいて行ったことに疑惑が持たれることがあってはならず、1人の補助者だけで代理投票をしてはならないと言われております。当日投票、不在者投票であっても2人を定めることとされております。この職員の配置は、各投票所で、全ての投票時間においてなされていると考えてよろしいか、お伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、高田真盛君。

○選挙管理委員会事務局長（高田真盛君） 代理投票する場合の２人の職員については、各投票所、それから期日前投票所全ての投票所において、全ての時間において確保されております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○９番（塩釜俊朗君） 課長、その時間帯をもう一度、何時から何時までというのをお示しくありませんか。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、高田真盛君。

○選挙管理委員会事務局長（高田真盛君） 投票時間については、全て定めがありますので、直近の参議院議員選挙でいいますと、各投票所での投票が朝７時から18時まで、それから期日前投票については８時半から20時までという時間帯になっております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○９番（塩釜俊朗君） 高齢者、障害者の投票環境の向上が求められておるところですが、投票時における段差解消や人的介護等のバリアフリー化、施設に入居している方の投票所への対応など、このことについてどのような取り組みをしているのか、お伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、高田真盛君。

○選挙管理委員会事務局長（高田真盛君） 各投票所においては、施設に入る場合に段差がある場所等もありますので、そこにつきましてはスロープを設置しまして、車椅子等での入場が可能なようにしているところであります。あと、それと、当然のことながら車椅子等についても各投票所準備をしているところであります。期日前投票所についても同じようにしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○９番（塩釜俊朗君） 施設に入所している方の投票の対応、これについては本町にも大規模な施設があるわけですが、その投票はどのようにしているのか、立会人についても２人を立てているのか、また選挙管理委員から１人なり投票所の責任者として行っていると、このような話も聞くわけですが、その介護施設の投票の概要について、どのようにしているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、高田真盛君。

○選挙管理委員会事務局長（高田真盛君） 各施設の関係ですが、まず、各施設の中で選挙、投票する場合については、県選管の指定を受けている施設でないとできません。本町の場合につきましては、前回の参議院選挙の場合には、公立種子島病院と特別養護老人ホーム芙蓉苑の２施設となります。

施設での投票方法につきましては、指定病院施設等の不在者投票管理者、それか

ら選挙管理委員会が指定した外部立会人、不在者投票管理者から選任された選挙事務補助者の立会人の中、行われます。

また、指定病院等の不在者投票管理者につきましては、特別な事情を除き、病院の院長、施設の長が不在者投票管理者となり行うことと定めております。

現在、外部立会人として指定施設からの依頼に基づきまして、本町の選挙管理委員会が指定した者が立ち会いに行きまして、不在者投票を行っているということになります。

あわせて、先ほどありました代理投票その他につきましても、要件が代理投票の場合も2名の職員がつかないといけませんので、それにつきましてはそれぞれの施設の長から指定された職員が代理の投票をするという形になります。当然2名の職員の配置が必要ということになります。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 私がなぜこういうような質問をするかということ、投票率の低下が見受けられる、そういうふうな中において、選挙というのはやっぱり行政のその方法によっては投票率も上がるのではないだろうか、そういうようなことを考えているからであります。したがって、公平、公正な投票をしていかなければならない、そういうのも確認をしておく必要があると、そういうようなことからこのような質問をしたところでございます。

次に、スポーツ対策及び合宿の誘致について質問をいたします。

これからのスポーツ環境の整備についてどのように考えているか、お伺いをいたします。

文部科学省は、平成22年度からスポーツ環境の充実ということで事業を推進しております。例えば体育館、運動場の整備、また子供の体力向上啓発事業などであります。

このようないい補助事業があるのではないかと、継続をしているのではないかと、こういうようなところで調べてみますという、残念ながら、今はこの事業はないようであります。

本町も体育施設は充実してきておりますが、今後はよっぽどの事業がない限り、補修と維持管理に努めながら、少しでも長くこのような施設を活用していくことが、財政の厳しい中では肝要だと、このように私は思うところであります。

しかし、ハード面については、これからの時代に沿った現在の施設の充実も大事だと、このように思っておりますが、聞くところによりますと、健康公園野球場の隣接に雨天でも活用できるピッチング施設等の要望もしていると、このようにお聞きをしておるところでございます。

また、ソフト面として、町民のスポーツの参加、スポーツクラブの育成、スポーツ指導者の充実、スポーツを通じた交流人口をふやすためのおもてなし、このようなことを含めて、町長の所信をお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。

国においては、国民の誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、日常的にスポーツをする場の整備を推進するなど、地域のスポーツ環境の整備を推進をしてきてございます。

本町においても、これまで地域住民のスポーツ活動のための最も身近なスポーツ施設等については、整備を図ってきているところでございます。

また、ソフト面においても、誰でも気軽にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブ宙太くんの支援を行い、町民の健康増進や体力向上に努めてきてございます。

今後においても、6月の施政方針でもお示しいたしましたが、体育協会を中心とするスポーツ団体の支援や、指導者の養成を図るとともに、住民のスポーツ活動拠点となる体育施設の整備、維持管理を計画的に行っていかなければならないと思っております。青少年の健全育成、競技力向上の観点からも、スポーツ環境の充実については、今後の長期振興計画の中で協議をしていくことになろうかと思います。

あわせて、先ほど健康公園の隣のいろんな要望も出てきておりますが、全て即対応ということはなかなか非常に難しいところもございますけれども、できるものについてはできるところからしっかりと協議をしながらやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 続いて、スポーツ合宿の誘致について質問いたします。

本町の健康公園、前之峯陸上競技場、ゲートボール場、テニスコート場、着実に整備され、町民の多くに利用されておりますが、この有効活用について伺います。

スポーツ団体の合宿は、県内、県外高校、大学、企業チームにこの施設を利用してもらい、町の活性化につなげていく必要があるのではないかと、このように思っているところでございます。

スポーツ団体の合宿は、宿泊、飲食業の利用による経済効果ということだけではなく、町内の小中学生やスポーツ少年団との交流などが考えられ、とかく町内だけの練習に頼りがちな子供たちに大きな刺激になると思います。

隣の町の中種子町においては、積極的に取り組んでおります。私も何回か合宿に見に行きましたが、施設も南種子以上に整備されているのは皆さんも御承知のとおり

りであります。

本町に、今までどのような団体が合宿したのだろうかと、こういうふうなことで調べてみました。私は、このことについて平成23年の9月議会でも合宿について取り上げましたが、その時点での合宿は、鹿児島中央高校とかいろんな団体が合宿をしたというふうなことを聞いたところであります。

また、つい最近では福岡県から沖学園高校がことしも本町で合宿をしております。また、交流試合もしております。歓迎の横断幕を国道沿いにも掲げておりました。私は非常によいことだと、このように思ったところであります。

しかし、このような横断幕が団体だけではなく、全国大会に出場する個人選手の皆さんも掲げる必要があるのではないかと、このように思ったところでございます。

聞くとところによると、この沖学園高校は、南種子町の町民の方が沖学園野球部の知人であると、このようなことで合宿場所に決めたと、そういうふうな話をお聞きをいたしました。

スポーツ合宿は、評判がよければ次の年もまた次の年もつながるものでありまして、ここがいいぞということになれば、口コミでも他の団体もどんどん集まってくるものであります。

逆に、悪い評判ができてしまうと、なかなか来ていただけなくなるものでありまして、町を挙げての対応といったことが問題ではないかと、こういうふうに思います。

本町は温泉もあるので、魅力があると思っております。今後、町長はスポーツ合宿の誘致について、どのようなお考えをお持ちか、所信をお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

スポーツ合宿につきましては、多くの場合、競技力、精神力の向上やチームの団結力を強める目的で実施をされてございますが、受け入れ自治体においても、地域のスポーツ振興や町民の交流の機会の創出、そして地域経済の活性化につながると言われております。

島内の状況を見ますと、議員のおっしゃるとおり、中種子町が積極的に誘致活動を展開をしております。

本町においては、これまでも幾つかの団体を受け入れておりますけれども、議員のおっしゃるとおり、ことし8月には福岡県の沖学園野球部と鹿児島県始良市の龍桜高校の吹奏楽部が合宿に本町に来られました。その際、歓迎の横断幕等も設置をし、対応してきてございます。

しかしながら、議員御指摘の合宿誘致についてでございますけれども、誘致活動

を実施するということになりますと、合宿に来られた方々に、やはり満足をしていただけるような条件を整えていく必要があるかと思えます。

そのためには、まず施設の整備、そしてメンテナンスをこれまで以上にしっかりと充実させていくことが重要でありますし、各施設の一般利用者との調整も必要となつてまいります。

また、宿泊関係についても民間の協力が不可欠でございまして、全町的な取り組みもしっかりとやっていかなければならないと考えております。

今回、沖学園の監督さんについては南種子町におられた方で、そして神村学園のコーチを経て、一昨年沖学園の監督に就任をして、即甲子園に出場された監督さんでございます。そしてまた、私も就任してすぐお会いしようと思っていましたところ、今回は甲子園出場がかないませんでしたので、こちらのほうにまた来ていただきました。一昨年も来てすぐ甲子園に出場したところでございまして、この監督さん、コーチの皆さんと、そしてまた、この夏には隣の中種子町で合宿をいたしましたけれども、鹿児島商業高校の野球部も来られておりまして、本町に来られ、私もちょっと私的に監督、コーチの皆さんと御懇談をさせていただきました。

また、鹿児島城西高校の陸上部も中種子町に来ておりまして、その監督ともお会いをいたしております。

その中で、いろいろお話を伺う機会がありました。健康公園の野球場に関しましては、グラウンドの状態も非常にいいということでお褒めのお言葉はいただいております。そして、学生に聞きますと、固い土ではないので、非常にいいということで、ただ、合宿になりますと、やはり五、六十名の学生さんが来ますので、いろんな課題等についてもお話を伺っております。そういう情報、要望をいただいておりますので、そこら辺もしっかりと今後どのように対応すればいいのか、また民間のホテル、旅館の方々ともやはりお話を進めていかなければならんのかなというふうに思っております。

沖学園については、自然の家を使って、そして台風にも遭って、延泊をいたしましたけれども、その中で台風通過後は今度はナイターで練習もしていただいて、また温泉センターもあって、環境的には非常にいいという、そういう情報もいただきましたので、今後の合宿の事業化について、限られた施設の中での受け入れとなりますが、そういう情報など、他自治体の状況も踏まえて、今後本町に来ていただくための環境整備の調査をし、しっかりと検討していく必要があると考えております。

今後も合宿の申し出があれば、今まで行っておりますそういう歓迎の横断幕であったり、また地元との交流活動など、町民へのスポーツ活動の普及にもつながるよ

うな、そういう取り組みについても積極的に進めていかなければならないと思っております。

そういうことで、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、いろいろ情報等もいただいておりますから、そこについては十分真剣に協議検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 社会教育課長にお聞きをしたいんですが、中種子町においては積極的に誘致活動もし、たくさんの団体、高校、大学が合宿をしております。年間、団体で何団体、また延べ人数は1年間で何名が来ているのかどうか、それからもう1点でありますけれども、聞くところによりますと、補助が出ていると、そういうような話も聞くわけですが、このことについて、調べているのであれば御報告をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） それでは、塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

中種子町におきましては、サッカー、柔道、駅伝、バレー、野球など、スポーツ関係で11競技、文化関係で1団体と、幅広く受け入れをされているようでございます。また、議員おっしゃるとおり、合宿団体への宿泊の補助であったりとか、選手の送迎なども支援を行っているようでございます。

中種子の平成30年度の文化関係を含む実績となりますが、12競技、46団体、1,058人、延べ人数で4,126人となっているようでございます。うち、島外からの合宿については12競技、40団体、945人、延べで3,797人となっているようでございます。

宿泊補助の関係でございますけれども、公共施設に宿泊をされた場合、1人当たり500円、上限が10万円、民間に宿泊をされた場合、3日以上宿泊をされた場合に限って、1人当たり2,000円、上限で50万円の補助ということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 中種子町においては、合宿により経済効果もたくさんあると、そういうふうなことも聞いておりますし、また施設も充実しているので、このようなたくさんの団体が来るのであろうと、こういうふうに認識をするところであります。

私が先ほどお話をしましたように、本町の健康公園にしてみても前之峯陸上競技場にしてみても、着実に整備をしているというふうなことで述べさせていただきましたが、このような形で、必要最低限の合宿ができる設備はあると思っております。例え

ば、先ほど町長がお話をしましたように、南種子町の野球場については、非常によいのではないかと、こういうふうな好評もいただいていると、そういうふうな答弁でございましたが、環境整備が一番大事であります。しかしながら、その経済効果、投資効果、そういうことをいろいろ考えれば、どういうふうになっていくかわかりませんが、合宿については、今の高校生の人たちは、その合宿というのは夏休み、特にそういうような時期に行くものだと、そういうような中において、どこに行こうかと、各部活の先生たちも悩んでいるという話も聞くわけでございます。また、この合宿については同僚議員も昨年度質問をしております。

そういうことで、その若い者たちが来れば町の活性化になるのは当然のことでありまして、一つの町の政策としても、この合宿については少しはでなくて、大きな力で考え方を持って、誘致のお願いをしていただきたいと、こういうふうに思います。

次に行きたいと思います。

先ほどでありましたけれども、この合宿についてはいろんな団体が合宿に行きます。そういうような中において、本町は自然豊かな町、宇宙センターを立地している町として現在に至っておりますが、このような環境の中での高校、大学をターゲットにした文化部などの合宿の誘致は考えてもいいのではないかと、こういうふうに私は思ったところであります。

先ほど吹奏楽部の合宿もしたと、ことし。龍桜高校ですか。そういうような話も私は聞いております。これについて、若干私の母校を言ったらちょっとどうかなと思いますけれども、鹿児島実業高校が2年前に鉄砲祭りと合わせて、港のほうに合宿をいたしました。そのときには、行政の協力もいただきながら、南種子中学校の吹奏楽部との合同練習をし、その後、ミニコンサートも実施をしたところであります。

3年前は、荃南小学校でそういうようなコンサートをいたしました。2年前には体育館のほうで練習をし、コンサートをした経緯がございます。

町民の人にもどうだったですかと、そういうような話を聞いたところ、非常にこういうような機会があれば、音楽の好きな人、例えば南中の吹奏楽部の生徒、また中平小学校の金管バンド、そういう人たちにも刺激になるのではないかと、こういうような話も聞いて、大評判であったのではないかなと、こういうふうなことであります。

また、顧問の先生等にもお聞きをする機会がありましたので、私も知り合いでありますので、よく話をする機会がございます。そういう中においては、やっぱり機会があればまた来たいなと、そういうのが本当の気持ちであると、そういうような

ことを言っていました。

このように、スポーツの合宿だけではなく、やっぱり文化的なそういうような部、例えば書道部とかいろんな部があるわけでありましたが、こういうような部活の誘致といいますか、来るような環境にはあると、私はこういうふうに思っているところですが、このことについて、こういうような発想を考えてもいいんじゃないかと、そのように思いますが、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） このスポーツ合宿だけということではなく、先ほどから申し上げておりますけれども、文化関係の合宿でも今回ございましたので、龍桜高校の吹奏楽部が町内にも来られたということで、またトレーニングセンターにおいてもマーチングの練習も行ったというふうに伺っております。

こちらの歓迎のそういう横断幕なんかに喜んでいただき、練習についても短い期間でしたけれどもいい練習ができたということは、大変喜んで帰られたということでございます。今回は日程の関係で、地元小中学校との交流はございませんでしたけれども、生徒にもよい刺激になろうかと思しますので、可能であれば、こういった交流も含めたそういう誘致というのは、私は合わせて行っていけばいいのかなというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げましたが、甲子園出場がかなわないときには、福岡県の沖学園の監督さんなんかは、やはりここを大変よく言っていただいて、また来たいということも言っていただきました。そして、鹿児島商業高校の監督さんなんかについては、今回中種子町でしたけれども、やはりここのグラウンドの状態を非常に気に入っております、そういう話があったということで、また帰られてから、今度は熊本で沖学園などと3校ぐらいでまた練習試合があるということで、ここの状況についてもお聞きしたいなという話もございましたので、私どもとしては、何とかここに来ていただけるようなことをホテル、旅館組合の方々ともお話をしながら、やはりそこはちょっと協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

ただ、今まで聞いている中においては、やはり打ち上げの関係があったり、非常にまたその関係で難しい面もあるやに聞いておりますので、そこはしっかりとまた協議をしていく必要があろうかと思っております。

以前は本町に民間の旅館にも泊まりまして、鹿児島実業さんだったと思いますけれども、野球部だったり、そういうこともありましたので、やはりそこら辺はしっかりと今までの経過、そして今後についても、そういうようなことで本町にも来ていただいて、そしてそういう環境が整うようなことをしっかり考えてまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 次の質問に入ります。

スケートパークの設置についてであります。

スケートパークの設置については、どのようなものかということで、説明をいたしたと思いますけれども、フリー百科事典で調べてみますというと、主にスケートボード、アグレッシブインラインスケート等に向けられた運動施設。舗装面にジャンプ台が設置している施設とのことであります。

御承知のとおり、オリンピック競技でも採用され、本町でも愛好者がふえているとお聞きをいたしました。

私は、毎日というほど健康公園に足を運ぶ機会が多く、よく子供、大人たちがスケートボードで遊んでいるのを見受けるところでございます。実に人数を数えれば30名近く、何事かと私はびっくりしたところであります。

責任者と話す機会があり、問い合わせてみますというと、昨年4月にクラブを結成し、スケートボード教室を開いて、昨年は年10回実施しているとのことでした。延べ人数は180名とのことであります。危険であるので、ヘルメットやプロテクターを着用してもらい、安全には気をつけているとのことであります。現在は行政の許可をいただき、健康公園野球場近くの広場を借りてジャンプ台等の保管もしていただいているとのことです。

いつも気にするのは、音等がするので、近隣の住民に迷惑がかかるのではと、このように思っている。行政にお願いし、場所が確保できればいいとのことであります。

スケートパークは運動施設であるので、補助金がないのだろうかというところで、ちょっと調べてみたわけではありますが、該当はなく、スポーツ宝くじぐらいかなと、こういうように思ったところであります。

スケートボード教室の皆さんの話では、このような場所がいいのではないかとということで、私に5カ所ぐらい場所を言いましたので、参考でありますので、ちょっとお聞きいただきたいと思います。宇宙ヶ丘公園ゴーカート場跡地、健康公園芝広場東側の桜を植えている場所、前ノ峯ゲートボール場駐車場奥、旧南高弓道場西側、トンミー市場周辺などのようであります。

こういうふうな設置をするというと、非常にお金がかかると、こういうことは私も承知しております。

いろんな状況の中においても、こういうような子供たちが遊ぶ場所、またこれについては大人も子供と一緒に遊べる、そういうふうなスケートボードのようであります。

安全には気をつけて練習をさせているとか、そういうようなことも話をされましたが、今のことについて、調査をしていただき、検討していただく価値はあるのではないかと、こういうように思いますので、町長の所信をお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） このスケートパークというものの設置については、私も以前から話を少し伺っております。そしてまた、本町においてはこれまでも住民のニーズに対応し、スポーツ施設の設置や改修事業を計画的にそういうものも進めながら、町民が親しみやすい環境づくりについては努めてきているところでございます。

このスケートボードについては、先ほどからありましたように、東京オリンピックの追加競技として決定をされるなど、若者を中心に、全国的に人気の上がっているスポーツと承知をしております。

本町においても、先ほどからありましたように、昨年クラブが発足され、愛好者を中心に、月2回程度の活動を行っているとのことでございます。

現在、スケートボード専用の場所がございませんので、健康公園野球場の一部を許可をし、対応しているということでございます。

議員御指摘のスケートパークの設置につきましては、設置場所、そして施設の規模の選定など、検討をする必要がございます。

スケートボードについては、子供から楽しめるスポーツということで、会員の皆さん方はそこら辺配慮の上やられていると思いますが、そういう施設、今度は管理の面でいいますと、どなたでも入れるような状況の場合の事故等いろんな面、安全面にも配慮しなければならないと考えます。また、新規の施設整備ということになりますので、それなりの費用、財源が予想をされます。そういった財源確保も必要になるわけでございますけれども、一方で、本町の体育施設も老朽化がいろいろ進んでございます。維持補修についても計画的に実施をしていかなければならない、そういう課題もございます。

こういう施設につきましては、利用者についても、今のところ限定された利用でございますから、今後利用者がどの程度ふえるのか、そしてまた安全性とか、そういったものをしっかりと見きわめながら、先ほどから議員の皆様方にも申し上げておりますけれども、10カ年の長期振興計画も策定をいたしますので、その中で、本当に財源的にどのようになるのか、そういったものも協議をさせていただかなければならないと考えております。

当面は、クラブや関係する部署と協議をしながら、場所の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） スケボー、スケートボードが違法になる条件とは、道路交通法第76条第4項の3において、何人も次の各号に掲げる行為はしてはならないということは、多くの方がいろんな団体行為で道を使用してはならない、道で遊んではならない。それから3項、交通の頻繁な道路において球技をし、ローラースケートをし、またこれらに類する行為をすること。こういうようなことが道路交通法第76条第4項の3に示されております。つまり、交通の頻繁な場所とはどのようなものかということ、ここでいう交通の頻繁な道路、その場にいる警察官の判断でよいと、こういうようなことでただし書きがあります。

そういうことを踏まえて、道路上では危険であるのでははないというふうなことを示すこの違法になる条件ということになっているのではないかと、このように理解をしたわけであります。

今町長が答弁をなさいましたように、こういうようなことも含めまして、場所の確保、そういうことを検討をしていただきたいと思うわけであります。

次に行きます。

前之峯グラウンドの一部全天候型の整備については検討したかについて質問をいたします。

平成29年の第4回定例会において質問したところでありますが、町長もかわりましたので、再度質問をいたします。

御存じのとおり、平成18年度町制施行50周年事業としてリニューアル整備をされました。その後、そのとき初めてトラックの外側に全天候型のランニングウオーキングコースを設置をいたしました。その後10数年たっており、不陸が悪く、利用する人には支障を来しているとのことであります。このようなことから、改修すべきではないかとお願いしたところであります。

答弁では、しばらくは修繕等で対応とともに、早い機会に予算を提案したいとの答弁でありました。その後検討をした経緯と、町長はこの件についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

前之峯グラウンドにつきましては、平成18年、全体的に改修を行ってから13年経過をしており、一部老朽化が進んでいる状況ということでございます。これまで指摘を受けているようでございますけれども、29年の中での答弁であったようでございますが、私就任をいたしましてから、このことについて引き続き検討はしたということはありません。

今回質問がありましたので、確認をさせていただきました。

議員御指摘のその後の検討でございますけれども、社会教育課においてグラウンド全体をした場合も含め、試算はしているようでございます。また、補助事業の有無についても調べた経緯もあるようでございます。

現在設置しておりますグラウンド外周部分の全天候型コースについては、これまで全面的に悪いということもなかったということで、事業の実施協議までは至らず、これまで部分補修で対応をしてきたというふうに聞いております。

全天候型の整備については、外周部分のみの改修でございまして、費用については多額を要するというふうなことであります。

いずれにいたしましても、改修が必要になろうかと思いますが、先ほど申し上げましたけれども、他の施設もいろいろ老朽化が進んでおりますので、全体の状況を踏まえた上で、今年度、長期の計画策定中でございますから、その中で何年度の中で計画的に実施ができるのか、そこは調整をさせていただくことになろうかと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ただいま答弁をいただきましたが、財政が厳しいことは理解をしているところであります。しかし、いろんな補助事業を活用する、そういうようなことも肝要かとは思いますが、長計、そういうことも見きわめながら、ぜひとも今全面的な事業じゃなくて、今設置をしている外側の全天候型のほうでもよいと思いますので、そういうような考え方で御検討をしていただきたいと、こういうように思います。

次に、島間港の現状と活用について。

島間港の整備はどのようになっているか、今後の計画について質問をいたします。

島間港は、種子島南部の物流拠点であります。種子島、屋久島を結ぶ太陽丸の発着港、宇宙航空研究開発機構のロケット機材の搬入港として、また1万トン級客船が接岸できる岸壁等もあります。重要港湾であります。

今工事をしている西防波堤の整備の進捗、今後の計画はあるのか、お聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

県管理港湾である島間港につきましては、物流拠点であるとともに、種子島と屋久島を結ぶ定期フェリーの発着地、そしてまた宇宙航空研究開発機構のロケット関連資材の陸揚げを行う港でございます。そして、熊毛地域振興の一翼を担う重要な港湾でございます。

宇宙開発分野における国際的な宇宙ビジネスの参入に向けた新型ロケットH3の

開発も2020年の打ち上げに向けて始まり、ロケットの大型化や、打ち上げ回数の増加も期待されているところでございます。

整備状況等については担当課長に答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 御説明申し上げます。

島間港の整備状況でございますが、港内の静穏度向上を図るための計画延長160メートルの防波堤西沖側延伸部の整備を進めており、本年度、もう既に3工区で発注済みでございますが、来年の令和2年3月末で全部完了予定ということであります。

今後の計画でございますが、既設航路復旧のしゅんせつ工事を昨年度まで実施しております。本年度、令和元年度にしゅんせつ後の堆積経過状況等を調査の上、令和2年度で残事業実施計画ということであります。また、新規事業にて東側防砂堤改修を令和2年度より計画しているようであります。今後も管理者であります鹿児島県や国の機関に対しましては、行政懇話会などの機会を捉えて事業推進、整備要望を継続してまいります。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 高速船が臨時に寄港できる港の整備を県と協議する考えはないかということであります。

高速船の寄港については、数年前に日常的に使用するということで、町民挙げて誘致に動いた経緯があります。このことについては、白紙になったのではないかと、私はこのように思っておりますが、一定期間就航したことについてはまだ記憶に残っているところであります。

新たな提案であります、臨時で高速船が寄港できる港の整備が必要ではないかと思っております。観光客が来た場合、西之表から宇宙センターまで1時間10分程度、往復2時間20分かかります。島間から宇宙センターまで25分、往復50分に短縮され、旅行の日程が組みやすく、屋久島とのルートも確定できれば、さらにメリットが大きいと考えます。土産品も南種子町で購入でき、経済的にも期待をされるのではないかと、このように思うわけであります。

提案は、主に観光客を目的とした高速船が臨時寄港できるように対応するため、施設の整備を県とも協議できないかについてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

定期便の就航に関する港の整備につきましては、これまでも要望してきておりますが、県や運航会社のほうに確認をする必要もあると思います。状況が整えばという話は私も伺ったことがございますけれども、そういうことでございまして、高速

船の臨時的な寄港が可能であれば、寄港のための港の整備について県にもお願いをし、協議したいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 答弁はいただきましたが、当然このことについては運航会社を初め、各団体との協議、調査等も必要であると思っております。将来の交流人口を増やすためにも、ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。

聞く話によると、運航会社が今後の観光の定期コースの中においては、島間港が時間的にも一番ベターではないかと、そういうふうな旅行エージェントの話がありまして、調査に来たと、そういうふうな話も聞いておりますので、そのことも踏まえて、ぜひともまた協議をお願いをいたしたいと、そういうふうに思っております。

企画課長にお聞きしますが、以前は大型客船も寄港しておりましたが、最近はゼロであります。今まで何隻寄港したのか、寄港できない理由があるのか、このことについてお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 大型客船の寄港につきましては、平成18年度からのデータで、平成27年度までに30回島間港に寄港しております。1年に平均3回寄港しておりました。平成19年度には7回寄港しておりましたが、平成27年8月22日の寄港を最後に途絶えているところでございます。

理由といたしましては、島間港の海底に砂が堆積して、水深が浅くなり、危険であるということで、寄港しなくなったようでありまして、観光協会の一本化等もあり、その後については西之表港のほうに寄港するようになったようであります。

現在、島間港につきましては、しゅんせつ工事が進みまして、全ては完了していませんけれども、大型客船が寄港できる状況になっているようでありますので、大型客船の運航会社や県のほうにも協議をしてまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 住民要望について質問をいたします。

まず、区画線の交差点内通行表示についてであります。

区画線につきましては、年間予算を組んで整備をしているのは理解するわけであります。

まず、私が調査した一部を紹介いたします。

船川石油店前交差点、交差点中央にゼブラ線の表示、右折、左折の表示がなく、聞くとところによると、信号があったとしても中心線からのどの付近を通ったらいいかと、事故につながるのではないかと、このような声を特に高齢者のほうから聞くわけであります。このような交差点内の表示については、当然公安委員会とも協議

をしなければいけないと承知しておりますが、このまま放置をするわけにはいかないと、私はこういうふうに思っております。ですから、調査をしていただき、交通事故を未然に防ぐためにも、ぜひとも表示をお願いをしたいとの要望であります。

町長、答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

J A、船川石油店前の交差点内の表示設置については、現在なされていない状況でございます。交差点内の新規表示設置については、ただいまありましたように、管轄の警察署と交差点協議が必要になってまいります。また、既設の道路標示で消えかかっているものについては、道路管理者が警察署、そしてまた公安委員会の協議を要さずに再表示ができるようでございます。毎年度通学路の安全対策協議会等を開催をしております、警察、道路管理者、教育委員会管理課、消防交通係、各種団体との現場診断等も得て、交通安全施設整備工事等について実施をしている状況でございます。

今後も今回の要望も含めまして、また町内の現状も調査をし、年次計画的な交通安全対策に努めてまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 次に行きます。

避難施設の案内板表示の設置をというふうなことでございます。

防災公園、役場の横でありますけれども、あおぞら避難場所、表示板設置については前も質問をした経緯がございます。周囲に3カ所設置をしておりますが、町民に知らせるためにも、上中市街地の周囲に案内板を設置すべきでないかと、こういうような質問をいたしたところでありますが、実施の計画についてお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 昨年の9月の議会におきまして、設置に向けた場所等の検討をする旨の回答をされているようでございます。

今年度は、地域活性化交付金事業を活用いたしまして、防災マップの作成、配布を優先をし、町民に周知をすることといたしておりますので、来年度に向けて、今年度同様の離島活性化交付金事業を活用して、案内板の設置を計画をしているということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 次に、防火水槽表示板の進捗状況であります。

このことについては、本町には消防水利は207カ所、そのうち防火水槽は74基と

のことです。

私が質問をする趣旨は、やっぱり町民が安全、安心な生活をするためには、ここには防火水槽がありますよというふうな表示、これがないことには、防火水槽の上に車を駐車をしたり、それから周囲に支障物件を置くとか、そういうような消火に支障が起きるんじゃないかと、こういうふうなことを思っていることですが、これについては町民もこのような考えがございまして、なかなかその進捗が見えないと、そういうふうなことでもございましたので、再度質問するわけですが、新設、更新合わせて何カ所残っているのか、お伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

本町の防火水槽につきましては、74基設置をしているということでございます。昨年度末で、表示板の未設置箇所が13カ所ございまして、8月末現在で6カ所設置済みであり、残りが7カ所ということでございます。残りの未設置箇所についても、随時設置をしてまいりたいと考えております。

今年度の予算において、設置をしてきているところでございますけれども、消防施設全体予算との配分がございまして、来年度の予算までにおいて完了をいたす計画であるということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） これで私の質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、塩釜俊朗君の質問を終わります。

—————・—————

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月12日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

—————・—————

散 会 午後 3時53分

令和元年第 3 回南種子町議会定例会

第 2 日

令和元年 9 月 12 日

令和元年第3回南種子町議会定例会会議録

令和元年9月12日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第27号 南種子町行政財産の使用料徴収条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第2 議案第28号 南種子町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第29号 南種子町営農研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第30号 南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第31号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第32号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第33号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第34号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第35号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第36号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第37号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第12 議案第38号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について
- 日程第13 議案第39号 南種子町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第41号 南種子町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第16 議案第42号 南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第43号 令和元年度南種子町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第44号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第45号 令和元年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第46号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第47号 令和元年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 同意第4号 教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	4番	河野浩二君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	小園實重君
9番	塩釜俊朗君	10番	広浜喜一郎君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱田広文君 書記 長 田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教 育 長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高田真盛君
会計管理者 兼会計課長	小川ひとみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	小西嘉秋君	税務課長	小脇秀則君

総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	向 江 武 司 君
水 道 課 長	日 高 勉 君	保 育 園 長	園 田 一 浩 君
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	島 崎 憲一郎 君	教 育 委 員 会 社会教育課長	松 山 砂 夫 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	古 市 義 朗 君		

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第 1 議案第27号 南種子町行政財産の使用料徴収条例等の一部を改正する条例
制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 1、議案第27号南種子町行政財産の使用料徴収条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第27号について御説明申し上げます。

議案第27号は、南種子町行政財産の使用料徴収条例等の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備を行うもので、あわせて地籍調査による地番の変更について所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページをお開きください。第 1 条は、南種子町行政財産の使用料徴収条例の一部改正でありまして、第 7 条の 2 中 0.08 を 0.10 に改めるものであります。

次のページをお願いします。第 2 条は、南種子町立学校施設の使用条例の一部改正でありまして、第 4 条の 2 中「100分の 8」を「100の10」に改めるものであります。

第 3 条は、南種子町研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、第 2 条第 2 項の表、茎永地区研修集会施設の項位置の欄中「880番地」を「863番地 1」に改め、第 6 条の 2 中「100分の 8」を「100の10」に改めるものであります。

次のページ、第 4 条は、南種子町立公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正でありまして、第 2 条の表島間地区公民館の項位置の欄中「5660番地14」を「5660番地 2」に改め、同表長谷地区公民館の項位置の欄中「1794番地 1」を「1794番地63」に改め、別表中「1.08」を「1.10」に改めるものであります。

次に、第5条は、南種子町総合グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、第5条の2中「100分の8」を「100の10」に改めるものであります。

次のページ、第6条は、南種子町テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、第2条第2項第2号中「1970番地の1」を「1962番地4」に改め、別表中「100分の8」を「100の10」に改めるものであります。

次に7ページ、第7条は、南種子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でありまして、第10条の2中「100分の8」を「100の10」に改めるものであります。

8ページ、第8条は、南種子町特産品開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、第6条の2中「100分の8」を「100の10」に改めるものであります。

次に、第9条は、南種子町多目的交流施設設置条例の一部改正でありまして、第8条第1項ただし書き中「100分の8」を「100の10」に改めるものであります。

10ページ、第10条は、南種子町自然の家設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、第3条中「5660番地14」を「5660番地2」に改め、別表中「100分の8」を「100の10」に改めるものであります。

第11条は、南種子町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、第10条の2中「100分の8」を「100の10」に改めるものであります。

12ページをお願いします。第12条は、南種子町道路占用料徴収条例の一部改正でありまして、第2条第2項中「1.08」を「1.10」に改めるものであります。

第13条は、南種子町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、別表第2中「1.08」を「1.10」に改め、別表第3中「1.08」を「1.10」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君）　消費税の増額ということで2%の増額になるわけですが、これが10月1日からということであります。この消費税増税に対する町民への告知、これについてはいつどのような方法でやるのか、まず第1点これをお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君）　総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 消費税の告知については、もう既に新聞、テレビ等で皆さんごらんいただいていると思っております。これについては、チラシ等の配付もありますのでそこら辺でも対応してきておりますので、今回特に告知をするということとは考えておりません。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 町全体のこの施設が増額ということになるわけでありますけれども、これが町全体の施設といたしましてどのような額が増額になるのか、全体をですね、そのことを試算したことはありますか。お聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 各施設等の使用料によって変動はあろうと思いますが、10月以降2%の増税での試算は特にしておりません。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） その使用料の増によって、当然予算額もある程度は変わってくるだろうとそういうに思っておりますが、ある程度がどれぐらい上がっていくのかどうか試算はすべきではなかったのかなとそういうに思います。

まだ試算をしてないというのであれば、この予算書の中で幾らか増減が出ているのかどうかとそういうことを見る必要もあるのかなとそういうに思いますので、そういうことも含めて今後試算をするべきではないかと思いますが、そのことについて総務課長答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 10月1日施行というのは、もう当初の段階で決定しておりましたので、そこら辺も見こんだ形での予算編成になっておりますので、そこについては計上はもうされているということで了解していただければと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号南種子町行政財産の使用料徴収条例等の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決さ

れました。

日程第2 議案第28号 南種子町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第28号南種子町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） それでは、議案第28号について御説明をいたします。

議案第28号は、南種子町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は地籍による地番変更で、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。第2条第2項中「175番地の2」を「175番地の20」に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号南種子町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号 南種子町営農研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第29号南種子町営農研修センターの設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、議案第29号について説明をいたします。

議案第29号は、南種子町営農研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正については、地籍調査による地番変更で、所要の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表をごらんください。第2条の第2項中「1794の1番地」を「1794番地63」に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例につきましては、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号南種子町営農研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第30号 南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第30号南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第30号について御説明申し上げます。

議案第30号は、南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定に

より、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。第3条は「地方公務員」を「地方公務員法」に改め、「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加えるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

—————・———・—————

日程第5 議案第31号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第31号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第31号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。第7条第2項は「いる職員」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加えるものであります。

第8条は、「した職員」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加えるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君）　関連になります。今、衆議院の小泉進次郎氏がちょっとテレビ等で話題になっております。お子様が生れるというようなことで、男性の育児、女性だけじゃなくて男性も育児に参加すべきじゃないかというようなことで話題が盛り上がっておりますが、この件について町長どのように思っているのでしょうか。つまり、まずこの南種子町役場において男性職員が育児で休暇をとったことがございますでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　これまで男性職員が育児をとったということはないようでございます。

○議長（広浜喜一郎君）　4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君）　男性職員が育児休暇をとったときに、町長どのような所感をお持ちになるでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　これまでも、私も離れておりましたが、歴代の町長の中においても育児については取得をする方向で、それぞれ職員にもやってきているようでございますが、なかなかそういう職場の環境というのがそのようにはなっていないように感じております。

国においても、現在新しい大臣のほうもそういうことを言われておりますし、やはりそういう環境というのはしっかりと整備がされていって、今後そういう申請もして、そういう環境が整うことを私も願っておりますので、それにおいてはそれぞれの職場での皆様のまた御理解もいただかなければなりませんので、そういうことをしっかりと法令に関しても十分皆様方が、周りの方々も含めて認識をしていただくような策をとっていかねばならないと思っております。

○議長（広浜喜一郎君）　4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君）　昨年、熊毛地区消防組合もこの育児休暇もとっていいと。以前はそうじゃなかったみたいです。ちょっとここは違いますけども、消防組合のほうも男性がなかなか育児を取りにくいんじゃないかということで質問をいたしましたところ、要するに育児休暇をその職員がとったことはないというようなことでござ

いました。

都会においても、なかなか男性職員が育児の休暇をとるということは、難しくはないんでしょうけども大変勇気がいることだと思います。やっぱり男性も育児に参加して女性を助けてあげる、一家で子供を育て上げる、そういうことがやはりこの過疎化の防衛にもつながるんじゃないかなとこのように思いますので、ぜひそういうことで町長もほかの課長さん方も、もし男性が育児休暇を取りたいといったときにぜひ協力をしてあげていただくような役場、行政であってほしいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） 答弁はいいですか。

○4番（河野浩二君） 答弁はいいです。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第32号について御説明申し上げます。

議案第32号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をお開きください。第2条第2項第3号は「第22条第1項」を「第22条」に改め、「条件附採用」を、漢字が変更になりますが「条件付採用」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第7 議案第33号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、議案第33号職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第33号について御説明申し上げます。

議案第33号は、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をお開きください。第3条第1項は「こえない」を「超えない」、漢字の超えないに改めるものであります。同条第2項は「あつても」を「あつても」、つの小さいほうに改めるものであります。同条第4項として、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは

「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内とする」を加えるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 関連で申しわけございません。3年とございます。3年と1日目はどうなりますか。その要するに職員の待遇ですね。総務課長、お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 休職の期間ですので、3年を超えない範囲においてということですので、超えた場合については給与等それぞれいろいろパターンで違いますが、たしかこの場合については給料については支給はないというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、議案第34号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第34号について御説明申し上げます。

議案第34号は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の

議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。第3条は「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については報酬の額。）」を加えるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決
されました。

日程第9 議案第35号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定 について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、議案第35号報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第35号について御説明申し上げます。

議案第35号は、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求
めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うものであ
ります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。第
1条は、「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改めるものであります。

別表については、地区公民館長の項を削るものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　異議なしと認めます。したがって、議案第35号報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第36号　南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君）　日程第10、議案第36号南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君）　議案第36号について御説明申し上げます。

議案第36号は、南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。第2条第1項第1号は「常勤の職員」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という）を加えるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、河野

浩二君。

○4番（河野浩二君） 済いません。もう関連ばかりで本当に恐縮でございますが、多分私ども議員の旅費は鹿児島の場合3万ちょっとだと思います。職員、町長、副町長、教育長、この鹿児島行きの旅費はどのようになっているか、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 町長、教育長、副町長、それから職員、議員、もう全て一緒の旅費規定になっております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第37号南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第37号について御説明申し上げます。

議案第37号は、南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償等に関する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員制度の導入に関する規定を設けるためのものであります。

それでは、条例をごらんください。第1条は趣旨、第2条は定義の規定でありまして、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員としております。

第3条は、報酬の上限額等について規定をしております。

第4条から第8条については、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、期末手当について規定をしております。

第9条は、報酬の支給方法等について規定をしております。

第10条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出について規定をしております。

第11条は、報酬の減額について規定をしております。

第12条及び第13条は、通勤及び出張に係る費用の弁償について規定をしております。

第14条は、委任の規定であります。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） この出張にかかわる費用の弁償についてお聞きしたいんですが、会計年度任用職員が勤務のため旅行したときは、出張に係る費用を弁償するということのようなことで第13条は書いております。この職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の旅費の例によると、これは一般職の旅費規定によるものかどうか、これまず第1点お聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） これについては、一般職の旅費規定によって旅費の算出をするということになります。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ということは、町外、島外も含めて、県外も含めての旅費もそういうような考え方でよろしいのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 職員との一緒の待遇ということになります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） ちょっと書類の精査が私も足りなくておかしい質問になってるのかもしれませんが、10月1日より消費税増税がございます。旅費についても2%、それ要するに3万円のものが3万200円になりますかね。その消費税分のことについてはどうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 旅費規定等の改正は行っておりませんので、2%上がったからといって金額は変わるということではありませんので、旅費の今ある規定に基

づいて支給をしていくことになります。

○議長（広浜喜一郎君） 4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 5%から8%になったときもそのようでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 一緒の規定であります。

○議長（広浜喜一郎君） 4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） それでは、消費税がなかった時代、消費税が3%から始まったと思いますがそのときはどうだったでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 消費税がアップした時期に旅費規定を改正したかというところ、そういう改正はちょっと行っていないというふうに記憶をしておりますので、そのように御了解いただければと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第38号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第38号について御説明申し上げます。

議案第38号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員制度の導入に関する規定を設けるためのものです。

それでは条例をごらんください。

第1条は、趣旨として、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員の給与に関する事項を定めるものとしております。

第2条は、給与から控除できる経費について、第3条は口座振替について規定しております。

第4条は給料、第5条は給料表について規定をしております。

第6条は、職務の級及び号給基準について規定をしております。

第7条は、給料の支給方法について規定をしております。

第8条から第19条については、通勤手当、特殊勤務手当、給与の減額、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、勤務1時間当たりの給与額の算出、宿日直手当、退職手当、期末手当について規定をしております。

第20条は実施規定であります。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） これは昨日全員協議会におきまして、当局が私ども議会に対して御説明がございました。

ひとつお願いがございます。説明責任があります。私どもも説明責任がございます。それで全員協議会の中ではいろんな質問もいたしましたし、私どもは町民にそのことをいろいろお知らせをしなければならないと思います。

ところが、本当に今の町長さんしっかりと私どもに説明をしていただいておりますので十分満足はいたしておりますが、残念ながら資料の提出が遅いです。きょうやる、要するに説明会において本日その日に資料を提出するというのは、私はほかの方たちは皆さん全て質問いたしました。私は質問ができませんでした。

資料を見ないで質問は私はできません。若干頭がちょっとおかしいんでしょう。この辺に対して町長どのように思ってる、こういうことはほかの件でもあるんですよ、資料が遅いです。どのように思ってるっしゃいますか、町長の所感をお伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 本日審議いただくことについて、前日の全協での説明ということとであります。そしてまた全協の中で当日資料を提出をし、また説明をいたしまし

たけれども、なかなかその日資料を見られて、そしてまた皆さんいろいろざっと見た中でというのは、私どもも同じようなことだろうと思います。そういうことで、今後は十分にそういう資料の提出についても早目にできるように努力をしてみたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

○4番（河野浩二君） 了解しました。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第13 議案第39号 南種子町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第39号南種子町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第39号について御説明申し上げます。

議案第39号は、印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されました。これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正しようとするものである通知があったため、南種子町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をごらんください。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改めるものでございます。

第5条の第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「または氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏または通称」を加えるものであります。

第6条第1項第3号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合には、氏名及び通称」を「氏に変更があったものに係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改めるものでございます。

第12条第1項中「の写し及び次の各号に掲げる事項について町長が証明したものでなければならない。」を「を写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読み取り装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。次項において同じ。）について町長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。」に改め、同項第1号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合には、氏名及び通称を「氏に変更があったものに係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称」に改め、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第15条第1項第5号中「氏名、氏」の次に、「（氏に変更があったものにあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加えるものでございます。

ちょっと条文整理でわかりにくいんですが、住民票等に今までは元の姓が記載されておりませんでした。今回の改正によりまして申請により、元の姓を旧氏として記載をすることが可能となったということです。

外国人については、氏名ともう一つ通称というのを登録をするようになっているんですが、実際今本町に登録されている外国人の方で通称というのを指定をしてる方は1人もいませんけども、その通称というのがまた指定もできますので、外国人についても住民票をとる場合についてはその元の姓を証明書に記載ができるという改正になっております。

あわせて、磁気ディスクで記録されたもの、これについてもこれを打ち出して証明等ができることとなりますので、方法等の改正が主なものということになります。

附則としまして、この条例は令和元年11月5日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君）　現在、その外国人は南種子町に何名いて登録されておりますでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君）　総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君）　大変申しわけありません。ちょっと正確な数字を持ってきておりませんので、また後ほど河野議員のほうにはお知らせしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君）　4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君）　了解しました。外国人の場合はファーストネーム、ミドルネーム、ラストネームというのがございますが、私ども日本人はセカンドネームだけでございますが、外国人は通称の場合それセカンドネームなのかサードネームなのかファーストネームなのか、それがわかってたら教えてください。

○議長（広浜喜一郎君）　総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君）　それについては本人の申請になりますので、どれを通称として使うかというのはまた本人が申請することになります。

○4番（河野浩二君）　了解しました。

○議長（広浜喜一郎君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　異議なしと認めます。したがって、議案第39号南種子町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第40号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君）　日程第14、議案第40号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第40号について御説明申し上げます。

議案第40号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令が改正されたものに伴うものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第14条、これまでの年3%の利率を市町村が条例で定めることができるようになり「保証人及び利率は別に定める。」に改正するものでございます。なお、規則において保証人を立てる場合には無利子、立てない場合には1%とするものでございます。

第15条、償還等につきましては、年賦償還に加え半年または月賦償還を可能とすることができるものでございます。

第5章、雑則を追加し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し調査審議するため、支給審査委員会の設置について定めるものでございます。

附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は平成31年4月1日後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金において適用するとしております。

参考資料として、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）を配付をしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 第5章の支給審査委員会の設置であります。支給審査委員会の委員は医師、弁護士、その他町長が必要と認めるもののうちから町長が任命するということでありまして、これについては一応何名ぐらいが適当というふうなことで考えているのか。

それから、必要と認めるうちというふうな文言がありますけれども、この町長が必要と認めなければいいのかどうか、これについて伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 支給審査委員のメンバーでございますが、医師、弁護士については必須事項ということになっておりまして、その他町長が必要と認めれ

ば委員に加えることとしてるところでございます。

人数についてはまだ協議をしておりません。

○議長（広浜喜一郎君） 4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 当町には医師はいますが弁護士は西之表市に今2名いますかね、女性弁護士と2名いるようなことで非常にいいことだと思うんですが、弁護士はその西之表市の方を使うのか、それとも鹿児島から呼ぶのか、またのほかというのはどういう職種をいうのかちょっと教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 弁護士の委員の任命については、これから協議をさせていただきますと思います。

その他についても、特定の記述がございませんので、町長が必要と認めれば委員に加えるということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 町長はそのほかはどのような職種を選ぶおつもりでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この必要と認めるもののうちからということで、このことについて具体的にまだ協議をしておりませんので、ここについては他の自治体やいろんな県の考え方やらそういうものも参考にしながら、その辺についてはこれから協議をしたいと思います。

○4番（河野浩二君） 了解しました。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第41号 南種子町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定に

ついて

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、議案第41号南種子町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号は、南種子町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定でございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、国保の制度改正により県が国民健康保険財政を担うこととなったところでございますが、市町村は県へ納付金を納め、医療費等の支払いについては県からの交付金で全額賄われるようになったところでございます。それに伴う基金条例の改正でございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第1条、「保険給付に要する費用の財源に不足が生じたときの支払いに充てるため」を「国民健康保険事業の円滑な運営を図るため」に、第2条は、「基金として積み立てる額は、各年度特別会計に生じた剰余金の全部または一部の額とする。ただし、特に必要のある場合はこの限りではない。」に改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号南種子町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第42号 南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、議案第42号南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、日高 勉君。

○水道課長（日高 勉君） 議案第42号について御説明申し上げます。

議案第42号は、南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の改正は、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制度が導入されたことにより更新手数料を新たに定めるものでございます。

それでは、条例内容について御説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。

第33条中、第6号を7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に第7条第1項の指定を更新するとき、1件につき5,000円の条文を加えるものでございます。

第41条につきましては、消費税法の一部改正によるものであり、現行の100分の8を100分の10に改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時10分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案第43号 令和元年度南種子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第17、議案第43号令和元年度南種子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第43号令和元年度南種子町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,491万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,919万4,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の地方債補正については、変更2件であります。

辺地対策事業については、全国の自治体からの起債申請額が国における地方債計画額を大幅に上回ったことによる減額調整に伴うもので、堂中野線道路改良事業債ほか1件を減額し、限度額を3,460万円とするものであります。

臨時財政対策債については発行可能額の決定に伴うもので、限度額を1億629万2,000円とするものであります。

記載の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明いたします。

今回の補正内容としましては、定住対策（住宅改修）補助、教員住宅補修工事、公共土木施設災害復旧事業などが主なものであります。

また、人件費については職員の人事異動等に伴うものでありますので、以下の説明については省略をさせていただきます。

それでは、歳出の4ページをお開きください。

4ページから5ページ、企画費については、種子島路線バス運行補助が主なもので、555万2,000円を増額するものであります。

次に同ページ、地域振興費については、定住対策（住宅改修）補助に伴うもので、2,000万円を増額するものであります。

次に同ページ、賦課徴収費については、還付金及び還付加算金が主なもので、

123万円を増額するものであります。

次に、6ページから7ページ、母子福祉費については、ひとり親家庭等医療費助成金が主なもので、119万5,000円を増額するものであります。

次に同ページ、地域包括支援センター費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の精算返納金に伴うもので、173万8,000円を増額するものであります。

次に同ページ、児童福祉総務費については、児童クラブエアコン購入、地域子ども子育て支援事業国庫補助金の精算返納金が主なもので、225万5,000円を増額するものであります。

次に8ページ、保健衛生総務費については、猫対策に伴う手術手数料及び助成金が主なもので、100万1,000円を増額するものであります。

次に、8ページから9ページ、じんかい処理費については、清掃センターの機器修繕、生ごみ分別管理業務委託が主なもので、334万5,000円を増額するものであります。

次に同ページから10ページ、農地費については、県営中山間事業権利者調査業務委託が主なもので、534万3,000円を増額するものであります。

次に12ページ、道路維持費については、老朽化に伴う直営作業用の公用車購入が主なもので、869万円を増額するものであります。

次に同ページ、住宅管理費については、教員住宅補修工事が主なもので、403万1,000円を増額するものであります。

次に同ページ、河川管理費については、河川維持管理業務委託に伴うもので、100万円を増額するものであります。

次に同ページ、常備消防費については、熊毛地区消防組合負担金に伴うもので、150万8,000円を増額するものであります。

次に14ページ、保健体育総務費については、県民体育大会出場補助が主なもので、140万円を増額するものであります。

次に同ページ、現年発生補助災害復旧費については、島間川災害復旧工事に伴うもので、750万円を追加するものであります。

次に15ページ、繰出金については、水道事業会計への繰出金が主なもので、2,809万9,000円を増額するものであります。

次に歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、町税については、個人町民税の賦課決定に伴うもので、2,300万円を増額するものであります。

次に同ページ、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税9,833万3,000円を増額するものであります。

次に同ページから２ページ、国庫支出金については、公共土木施設災害復旧費負担金600万円の追加が主なものであります。

次に同ページ、繰入金については、介護保険特別会計の職員給与費等精算に伴うもので、110万4,000円を増額するものであります。

次に同ページ、繰越金については、前年度繰越額の確定に伴うもので、750万8,000円を減額するものであります。

次に３ページ、諸収入については、農地中間管理機構事務委託金168万円の減額、子どものための教育・保育給付費の国庫・県負担金513万2,000円を増額が主なものであります。

最後に同ページ、町債については、土木債については国からの減額調整に伴い、堂中野線道路改良事業債ほか１件の減額、臨時財政対策債については、発行可能額の決定に伴い減額するものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議においてそれぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から。款の１議会費４ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　款の２総務費、４ページから６ページ、質疑はありませんか。８番、小園實重君。

○８番（小園實重君）　資料の５ページに負担金補助金交付がありますが、この種子島の路線バス、運行補助700万円というのは、対象期間はいつからいつまでのものの補助をしようとしてるのか、まずお願いします。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　この種子島路線バスの運行補助につきましては、今回については５月から３月までの分でございます。これまで、昨年も予算を計上いたしまして会計の年度が１カ月ずれておりますけれども、４月に交付をいたしておりまして、これまでの運行補助というのは前年度のものに対して交付をしております。

そして、４月に概算でお支払いをし、その後速やかに決算が出た時点で精算をするという仕組みでやっておりますけれども、この運行のあり方については一部減便だとかいろんなそういうお話が出てまいりましたので、これを当年度予算を計上させていただきまして今回提案をしてるところでございます。

そして、これについては四半期ごとにその赤字の状況報告をしていただいて、それに対して概算の支払いをしていくということで今回補正を計上させていただいた

ところでございます。

期間については、今年度はそのひと月のずれがございますので、5月から3月までということではとてるところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 確認ですが、これまでは対象事業者の前年度の決算、赤字額について補助を行っていたと思いますが、この700万円の計上から現年度分の補助額というふうに理解をしいいんですかね。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

予算につきましては、当年度に計上を今回させていただきましたけれども、あくまでも赤字の補助でございますのでその実績を3カ月ごとに出していただいて、その赤字の状況に応じてこれを四半期ごとに概算の支払いをしていくということでございまして、最終的には最終の3カ月において精算をしていくということで、赤字の補助ということに関しては何ら変わりがないものでございます。

ただ、当年度予算を組んで速やかに、やはりその赤字に対して1年において支払いをするのではなくて、その助成を3カ月ごとにしていくという、その支払いの関係上今回予算を計上させていただいたということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。総務費。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） それは業者からの要望があったのでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 1市2町に対しましても、要望といいますか、その支払いの関係についてそういうお話がございましたけれども、あくまでも赤字に対してのお支払いでないと私どももできないということは申し上げております。そしてまた、中種子の町長さんともお話をいたしまして、赤字に対してのそういう助成であればそれは可能だろうということで、今回こういうことに至りました。

ただ、途中でそういう話が来る過程の中で、路線バスの今やっている運営の中で、空港であったりそれから高速船に結んでおりますので、その部分が1便になるとか減便をするような話も出たり、廃止の方向の話も出ましたから、自治体として今後のあり方についてその話の協議詰めにおいては、全然これまでもなされておられませんので、今そういうことが廃止をされたりいたしますと非常に島民も困りますし、観光客等の苦情も私もお聞きをしておりますので、今後ロケットの打ち上げも始まってまいりますし、そういうことの対応に支障がないようにやっぱりせんといかんということで協議をさせていただいて、南種子町と中種子町について今回補正を計上いたして、こういうことで提案をしたということでございます。

ただの西之表市のほうにつきましても、1市2町で協議はいたしておりますけれども、今回の補正のほうには間に合っていないというふうなことで当初話を聞いておりますので、実際状況どういうふうになってるかというのは今のところわかりませんけれども、そういうことで対応したいということで、当面はこのバスをしっかりと運行させていただきたいということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務費、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の3民生費、6ページから8ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の4衛生費、8ページから9ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の6農林水産業費、9ページから11ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の7商工費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の8土木費、11ページから12ページ、質疑ありませんか。
4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 土木費の工事請負費の教員住宅補修工事、場所を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） お答えいたします。

町内教員住宅、今34戸全戸埋まっております。そのうち、20戸を今回の補正対応で修繕等をしてまいりたいと思っております。箇所は地区いろいろあるんでそこまでは、20戸あるんですけども、いろいろばらばらなんですけど、ちょっと集計が今しておりませんがよろしいでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 403万1,000円に対して20戸の補修ということですか。そうすると1戸当たり幾らになりますかね。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 平均20万円ぐらいの予算となっております。

○議長（広浜喜一郎君） 4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 20万円、こういったところを補修するのか、もちろんその住宅によって違うんでしょうけども、ちょっとそれをお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これにつきましては、各教員住宅の入居者のほうより要望が来ておりまして、それに対応した補修でございますけれども、ただいま建設課長のほうからもありましたとおり、全戸入居中でありますので大規模な改修というのはできませんので、大体要望の中身といたしましては障子の張りかえですとか、あるいは縁側の一部の破損の補修ですとか、風呂場の浴槽内の補修等とか、細かなところの補修を入居しながら改修を行うということの状況ですので、大規模な改修については退去をした際、あるいはそこに居住がない場合とかにしか対応できない状況でありますので、そのような状況で20戸を補修整備をするという計画でございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに土木費ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の9 消防費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の10教育費、12ページから14ページ、質疑ありませんか。

6 番、柳田 博君。

○6 番（柳田 博君） ちょっとお尋ねしますけども、この款の10の項の1 ですね、学校管理費の中でドライブレコーダー42万円を計上しておりますけども、車につけるのか、それと車は公用車であるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 御質問にお答えいたします。

この備品購入費ドライブレコーダーにつきましては、スクールバス 6 台分に対応するものでございまして、内容としては前方と後方につけまして、より安全の確保をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○6 番（柳田 博君） はい、わかりました。

○議長（広浜喜一郎君） 教育費、ほかにありませんか。4 番、河野浩二君。

○4 番（河野浩二君） ドライブレコーダー、前々から私一般質問で取り上げております。テレビでも御存じのとおりでして、もうぜひこれは全車つけなければ大変なことになると今から、必ず事件が1 件は今後起きるであろうと思われます。

これは、そういう意味においては大いに賛成をしているところでございますが、6 台と申しますとバスは、コミュニティバス、スクールバスにはついているとこの間の一般質問の答弁で伺ったところでございますが、あと公用車で何台分がこのドライブレコーダーが設置されていないのかお伺いをいたしたいと思います。

そして、6台分ですので1台当たりの単価を、計算すれば早いんでしょうけど教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） ドライブレコーダーについては、今年度から新しく更新する場合についてつけていくということでしておりますので、現在3台、総務課でやる分の2台と、あと保育所の分1台にレコーダーをつけております。あと今回、先ほど説明あったとおりスクールバス6台のほうにつけていくということになります。

今後の方針としても、更新時に新しく取りつけていこうというふうに考えておりますので、その旨御了解ください。

○議長（広浜喜一郎君） 教育費、ほかにありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 各学校にエアコンを取りつける工事が始まってんじゃないかなと思うんですけども、進捗率をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

エアコン設置の工事につきましては、4工区に分けてまして発注済で工事を行っております。現在の工事完成の工事期限が10月31日を予定をしておりますので、それまでには設置をしたいと考えておりますけれども、全国一斉のこの取り組みでありますので、機材の調達についてはそれぞれ今発注業者のほうで手配をして進めておりますけれども、若干おくれ気味でございますので、そこを考慮して土曜日日曜日等の学校の工事等協力をいただきながら対応していくということで、できるだけ10月末には完成をするようにお願いをしているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 教育費、ほかにありませんか。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 先ほど3問までいって4問目以下質問ができませんでした。関連でお願いいたします。教育費ということでお願い申し上げます。

今、教職員の住宅戸数等よくわかりました。関連でございます。今町外から通っている教職員の数、それと理由を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○教育委員会管理課長（島崎憲一郎君） 教職員数でございますけれども、現在県費のほうで来られている教職員が87名おりますけれども、そのうち今年度の場合ですが、町外からの通勤者が28名ございます。

この28名のうち、島内に実家がございまして持家はもちろんですが、家族の持家のほうからの通勤者が7人、あと配偶者が島内に勤務をしております、どうしても利便性の関係でどちらかのほうにということで、あるいは中央地ということで居住されてる方が7人ほどおる状況でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 私どもの小学校、中学校のときには、必ず学校の先生というのは町内にいらしたんですね、それだけで心強いものなんですよ。やっぱり教職員、先生というのはいつまでたっても先生でございまして、私どもにも冗談で先生といいますがこれとんでもない話で、ただ教職員は、死ぬまで先生なんですねやっぱり。非常に重要な職責を私は担っていると思います。

要するに、校外指導、校内指導というなこともございます。この7プラス7については了解ができました。あと14名ですね。これは個人の自由でございまして、これはもうどうこうというわけではございませんけども、どういった御指導をなされているかその14名の方に。それをちょっと伺いをいたしたいと存じます。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） お答えします。

まず、人事異動の際に人事異動の発表がございます。そのときに、赴任先の学校に電話をしてから住宅を探すというようなことをお願いをしてあります。現在、今その14名の方で発表前に内示がございまして、内示の時点で自分で探してるという方が大方なんです。

学校のほうでは住宅を準備して待っているんですけど、もう探しましたというのがこういう例でございます。なぜそうなっているのか、中には単身赴任で来ている女性の先生方もいらして、事あるごとに自分の実家に帰る、子供の様子を見るためにある程度港に近いところというようなところで借りている例もございます。

ただ、先ほど議員おっしゃいましたように、教職員の校区内居住というのは地域の教育力の向上とかそういう面からも考えますと大変教育的効果は大きいと考えておりますので、今後も校区内あるいは町内居住を指導してまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 教育費、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の11災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の12公債費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の13諸支出金、15ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入、款の1町税から款の21町債まで、一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑はありますか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 先ほどちょっと聞きそびれておったんですけども、9ページの衛生費、目のごみの処理のことなんですけども、生ごみ分別管理費を153万7,000円組んでいるようです。今何名ほどそのごみの分別する人がいるのかちょっとお伺いしたいのと、もう1点、次の11ページ、観光費のイベント出演料15万円組んでいるようですが、何のイベントの出演料なのかちょっとお伺いしたいと思います。2点お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えをいたします。

生ごみの分別作業にかかわってる人数でございますが、常勤が1名とパートが1名ということになっております。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） イベント出演料の謝金の15万でありますけれども、こちらについてはチャーター便の増便に伴いましてその歓迎、おもてなしの意味でトンミー市場等に来ていただいた際に、例えばよさこいでありますとかそういうもので歓迎をするということで、その謝金ということであります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに、全般にわたり質疑はありますか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 先ほどの補助金、種子島路線バス運行補助の件ですが、700万円の額については1市2町でどういう負担割合、またどういうことで割合を決めるのか、上限が定められているのか、さらにはまた運行会社のバスに関する決算期がいつなのか。町長がさっき説明されましたその精算の時期かな、令和2年の何月になるのかな、その辺を説明願いたいです。

それと、町長が事業者側の運行廃止とか便数の減とかそういったこともちょっと触れられましたが、運行会社が事業廃止という考えを述べられたのかどうか、その確認です。であれば、町で県の補助事業も活用してそういった道も開けていくんで、逆に歳出が抑えられる可能性もあるんだろうと思いますが、そのために聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

金額については均等割部分、そしてまたその区間の部分、これまでと同様で取り決めがされておりますので、あともって詳細については精算の時期等について課長

のほうから説明をさせます。

その事業者からの廃止という、具体的にそういうお話は今回あったわけではございませんが、一部には事務的な説明の中で相当数の減便を図らないといけないというような話はあったようでございます。

ただ、これを近いうちにそういうことが淡々と進められますと、行政としてもいろんな手だてを今後やっていかなければなりませんし、そういう状況に全然ございませんでしたので、現時点においてはこれまでも運行してきてございまして、そこら辺の速やかな協議のもとに、これまで同様しっかりと船なり飛行機なりに接続をしたそういう路線をしっかりと確保することがまず先決だろうということで、それぞれ西之表市、中種子町とも話はさせていただいたところでございます。

今後においては、これまでも以前からこの路線バスのあり方についてはいろいろ話をされてきた経緯もあるようでございますけれども、どのような形態で今後こういうものをしっかりと維持していくのか、そこについては全然話が具体的にそういうふうに行われているわけでもございませぬので、今後これについては西之表市長、中種子町長にも申し上げていますが、どこもそういうふうなお考え持っているんだろうと思います。

真剣に今後のあり方についても協議をしていく必要があるというようなことでございますので、これについてはまた議員の皆様方の御意見も伺いながら、これはそういうことで協議を進めていかなければならないことになるんじゃないかというふうに私としては思っているところでございます。

詳細については企画課長のほうから答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 赤字路線の大和バスに対する補助金につきましては、平成30年度につきましては5月から平成31年の4月分ということで、1年間分につきましては今町長からありましたように均等割、そして距離割において1市2町で負担をしてございます。限度額につきましては、2,500万円ということで設定をしてございます。

30年度分で南種子町が支出いたした分につきましては、724万6,377円となっております。今年度、今町長からもありましたようにバス会社からの要望もありまして、今年度分につきましては5月から来年の3月分、ひと月分少なくなりますけれども、それにつきまして四半期ごとということで支払いをするということで、予算については700万円の計上をしているところでございます。

今後の種子島の地域公共交通につきましては、1市2町担当課長会も開催をしております、今後のあり方、こういった形で種子島の地域公共交通を維持していく

かというところも、担当者等もまた今後会議を開きながら進めて協議をしていくというふうになってございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 今その地域公共交通に関連してなんですけども、この補助金に対してどうのこうの言うわけじゃありませんけども、やっぱり企業努力もある程度してるとは思うんですけども、1市2町住民に聞いてみますと、あんな大きなバスを1人か2人かしか乗ってないのに走らせんばいけんとかというふうな地域住民もおります。

そういった中で、やっぱり企業努力もしながら小型化して、運行費がかさばらないように協議会のほうでも何か企業努力もしていただけないかというふうな協議もしていただければなというふうに思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） その件につきましては、これまでもそしてまた私どももそういうふうな考えはやっぱり持っておりまして、そういうこちらからの意見としては社長にも話をしたことがございます。ただなかなか、今大型のバスも購入されりしてものについて、即またそれを切りかえていくというのもうまくいってないようでございます。それはそれとして、今後そういうものも含めてまた協議をする場もあると思いますので、話はさせていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに全般にわたり質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号令和元年度南種子町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第18 議案第44号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第18、議案第44号令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号は、令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ689万2,000円を追加し、予算の総額を8億4,328万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

事項別明細書で主なものについて御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の6県支出金につきましては、保健事業費の特別調整交付金、県繰入金を計上しております。

款の10繰入金でございますが、国民健康保険基金より750万円を追加するものでございます。

次に、歳出の2ページをお願いいたします。

款の6保健事業費につきましては、被保険者数の減少によるもの、保健事業の実績に伴い減額をするものでございます。

運動教室等業務委託につきましては、後期高齢者医療保険制度と連携した保健事業の取り組みを行うため、6万円を追加するものでございます。

項の2特定健康診査等事業費といたしまして、システム管理手数料16万円を増額するものでございます。

款の9諸支出金につきましては、国保直営診療施設の整備分として749万2,000円を公立種子島病院組合事業へ繰り出しをするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第45号 令和元年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第19、議案第45号令和元年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第45号令和元年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ61万4,000円を減額し、予算の総額を6億9,260万4,000万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1保険料、介護保険料につきましては、今年度の本賦課を行なった結果に基づき433万8,000円を減額するものでございます。

款の4国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって増額及び減額するものでございます。

款の10繰入金は、職員給与費等の増額に伴うもの、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれ負担割合によって増額及び減額するものでございます。

介護保険基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額598万3,000円を基金から繰り入れるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出、款の1総務費でございますが、旅費の増額、共済費における社会保険料の減額が補正の内容でございます。

款の2保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであり、介護予防住宅改修費で50万の増額、特定入所者介護予防サービス費で10万円の増額をするものでございます。

款の5地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の委託料及び負担金の増額。

4ページをお願いいたします。

一般介護予防事業費の需用費の増額、総合相談事業費の社会保険料の減額、権利擁護事業費の旅費の増額、任意事業の配食サービス委託料の増額、認知症総合支援事業費の旅費の増額が補正の内容でございます。

款の8諸支出金につきましては、第1号被保険者保険料還付金の償還金利子及び割引料の増額、償還金につきましては、平成30年度の地域支援事業費の精算に伴い、国・県への返納金増額及び減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。

その他会計繰出金につきましては、前年度分職員給与費等繰入金精算に伴う一般会計への返納金となります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号令和元年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第46号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第20、議案第46号令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第46号令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ391万円を追加し、予算の総額を8,721万2,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1 後期高齢者医療保険料につきましては、賦課更正によるもので、総額で174万3,000円を増額するものでございます。

款の5 繰越金でございますが、平成30年度決算に伴う前年度繰越金で199万9,000円を増額するものでございます。

款の6 諸収入につきましては、地域包括ケアシステム推進事業費等実施による後期高齢者医療制度特別対策補助金16万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳出の2ページをお願いいたします。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療保険料賦課更正により納付金369万2,000円を増額するものでございます。

款の3 保健事業費につきましては、運動教室等業務委託16万円を追加するものでございます。

款の4 諸支出金につきましては、保険料還付金として5万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第47号 令和元年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第21、議案第47号令和元年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、日高 勉君。

○水道課長（日高 勉君） 議案第47号令和元年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量です。（4）の主要な建設改良事業は、継続事業の3件分と今回補正する農村地域防災減災事業に伴う水道管移設工事を含め、総額9,876万8,000円を予定しています。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。収入を3億129万1,000円、支出を3億3,012万8,000円としております。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出です。収入を9,317万5,000円、支出を1億6,116万円としております。

第4条の括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額6,798万5,000円は、当年度損益勘定留保資金6,798万5,000円で補填するものとします。

第3条と第4条の内容の主なものについて御説明をします。

予算の基礎資料12ページからお願いします。

まず、収益的収入になります。款の1水道事業収益、項の2営業外収益で、目の2他会計補助金を2,774万9,000円増額し、予定額の合計5,645万5,000円が一般会計からの繰入金でございます。

次に、収益的支出になります。款の2水道事業費用、項の1の営業費用を982万4,000円増額し、3億770万8,000円になります。

内容につきましては、目の2配水及び給水費を979万7,000円増額し、予定額の2,636万4,000円は給水に関する経費となっております。

主なものは、各施設のポンプ修繕などの経費となります。

次に、13ページをお願いします。

目の4総係費を10万2,000円増額し、予定額合計で7,961万3,000円となります。

主なものについては、人件費や旅費の経費になります。

続きまして14ページをお願いします。

資本的収入です。款の3資本的収入を544万1,000円増額し、予定額9,317万5,000円とし、主なものとしては目の1工事負担金で、水道管移転補償費515万円となります。

次に、15ページをお願いします。

款の4資本的支出で項の1建設改良費として766万8,000円の増額で、主なものは農村地域防災減災事業に伴う水道管移設工事で800万8,000円の増額補正となります。

次に、項の２企業債償還金2,000万円は、建設改良企業債償還金でございます。
今度は２ページをお開きください。

第５条、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、職員給与費
5万3,000円の減額補正です。

第６条、一般会計からの補助を受ける金額は2,774万9,000円の増額補正となりま
す。

次に、３ページをお願いします。

第７条企業債ですが、南種子町水道事業長谷地区に伴う起債の目的、限度額、起
債の方法、利率、償還の方法について定めるところです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号令和元年度南
種子町水道事業会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第22 同意第４号 教育委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第22、同意第４号教育委員会委員の任命についてを議題
とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第４号について御説明を申し上げます。

同意第４号は、教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は南種子町中之上2058番地17、氏名は園田昭眞、昭和23年８月28日生まれで
ございます。

本件は、令和元年９月30日で任期満了となるため、引き続き園田昭眞氏の再任を
お願いするものでございます。

教育委員会委員として適任者と認めますので、御同意方よろしくお願い申し上げ

ます。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広浜喜一郎君）　ただいまの出席議員数は議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、8番、小園
實重君、9番、塩釜俊朗君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（広浜喜一郎君）　念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方
は反対と記載願います。なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでな
い投票は、会議規則第84条の規定によって同意しないものと見なします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、
順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番　濱田　一徳議員

2 番　福島　照男議員

3 番　廣濱　正治議員

4 番　河野　浩二議員

5 番　名越多喜子議員

6 番　柳田　　博議員

7 番　大崎　照男議員

8 番　小園　實重議員

9 番　塩釜　俊朗議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。８番、小園實重君、９番、塩釜俊朗君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数９票、有効投票９票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成９票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第４号教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

—————・—————

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、９月20日午前10時に開きます。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

—————・—————

散 会 午後 ０時０８分

令和元年第 3 回南種子町議会定例会

第 3 日

令和元年 9 月 20 日

令和元年第3回南種子町議会定例会会議録

令和元年9月20日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第48号 令和元年度南種子町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 認定第1号 平成30年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第2号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 平成30年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第9 閉会中の継続調査申し出
- 日程第10 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	4番	河野浩二君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	小園實重君
9番	塩釜俊朗君	10番	広浜喜一郎君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱田広文君 書 記 長 田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
副 町 長	小 脇 隆 則 君	教 育 長	遠 藤 修 君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高 田 真 盛 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小 川 ひ と み さん
企 画 課 長	稲 子 秀 典 君	保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君
税 務 課 長	小 脇 秀 則 君	総合農政課長	羽 生 幸 一 君
建 設 課 長	向 江 武 司 君	水 道 課 長	日 高 勉 君
保 育 園 長	園 田 一 浩 君	教育委員会管理課長兼 給食センター 所 長	島 崎 憲 一 郎 君
教育委員会 社会教育課 長	松 山 砂 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	古 市 義 朗 君

△ 開 会 午前１０時００分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第１ 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第１、町長提出の議案第48号について、提案理由の説明を求めます。副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案をいたしました案件は、予算案件１件でございます。それでは、予算案件について、要約して御説明を申し上げます。

議案第48号は、令和元年度南種子町一般会計補正予算（第３号）でございまして、８月29日から30日にかけての大雨により、被害を受けました農地農業用施設の災害復旧に要する費用に伴うもので、1,193万円を追加し、総額57億4,112万4,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第２ 議案第48号 令和元年度南種子町一般会計補正予算（第３号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第２、議案第48号令和元年度南種子町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第48号令和元年度南種子町一般会計補正予算（第３号）について、御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開き下さい。

今回の補正は、８月29日から30日にかけての大雨により、被害を受けました農地農業用施設の災害復旧に要する費用に伴うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,193万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,112万4,000円とするものでございます。

第１票の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

事項別明細書により説明をいたします。

歳出の２ページをお開きください。

農地農業用施設補助災害復旧費については、農地2件、施設1件の災害復旧事業に伴うもので、1,193万円を追加するものであります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税583万円を増額するものであります。

次に、同ページ、県支出金については、団体営農地等災害復旧事業補助金610万円の追加であります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議におきまして担当課長より御説明申し上げますので、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 具体的な場所をちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農地農業用災害の詳細の場所ではありますが、お手元の位置図を見てもらいたいと思います。赤と緑ということで掲載しておりますが、まず発生したのは8月29、30日ということで、集中豪雨関係であります。赤の部分が農地農業用関係の施設災害と、緑については農地災害というふうな状況であります。ここの資料の一番上のほうに北ノ天神地区につきましては島間の小平山集落で、農道の路肩崩壊というような形であります。

次に、行延地区であります。ここについては島間の仲之町集落で、畑の土羽崩壊というような状況であります。

もう1カ所、2の川尻地区であります。ここについては上中の西之町公民館の裏の上のほうの畑ですが、そちらのほうも土羽の崩壊ということであります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 歳入の県の支出金については、おおむね工事費の65%程度を計上しているのかというのが1点。

あと、今示された3カ所の事業量の規模、次いで補助率の総数について、それぞれ3件がかさ上げについて、どういった申請内容に該当しているのか、それをもうちょっと詳細に説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今回は、国のほうの農地農業用災害復旧補助事業ということでそちらのほうに申請をしておりますが、補助率につきましては、今現在で農地関係で50%、あと農業用施設関係で65%であります。

内容等につきましては、予算通過後、国のほうの予算査定ということで11月末に

予定しておりますので、その中で補助率の上乗せということで、目標としては農地関係で80%、あと農業用施設関係で90%ということで、今から協議を進めていくというような状況であります。

被害の規模関係ですが、まず北ノ天神地区については、農道の路肩崩壊ということで、延長で10メートルであります。ここの施工方法としては土羽工とブロック積工、それとアスファルトの舗装工という形の工事内容ということで、1,100万円の工事請負関係の中の400万円程度というような積算をしているところであります。

次に行延地区については畑の土羽崩壊ということで延長10メートル、工法については土羽工とブロック積工ということになります。事業費で350万円。

川尻地区であります、ここについては同じく畑の土羽崩壊ということで、土羽工とブロック積工、延長9メートルというような状況であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号令和元年度南種子町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第3 認定第1号 平成30年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第2号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第3号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第4号 平成30年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第5号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、認定第1号平成30年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定から日程第7、認定第5号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定までの5件を一括上程します。

この決算認定議案5件については、議会運営委員会の決定により、後もって決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることとしておりますので、説明と質疑は総括的に行います。

認定第1号から認定第5号まで、順番に説明を求めます。

初めに、認定第1号平成30年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について、総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 認定第1号平成30年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

それでは、決算書の94ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額で59億5,657万7,817円、歳出総額で59億3,073万6,166円、歳入歳出差引残額は2,584万1,651円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費が34万9,000円でありますので、差し引いた実質収支額は2,549万2,651円の黒字決算となっております。

さらに、地方自治法並びに地方財政法の規定に基づく財政調整基金への積み立てを1,300万円いたしましたので、翌年度繰越額は1,249万2,651円となったところであります。

決算額の前年度比については、歳入総額で1億7,976万4,022円、3.1%の増。歳出総額で1億9,987万6,542円、3.5%の増となったところであります。

それでは、お手元に配付しておりますA4サイズ横3枚つづりの平成30年度一般会計決算説明書について、御説明を申し上げます。

この資料の数値につきましては、地方財政状況調査の数値を引用しているため、決算額及び決算区分が決算書と異なる部分がありますので、その点については御理解をお願いいたします。

それでは、資料1ページの歳入について、御説明申し上げます。

まず、地方税については7億9,713万3,000円で全体の13.4%を占めており、前年度比で974万1,000円1.2%の増となっております。

科目別では、町民税が2,860万7,000円、12.4%の増となり、固定資産税は1,868万7,000円、3.9%の減となっております。

徴収率は町全体で95.0%、前年度より0.3ポイントの減となっております。

次に、地方交付税については23億6,276万5,000円で、全体の39.7%と高い割合を占めており、前年度比で774万8,000円、0.3%の増となっております。

普通交付税の増については、基準財政需要額の単位費用見直しや広田遺跡ミュージアムなど、平成26年借り入れの元金償還が開始されたことなどによるものであります。

特別交付税の減については、杭風線の地滑り災害や社会福祉事務所設置に伴う準備費用などを特別需要として上げておりましたが、全国で発生した大規模な災害復旧事業などへ振りかえられたことなどが主な原因となっております。

次に、国庫支出金については5億614万7,000円で、前年度比で2,675万7,000円、5%の減となっており、主に社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金によるものとなっております。

次に、県支出金については4億529万7,000円で、前年度比で3,230万3,000円、8.7%の増となっており、主に種子島周辺漁業対策事業補助金、団体営農地等災害復旧事業補助金となっております。

次に、寄附金については8億7,601万4,000円で、前年度比で3億6,994万7,000円、73.1%の増となっており、ふるさと応援寄附金の増によるものであります。

次に、諸収入については1億5,274万1,000円で、前年度比で3,568万6,000円、18.9%の減となっており、主に畜産担い手育成総合整備事業となっております。

次に、地方債については5億1,471万9,000円で、前年度比で1億7,328万6,000円、25.2%の減となっており、主に道路橋梁整備事業債、義務教育施設整備事業債となっております。

次に、歳出について説明いたします。資料につきましては、2ページが目的別による決算額、3ページが性質別による決算額となっております。

歳出の説明につきましては、性質別による決算額で御説明申し上げますので、3ページをお開きください。

まず、義務的経費については総額で20億1,278万4,000円となっており、全体の33.9%を占めております。このうち、人件費については9億7,619万7,000円、構成比で16.5%、前年度比で1,398万9,000円、1.4%の減となっております。

扶助費については3億1,314万4,000円、構成比で5.3%、前年度比で171万2,000円、0.5%の増となっております。

公債費については7億2,344万3,000円、構成比で12.2%、前年度比で1,690万4,000円、2.3%の減となっております。

次に、投資的経費については総額で7億9,511万4,000円となっており、全体の13.4%を占めております。このうち、普通建設事業費については7億2,585万9,000円で、福祉センター改修事業、長谷公園整備事業、自然の家耐震補強改修事業、西野小校舎建設事業、社会資本整備総合交付金を活用した各事業などであります。

次に、物件費を初めとするその他の経費については総額で31億2,283万8,000円となっており、全体の52.7%を占めております。このうち、物件費については15億3,050万2,000円、構成比で25.8%、前年度比で3億548万3,000円、24.9%の増となっており、ふるさと納税返礼業務手数料が主なものであります。

維持補修費については357万8,000円で、町道、農道の維持管理費などであります。

補助費等については9億8,669万7,000円、構成比で16.6%となっており、一部事務組合に対する負担金、各種団体等への補助金が主なものであります。

繰出金については4億5,622万5,000円、構成比で7.7%となっており、各特別会計への繰出し分であります。

次に、各財政指数の状況について御説明申し上げます。4ページをお開きください。

財政力指数は、3カ年平均で0.25となっております。

経常収支比率については、前年度より0.5ポイントの減で93.3%となっております。

次に、地方債の平成30年度末の現在高については、前年度より1億7,409万5,000円、2.7%の減となっており、総額で63億1,467万1,000円となっております。

次に、積立金の平成30年度末の現在高については、前年度より1億3,402万2,000円、6.3%の増となっており、総額で22億7,184万3,000円となっております。このうち財政調整基金が11億4,250万5,000円、減災基金が4億2,359万8,000円となっております。

次に、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字か赤字かを判断する指標のことでありまして、平成30年度は黒字決算でありますので数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率については、一般会計等が負担する元利償還金と公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金・補助金などの標準財政規模に対する比率のことでありまして、3カ年平均で12.5%となっているところであります。

最後に、将来負担比率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことでありまして、31.9%となっているところであります。

平成30年度については、これら4つの指標とも早期健全化基準及び財政再生基準内であり、健全な財政運営がなされていると判断しているところでありますが、今後も各指標の分析をしながら、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上、決算の概要について説明を終わりますが、細部にわたりましては、この後に設置されます決算審査特別委員会の審査において、各課から詳細な説明がありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第2号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 認定第2号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算書の110ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で8億8,959万8,806円、歳出総額8億8,210万6,389円、歳入歳出差引額749万2,417円となりました。剰余金の全額を国民健康保険基金へ積み立てをいたしましたので、翌年への繰り越しはゼロとなったところでございます。

決算額の前年度比につきましては、歳入総額で1億2,855万981円、歳出総額で1億3,114万3,455円、国保制度改革によりまして、それぞれ大幅な減額となったところでございます。また、平成30年度より町が県へ納付金を納めることとなったところでございますが、これは県が医療費等の推計から試算をして決定するものでございます。

保険事業費につきましては、被保険者の健康増進を図るため、国民健康保険事業計画に基づき、特定検診、特定保健指導の実施、人間ドッグなどの助成の実施、各種健康教室や糖尿病重症化予防に関する事業を行ったところでございます。その結果、平成30年度の特設検診実施率については、50%となりました。前年度比較で約4%の増でございます。

特定保健指導実施率は72%、前年度比較で2%の増となったところでございます。国保税の収納状況につきましては、現年度分95.38%、過年度分で9.78%となっております。

以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、決算特別委員会において報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第3号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、水道課長、日高 勉君。

○水道課長（日高 勉君） 認定第3号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明をいたします。

決算書の120ページをお願いいたします。

決算額は、歳入総額で4億1,991万5,444円、歳出総額4億1,695万482円、歳入歳

出差引残額は296万4,962円となり、その全額を翌年度に繰り越したところであります。

決算額の前年度比較では、歳入総額で547万6,182円、1.3%の増、歳出総額で544万9,080円、1.3%の増でそれぞれ増額となったところであります。

それでは、決算の概要について御説明をいたします。

まず、歳入につきましては、決算書114ページをお願いいたします。

使用料及び手数料は1億2,277万8,933円、前年度比で1,285万6,043円、9.5%減となっておりますが、これは4月1日から上水道へ移行となり、会計も複式簿記となったことにより、3月末の打ち切り決算となったため、水道使用料金の収納額が減額したことによるものであります。

分担金及び負担金は80万円で、前年度比10万円、14.3%の増となっております。

国庫支出金は、中央統合簡易水道事業国庫補助金で9,625万8,000円となっております。

県支出金ですが、衛生費委託金で権限移譲事務交付金として13万1,000円となっております。

次に、115ページ、繰入金ですが、6,897万2,404円で、前年度比554万5,742円、8.7%増となっております。

繰越金でございますが、293万7,860円で、前年度比92万6,067円、46%増となっております。

同ページから、116ページの諸収入でございますが、663万4,321円で、前年度比694万8,115円、51.2%減となっております。これは雑入の消費税還付金や道路改良工事に伴う配水管移転補償費の減が主な要因でございます。

町債であります、1億2,140万円で、前年度からいたしますと880万円、7.8%増となっておりますが、これは中央統合簡易水道事業に伴う事業費の起債額によるものであります。

次に、117ページの歳出でございます。

総務費は6,830万8,464円で、前年度からいたしますと1,669万7,213円、19.6%減となっており、委託料や消費税・備品購入費の減が主な要因となっております。

次に、118ページをお願いします。

事業費は2億7,223万7,157円で、前年度からしますと2,220万2,156円、8.9%増となっており、ろ過砂購入のための原材料費や中央統合簡易水道事業費の増が要因となっております。

次に、19ページをお願いいたします。

公債費は7,639万9,101円で、前年度からすると5万6,250円の減となっております。

す。

以上で、決算の概要の説明を終わりますが、詳細内容につきましては、この後に設置されます決算審査特別委員会の決算審査におきまして、資料を添えて御説明を申し上げますので、認定方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第4号平成30年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 認定第4号平成30年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算書の141ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で6億5,720万6,911円、歳出総額で6億5,630万8,701円、歳入歳出差引89万8,210円となり、その全額を翌年度へ繰り越したところでございます。

決算額の前年度比につきましては、歳入総額で238万5,628円、歳出総額で251万8,973円それぞれ減額となっているところでございます。

概要といたしましては、平成30年度を初年度とした第7期介護保険事業計画に基づき、事業を進めてまいりました。平成31年3月末現在の要介護・要支援認定者の数は、311人となっております。認定率は15.3%となっております。うち、要支援・要介護1の者が105人で、認定者全体の33.8%を占めております。

なお、認定者のサービス利用実績についてでございますが、全体件数で7,375件であり、内訳として訪問・通所系サービス2,231件、30.3%、居宅介護支援1,821件、24.7%、福祉用具貸与1,226件、16.6%、地域密着型サービス1,075件、14.6%、施設サービス471件、6.4%、短期入所サービス465件、6.3%が主なものとなっております。

保険給付費は5億5,471万3,940円、前年度比較で19万2,419円、0.03%の増額となっております。

保険料の徴収実績でございますが、現年度分99.37%、滞納繰り越し分17.75%、全体で97.2%となったところでございます。

以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、決算特別委員会において御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第5号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 認定第5号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

それでは、決算書の149ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で8,974万7,306円、歳出総額で8,764万7,876円、歳入歳出差引209万9,430円となり、その全額を翌年度へ繰り越したところでございます。

歳入は、現年度分で後期高齢者保険料の特別徴収保険料、現年過年あわせて収入済額が2,665万9,200円、収納率は100%でございます。普通徴収保険料、現年分では、収入済額1,726万5,100円で、収納率は98.76%、滞納繰越分につきましては収納済み53万6,685円で、収納率100%でございました。

一般会計からの繰入金は、事務費等繰入金及び保険基盤安定繰入金含め4,039万9,681円となっております。

歳出につきましては、総務管理費968万5,291円、後期高齢者医療広域連合納付金7,668万9,981円が主なものでございます。

以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、決算特別委員会において報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたって各会計ごとに行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算について質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 議長、財産に関する調書とかについて、関連でこの機会によろしいんですかね。

○議長（広浜喜一郎君） 質問事項はどういうことでしょうか。

○8番（小園實重君） 財産に関する調書の4ページ（4）に出資による権利がありますが、種子島農業公社の法人格名を正しく、まず示してください。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 公益財団法人種子島農業公社であります。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） そのお示しがあつた公益法人格取得の時点で、設立のとき、ほぼ1億円規模で本町も負担、出資をしたわけではありますが、現在は、公益法人格取得時点で寄附行為みたいな取り扱いにかわっているんじゃないかと思いますが、出資に関する権利として、存在するのか聞きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 種子島農業公社の出資金の関係であります。ここについては南種子町、中種子町、農協の3者でお金を出資しているということで、内容等については、平成7年に設立したものでありますが、公益財団法人については、平成21年に公益財団法人への移行ということでもあります。

今、言われた出資金関係の取り扱いについては、今、ちょっと即答ができません

ので、この後、また正確なことを調べて報告させてもらいたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 私は前期、本議会の議長職として該当団体公社の評議員を務めてまいりましたが、農業公社の示す資料によると、もう町の出資金、権利はなくなっていると、そういうふうな説明を受けてきておりますので、この資料で示す出資金権利というのは大いに疑義を持っております。議長、特別委員会の中で、このままで問題がなければそのように理解できる説明を求めるとともに、そうでなければ正しい権利について決算特別委員会までに示していただくように要請いたします。終わります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する平成30年度決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する平成30年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。平成30年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会

条例第7条第4項の規定によって、小園實重君、名越多喜子さん、濱田一徳君、大崎照男君、柳田 博君、廣濱正治君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、平成30年度決算審査特別委員会の委員は、小園實重君、名越多喜子さん、濱田一徳君、大崎照男君、柳田 博君、廣濱正治君を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に、ただいま設置されました特別委員会の正副委員長を選出をお願いいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時59分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定した旨、報告がありましたのでお知らせします。

平成30年度決算審査特別委員会の委員長に柳田 博君、副委員長に小園實重君。

以上、お知らせします。

日程第8 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。福島照男君。

〔福島照男君登壇〕

○2番（福島照男君） それでは、発議第2号について提案をいたします。

発議第2号は、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出であります。

別紙意見書を内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣に提出するものであります。

提出者は、南種子町議会議員福島照男、賛成者は南種子町議会議員名越多喜子、同小園實重、同濱田一徳でございます。

趣旨については、意見書の中に詳しく記載しておりますが、過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急処置法制定以来、4次にわたる特別処置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・広域的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合

的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立、推進することが重要であり、新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第9 閉会中の継続調査の申し出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————・—————

日程第10 議員派遣の件

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長から発言を求められていますので、発言を許します。総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 先ほどの小園議員の質問の中で、公益財団法人の設立の年度は平成21年ということで答弁したわけですが、ここについては平成23年6月1日ということですので、そこの修正をお願いいたしたいと思います。

_____・_____・_____

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和元年第3回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

_____・_____・_____

閉 会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 小 園 實 重

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗